

小笠原諸島振興開発のあり方

政策の効果等

【小笠原諸島の沿革】

- ・小笠原諸島は、本土から約1,000kmという遠く隔絶した外海に位置し、亜熱帯性の海洋性気候であり、台風の常襲地帯である。
- ・太平洋戦争中には、7,000名弱の島民が強制疎開させられ、その後の米国統治時代は、多くの島民が23年間帰島できなかった歴史がある。
- ・昭和43年の本土復帰後は、上記をはじめとした地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情による不利性及び課題を克服するために、5年ごとに改正・延長されてきた小笠原諸島振興開発特別措置法の下、諸施策を展開してきたところ。

【目的】

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資すること。

【評価の視点及び手法】

①平成16年度以降、国の支援に基づき実施された国の(補助)事業は、確実に実施されたか。②これらの国の事業は、過去の事業や東京都が独自に実施する事業等と相まってどのような成果をもたらしたか。③今後の小笠原諸島の振興開発における課題は何かの3点を評価の視点とし、①小笠原諸島振興開発事業の実施状況等の把握、課題分析、②小笠原諸島の現状について客観的データを踏まえての現状分析、③現地でのヒアリング等、現地調査による現状分析等、④東京都、小笠原村関係者の振興開発計画の成果と課題についてのヒアリング調査、これまでの各種調査で行ったヒアリング、アンケート調査の結果分析の4点を評価手法とする。

高速交通・通信アクセスの整備

●着実に進められた道路整備

平成17年における道路整備状況(平成17年4月1日現在)

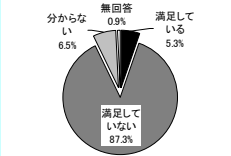
項目	小笠原諸島		全国(離島)			
	一般都道府県道	一般市町村道	一般国道	主要地方道	一般都道府県道	一般市町村道
実延長(km)	35.3	14.7	486	1479.1	1859.8	17415.6
規格改良済延長割合	98.6%	98.0%	96.3%	84.6%	78.8%	45.5%
未改良延長割合	1.4%	2.0%	3.7%	15.4%	21.2%	54.5%
舗装済延長割合	100.0%	99.3%	99.6%	97.5%	96.4%	68.1%
未舗装延長割合	0.0%	0.7%	0.4%	2.5%	3.6%	31.9%

●まだまだ遠い本土

船名	就航年	所要時間	便数
樺丸	S47~S48	44時間	週1便
父島丸	S48~S54	38時間	おおむね週1便
おがさわ丸	S54~H9	29時間	6日に1便
新おがさわ丸	H9~	25時間半	おおむね6日に1便

●ブロードバンド化等高度情報化への強い期待

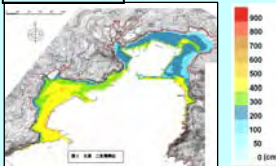
インターネット接続満足度 N=449



総合的な防災対策

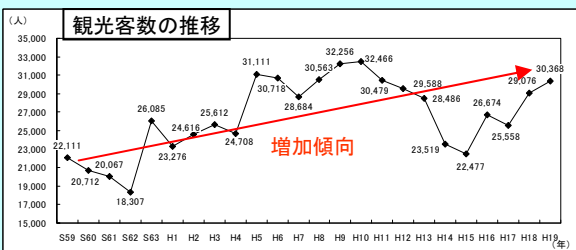
●大きな被害が想定される
東南海・南海地震による津波への対策が急務

津波予想図

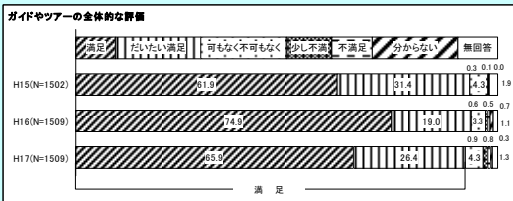


自然環境の保全と観光開発

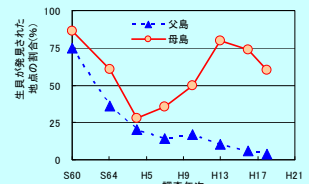
●地域資源を生かした更なる観光振興に期待



●エコツーリズムへ高い評価



●病害虫アフリカマイマイの駆除が進展



●村民ボランティアによる移入種除去の推進

	H16	H17	H18	H19
参加人数(人)	38	58	77	75
除去量(kg)	230	495	450	1,100

主な課題

今後の対応方針

振興開発事業により、島内の社会基盤の整備は着実に進展しているが、継続的課題、経年的課題や新たな課題などが存在する。それぞれの課題はいずれをとっても小笠原村や東京都が単独で取り組める課題ではなく、国も含めた関係機関の連携・協力の下、総合的な対策を講じていく必要がある。その中でも特に解決を目指すべき課題を以下に挙げる

●本土との交通・通信アクセスの向上

航路しかアクセス手段のない小笠原諸島では、所要時間は短縮されてきているとはいえ、本土との高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題。

また、情報通信は、その接続環境に満足している世帯は5%にとどまっていることから、高度情報化のニーズが高い。さらに、地上波デジタル放送については、現行施設では視聴できなくなることから、対策が必要となっている。

●防災対策

小笠原諸島は、台風の常襲地帯であり、砂防・地すべり対策は今後とも必要である。また、東南海・南海地震では、大規模な津波被害等が想定されるため、必要な施策を講じる必要がある。

●自然環境の保全と観光開発

固有種・希少種の保全については、保全対策や系統保存に取り組んでいるが、近年、外来種が絶滅危惧種を駆逐する勢いで繁殖していることが判明するなど、世界自然遺産登録に向けた新たな課題も見られる。

また、特有の自然環境を活かしたツーリズム産業を振興することにより、多くの観光客が島を訪れることから、外来種の侵入阻止や踏圧による裸土化・土壌浸食等の発生防止など、自然環境・自然景観の保全を適切に図ることも課題。

航空路の開設に関し、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に関する諸課題について検討していく。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

また、地上波デジタル放送への対応や、地理的制約を克服する上で必要な高度情報化については、検討途上であり、引き続き取り組みが必要がある。

施設の整備・移転のみならず、避難救援体制の充実といった総合的な防災対策が必要である。また、砂防・地すべり対策は継続的な取り組みが必要である。

小笠原特有の固有種・希少種の保全については、自生地における保全対策のほか、系統保存の取組を今後も進めるとともに、世界自然遺産登録に向け、外来生物(移入種)対策を一層推進していく必要がある。

また、環境保全に対する来島者への啓発活動を推進し、景観の保護と植生回復を図る。

小笠原諸島振興開発のあり方

平成21年3月

国土交通省

(評価書の要旨)

テーマ名	小笠原諸島振興開発のあり方	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局特別地域振興官 (山近英彦)
評価の目的、 必要性	<p>小笠原諸島については、昭和43年に我が国への復帰が実現した後、昭和44年に「小笠原諸島復興特別措置法」が5年間の時限立法として制定され、以降、「小笠原諸島振興特別措置法」(昭和54年)、「小笠原諸島振興開発特別措置法」(平成元年)と、時宜に応じ名称や目的を変更しつつ、今日に至るまでその振興が図られてきた。</p> <p>現行法は、平成16年度当初から施行され、平成20年度末に期限を迎えることから、現行法に基づく小笠原諸島の振興開発の成果と課題を検証し、今後の小笠原諸島の振興開発のあり方の検討に資することを目的とする。</p>		
対象政策	小笠原諸島振興開発基本方針及び施策の推進		
政策の目的	<p>小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資すること。</p>		
評価の視点	<p>①平成16年度以降、国の支援に基づき実施された国の(補助)事業は、確実に実施されたか。</p> <p>②これらの国の事業は、過去の事業や東京都が独自に実施する事業等と相まってどのような成果をもたらしたか。</p> <p>③今後の小笠原諸島の振興開発における課題は何か。</p>		
評価手法	全 般	<p>全体としては、以下の4点をふまえた評価を行うものとする。</p> <p>①小笠原諸島振興開発事業の実施状況等の把握、課題分析</p> <p>②小笠原諸島の現状について客観的データを踏まえての現状分析</p> <p>③現地でのヒアリング等、現地調査による現状分析等</p> <p>④東京都、小笠原村関係者の振興開発計画の成果と課題についてのヒアリング調査、これまでの各種調査で行ったヒアリング、アンケート調査の結果分析</p>	
	ステークホルダー(利害関係者)別の分析	東京都、小笠原村への小笠原諸島振興開発計画の成果と課題のヒアリングやこれまで各種調査(観光、環境分野など)で行ったヒアリング、アンケート調査の結果を分析し、施策に反映させる。	
	国民等に対する利用満足度等の測定	島民等に対するアンケート調査等	

<p>評価結果</p>	<p>小笠原諸島におけるこれまでの振興開発事業により、島内の社会基盤の整備は下記を例として着実に進展している。それらの効果等については島民へのヒアリング調査等から、相応の成果が得られていると評価される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域産業（農水産業、観光業）の基盤施設 ○島内交通基盤 ○島内高度情報化 ○生活環境施設 <p>しかしながら、ハード面では、継続的課題として、本土との交通・通信アクセスの向上や医療・福祉基盤の整備が必要である他、新たな課題としての防災対策、また、経年的課題として老朽化した簡易上水道、浄水場、住宅など生活関連基盤の維持・管理・修繕・建替等の問題がある。</p> <p>一方、地域産業の振興や、世界自然遺産登録に向けた自然環境の保全（外来種対策）やエコツーリズムの推進など自然環境の保全と観光開発との両立等により小笠原諸島の自立的発展のソフト面の環境整備を進めていくことが必要である。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>平成 20 年 7 月 18 日付で小笠原諸島振興開発審議会より国土交通大臣に対して提出された意見具申（小笠原諸島振興開発特別措置法第 11 条第 2 項）も踏まえ、法期限後の小笠原諸島の振興開発のあり方を検討し、法改正、予算要求等に反映させる。</p>
<p>第三者の知見の活用</p>	<p>政策評価の制度設計、運営状況等について専門的・中立的観点で意見をいただくため、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」を設置しており、本政策レビューにおいても政策評価会において政策レビューの経過報告を行い、評価の対象、評価の視点や手法について、委員の有識者から助言をいただいた。</p>
<p>実施時期</p>	<p>平成 19 年度～平成 20 年度</p>

目 次

第1章 評価の枠組み	1
1-1. 評価の目的	1
1-2. 評価の対象	1
1-3. 評価の視点	1
1-4. 評価の手法	1
1-5. 実施体制	1
第2章 小笠原諸島の特性とこれまでの経緯	3
2-1. 小笠原諸島の地理的・自然的特性	3
2-2. 小笠原諸島の沿革・概況	4
(1)小笠原諸島の沿革	4
(2)小笠原諸島の概況	5
2-3. 小笠原諸島振興をめぐる支援に係るこれまでの経緯	11
(1)小笠原諸島の復興・振興に係る法制定の経緯	11
(2)小笠原諸島振興開発特別措置法	11
(3)現行法による主な支援措置	13
(4)その他の制度に基づく支援	14
2-4. 小笠原諸島振興開発事業の概要	16
(1)小笠原諸島振興開発事業の基本方針	16
(2)小笠原諸島振興開発事業に係る予算の推移	18
第3章 小笠原諸島振興開発の現状と評価	19
(1)土地(公有水面を含む)の利用	20
(2)道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備	22
(3)地域特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に係る施策	30
(4)住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等	40
(5)自然環境の保全及び公害の防止	51
(6)防災及び国土保全に係る施設の整備	57
(7)教育及び文化の振興	59
(8)観光の開発	63
(9)国内及び国外の地域との交流の促進	71
(10)小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成	74
(11)帰島を希望する旧島民の帰島の促進	76
第4章 小笠原諸島振興開発の総合的評価	79
おわりに	81
(別添1)第78回小笠原諸島振興開発審議会 議事録(抜粋)	82
(別添2)第79回小笠原諸島振興開発審議会 議事録(抜粋)	90
(別添3)第80回小笠原諸島振興開発審議会 議事録(抜粋)	98
(別添4)小笠原諸島振興開発審議会 現地視察意見交換会 議事録(抜粋)	102

第1章 評価の枠組み

1-1. 評価の目的

小笠原諸島については、昭和43年(1968年)に我が国への復帰が実現した後、昭和44年(1969年)に、「帰島を希望する旧島民の帰島促進」や「小笠原諸島の急速な復興を図ること」を目的とする「小笠原諸島復興特別措置法」が、5年間の時限立法として制定された。

以降、適宜名称や目的を変更しつつ、5年ごとに延長がなされ、昭和54年(1979年)には「小笠原諸島振興特別措置法」、平成元年(1989年)には「小笠原諸島振興開発特別措置法」と名称を変えながら、今日に至るまでその振興が図られてきた。

現行法は、平成16年度当初から施行され、平成20年度末に期限を迎えることから、現行法に基づく小笠原諸島の振興開発の成果と課題を検証し、今後の小笠原諸島の振興開発のあり方の検討に資することを目的とする。

1-2. 評価の対象

本政策レビューでは、評価対象の政策を「小笠原諸島振興開発施策」とする。具体的には、国が策定した「基本方針」に基づき東京都が策定した「振興開発計画」に対して国が支援した施策の状況及びその成果を対象とする。

1-3. 評価の視点

- ①平成16年度以降、国の支援に基づき実施された国の(補助)事業は、確実に実施されたか。
- ②これらの国の事業は、過去の事業や東京都が独自に実施する事業等と相まってどのような成果をもたらしたか。
- ③今後の小笠原諸島の振興開発における課題は何か。

1-4. 評価の手法

■全般

全体としては、以下の4点をふまえた評価を行うものとする。

- ①小笠原諸島振興開発事業の実施状況等の把握、課題分析
- ②小笠原諸島の現状について客観的データを踏まえての現状分析
- ③現地でのヒアリング等、現地調査による現状分析等
- ④東京都、小笠原村関係者の振興開発計画の成果と課題についてのヒアリング調査、これまでの各種調査で行ったヒアリング、アンケート調査の結果分析

1-5. 実施体制

(1) 実施主体

「国土交通省政策評価基本計画」に基づき、都市・地域整備局が政策を企画立案し、遂行する立場で自ら評価を実施し、評価書を取りまとめる。

(2) 政策評価の観点からの助言機関

政策評価の制度設計、運営状況等について専門的・中立的観点で意見をいただくため、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」を設置しており、本政策レビューにおいても政策評価会において政策レビューの経過報告を行い、評価の対象、評価の視点や手法について、委員の有識者から助言をいただいた。

図表1 「国土交通省政策評価会」委員名簿(敬称略)

石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
工藤 裕子	中央大学法学部教授
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
松田 美幸	学校法人麻生塾法人本部ディレクター
森田 祐司	監査法人トーマツ パートナー(公認会計士)
山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授

第2章 小笠原諸島の特性とこれまでの経緯

2-1. 小笠原諸島の地理的・自然的特性

■位置

小笠原諸島は、東京の南約 1,000kmに位置する父島列島をはじめとする約30の島により構成され、聳島列島、父島列島、母島列島、硫黄列島の4つの列島と、西之島、南鳥島、沖の鳥島の3つの独立島からなっている。このうち、実際に住民が居住するのは、現在、父島及び母島のみである。

小笠原諸島の中心である父島は、東京から約 1,000 km離れており、グアム島と東京のほぼ中間に位置している。また、母島は父島の南方約 50kmに位置している。父島と母島は沖縄本島とほぼ同緯度に位置し、沖の鳥島は日本の最南端、南鳥島は最東端に位置している。

同諸島の存在により、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保しており、安全上及び経済上重要な地域である。

■気候・自然環境

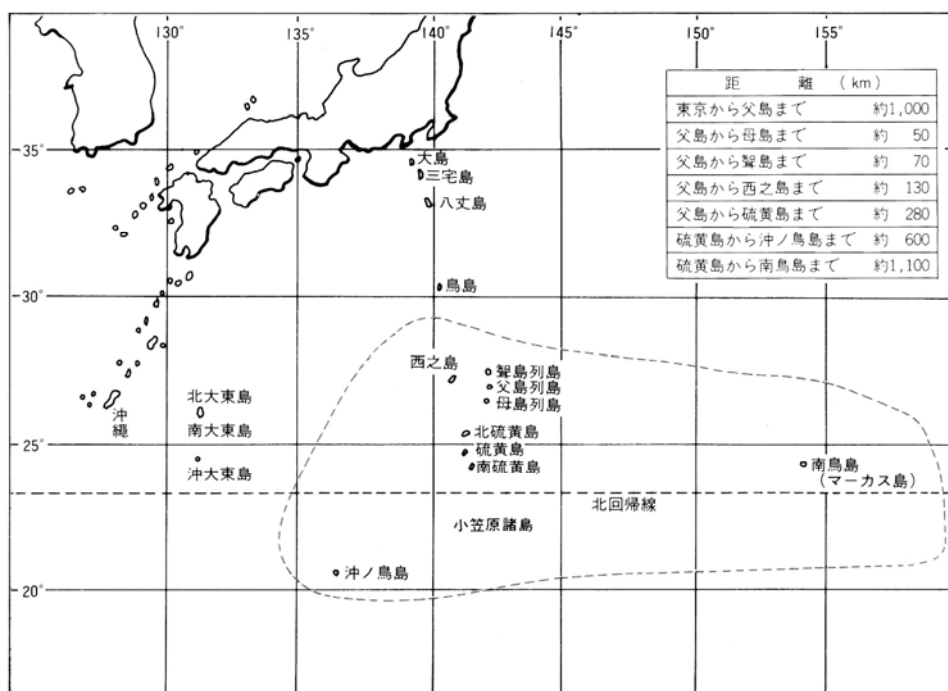
亜熱帯性の海洋性気候である小笠原諸島は、台風の常襲地帯でもある。また、島の成立以来一度も大陸と陸続きになったことがない孤島のため、ワダンノキ、シロテツ、オオハマギキョウ、ムニンノボタンなど多くの固有種・希少種が生息している。

父島・母島の約4分の3が国立公園に指定されており、また世界自然遺産の候補地ともなっている。

■地勢

小笠原諸島の総面積は約 104km²である。島ごとに見ると、主島の父島は面積約 24km²、一番高い山は中央山(318m)で、島の周囲は 52km で比較的海岸線に恵まれている。母島は面積約 21km²、島の中央に乳房山(463m)があり、島の周囲は 58km でほとんどが急峻な崖となっている。聳島列島は、海岸部は全般に海蝕崖に囲まれるが、内陸部は比較的平坦な地形を持つ島が多いのが特徴である。

図表2 小笠原諸島の位置



資料:国土交通省

2-2. 小笠原諸島の沿革・概況

(1) 小笠原諸島の沿革

小笠原諸島は太平洋戦争の戦局悪化による島民の強制疎開とその後の米国統治という特殊な沿革から、戦後23年を経て昭和43年(1968年)に小笠原諸島の本土復帰が実現し、小笠原村、小笠原総合事務所、東京都小笠原支庁等の行政機関が設置された。

島民の帰島も開始され、生活再建のため、昭和44年(1969年)小笠原諸島復興特別措置法が制定され、さらに翌45年(1970年)小笠原諸島復興計画閣議決定を経て、小笠原諸島の復興事業が開始された。また、世界的に貴重な生物の生育域であることに鑑み、昭和47年(1972年)、島嶼の大半が国立公園区域に指定された。さらに、昭和49年(1974年)に父島及び母島の全域が都市計画区域に指定され、開発と保全の調和を目指した秩序ある都市基盤の整備が行われるべき地域として位置づけられた。

なお、平成20年(2008年)には小笠原諸島返還40周年を迎え、様々な記念行事が行われている。

図表3 小笠原諸島の沿革

文禄2年(1593年)	小笠原貞頼により発見されたと伝えられる。
天保元年(1830年)	ハワイから二十数名の欧米人が父島に移住。
文久1年(1861年)	八丈島から初めて日本人が移住。
明治9年(1876年)	国際的に日本領土と認められる。内務省出張所が開設。 ※戦前のピーク人口 7,711人(昭和19年)
明治13年(1880年)	東京府の管轄となり、東京府小笠原出張所が設置される
昭和19年(1944年)	太平洋戦争の戦局の悪化により、島民6,886人が本土に強制疎開させられる。
昭和21年(1946年)	戦後、米国の軍政下に置かれる。 欧米系島民135人が帰島を許され、うち129人が帰島する。
昭和43年(1968年)	小笠原諸島が日本に返還される。小笠原村が設置、東京都の行政管理下に編入される。小笠原総合事務所、東京都小笠原支庁及び小笠原村役場の行政機関が設置される。 山林原野からの復興開始。
昭和44年(1969年)	小笠原諸島復興特別措置法が制定される。
昭和47年(1972年)	小笠原諸島が国立公園に指定される。
昭和49年(1974年)	父島及び母島の全域が都市計画区域に指定される。 小笠原諸島復興計画(改定10箇年計画)が閣議決定される。
昭和54年(1979年)	小笠原諸島復興特別措置法が小笠原諸島振興特別措置法と改正される。 小笠原諸島の村政が確立し、真の自治体として発足する。
平成元年(1989年)	小笠原諸島振興特別措置法が小笠原諸島振興開発特別措置法と改正される。
平成2年(1990年)	国土利用計画法の監視区域(200㎡以上)に指定される。
平成19年(2007年)	世界遺産条約に基づく暫定一覧表に「小笠原諸島」が追加される。
平成20年(2008年)	小笠原諸島返還40周年

資料:管内概要(東京都小笠原支庁)ほか

(2) 小笠原諸島の概況

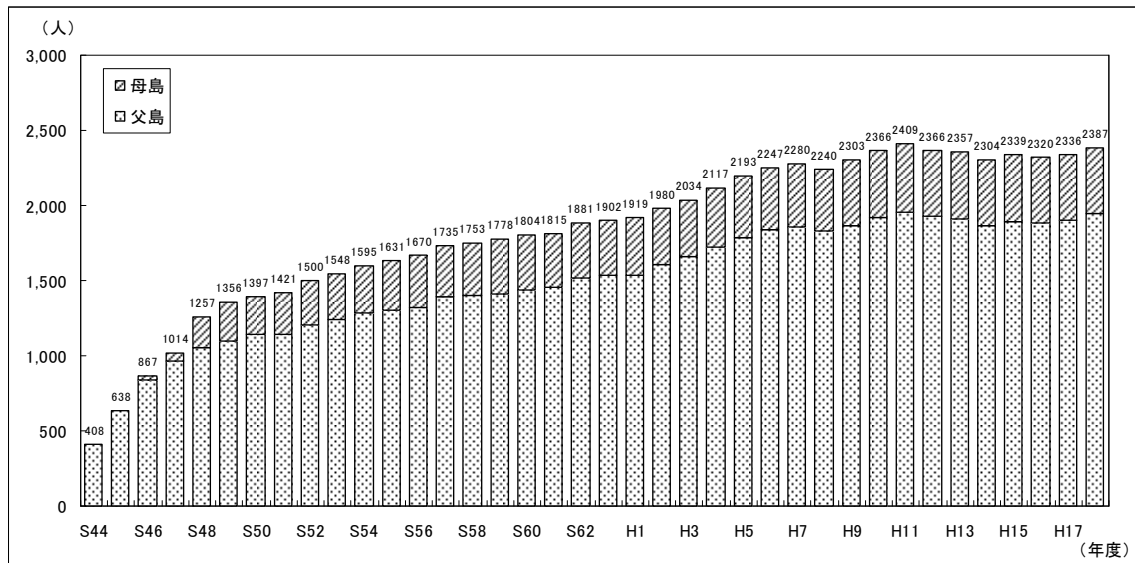
■人口

①総人口の動向

小笠原村の人口は、我が国への返還後着実に増加を続けてきたが、平成11年度の2,409人をピークに、以降は微増減を続けており、増加傾向は停滞している。平成20年7月1日現在の住民基本台帳人口は、父島1,967人、母島452人、計2,419人であり、振興開発計画で目標として定められた常住人口(約2,500人)はほぼ達成しつつある。しかし、短期滞在者を含めた在島人口でみると、平成18年度末時点で2,447人であり、目標人口(約3,000人)の約82%となっている。

なお、常住人口の8割は父島に居住しており、その割合はほぼ一定である。

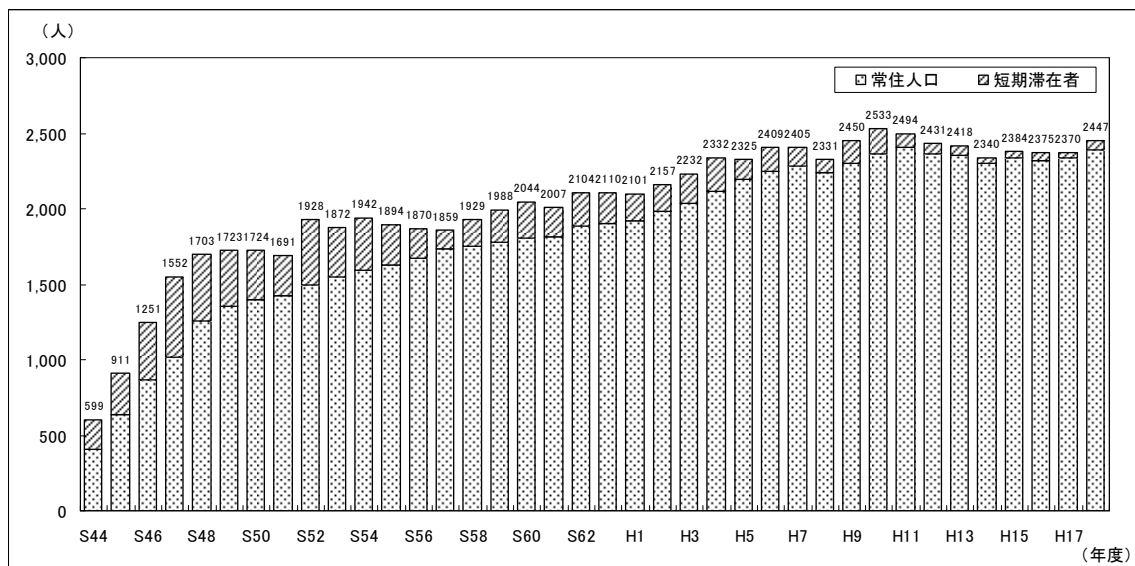
図表4 小笠原諸島の常住人口の推移



※人口は、各年度末現在

資料:「年度別小笠原諸島在島人口調」小笠原諸島振興開発事業の成果 平成18年度(東京都)

図表5 小笠原諸島の人口の推移



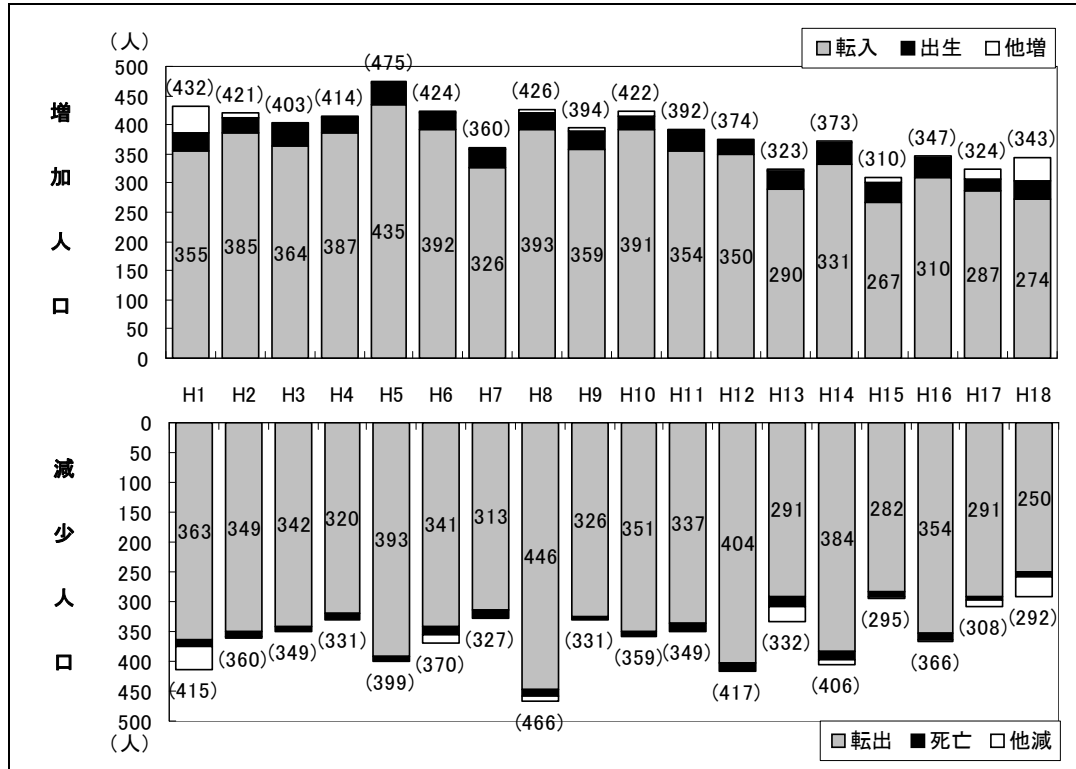
※人口は、各年度末現在。また短期滞在者は、各年度末時点での建設会社等で働いている人口である。

資料:「年度別小笠原諸島在島人口調」小笠原諸島振興開発事業の成果 平成18年度(東京都)

②転出入の動向

小笠原村における近年の人口増減の推移をみると、大部分が社会増減によるものであり、毎年 300～400 人が転出入している。これは村の人口の3割を占める公務員が数年周期で異動することなどが主な要因と考えられる。

図表6 小笠原村における人口増減の推移



資料:住民基本台帳

なお、高校卒業生の島内残存数は、平成18年卒業生では7人中、島内就職が1人、平成19年卒業生では16人中、島内就職が2人であり、多くの高校卒業生が島外に進学している。

図表7 高校卒業生の島内残存数(単位:人)

	総数	就職		進学		未就職
		島内	島外	島内	島外	
18年卒業生	7	1	-	-	4	2
19年卒業生	16	2	-	-	13	1

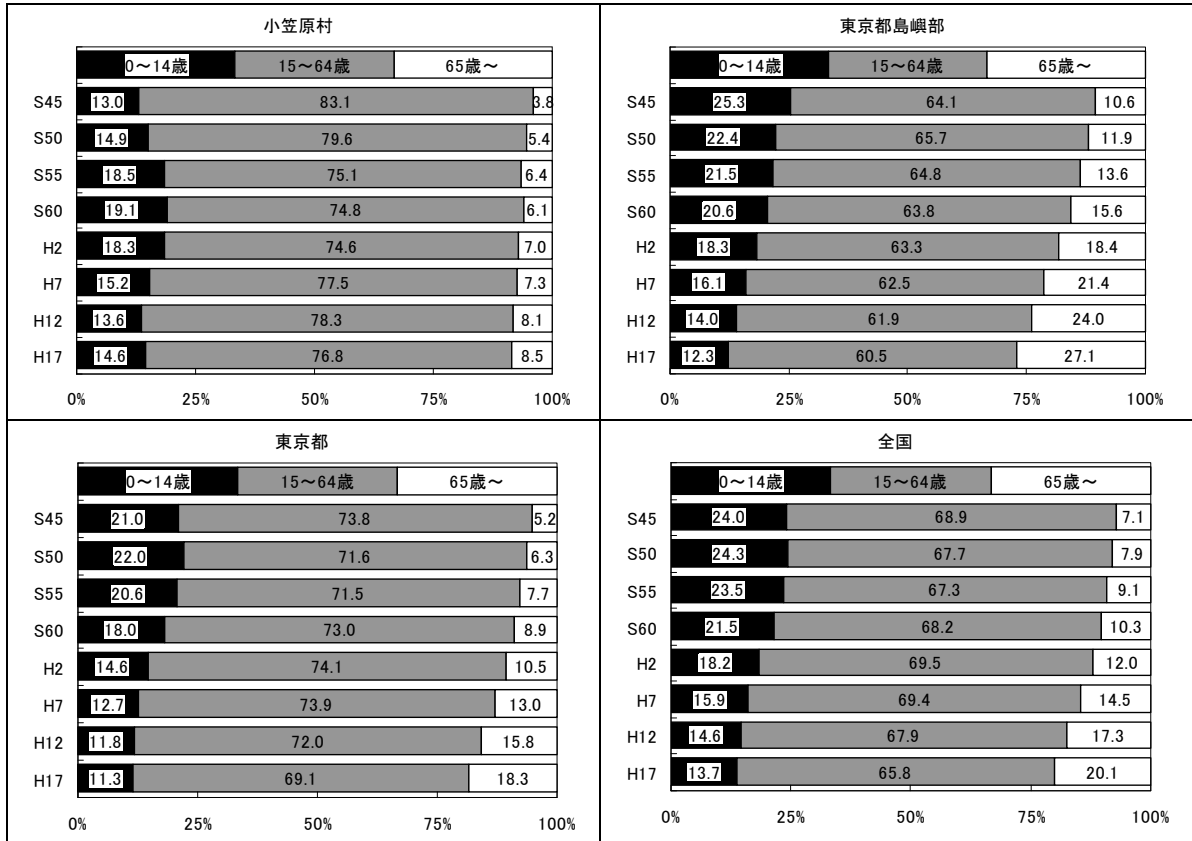
※時点は卒業時

資料:小笠原村資料

③年齢別人口構成及びその推移

小笠原村の年齢別人口構成をみると、昭和55年から平成2年にかけて、年少人口(0～14歳)割合が一時期高まったが、平成7年からは徐々に割合が低くなる傾向がみられ、平成17年現在で14.6%となっている。全国や東京都の水準と比べると高齢人口(65歳以上)割合は低いものの、わずかながら高齢化が進みつつある。

図表8 年齢3区分別人口構成の推移



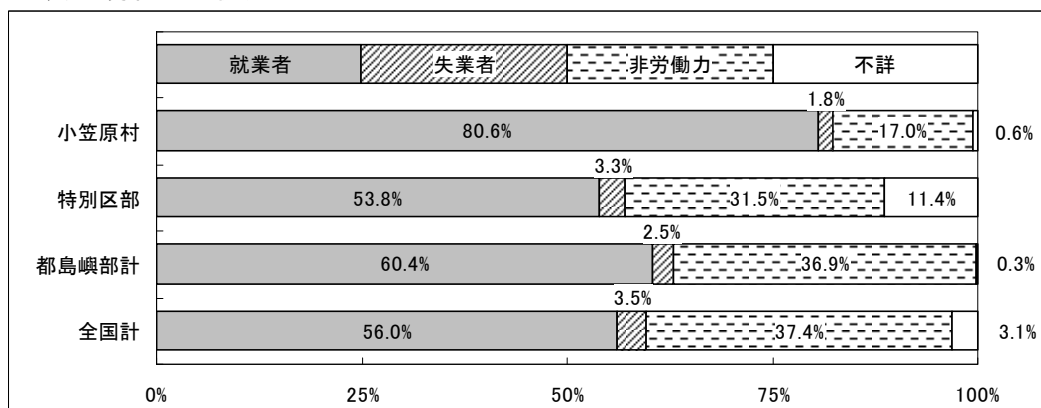
資料:国勢調査

④労働力の状況

全労働力人口に対する就業者・失業者等の割合をみると、小笠原村では就業者割合が80.6%と高く、都島嶼部や東京都、全国と比較して失業者割合が低い。

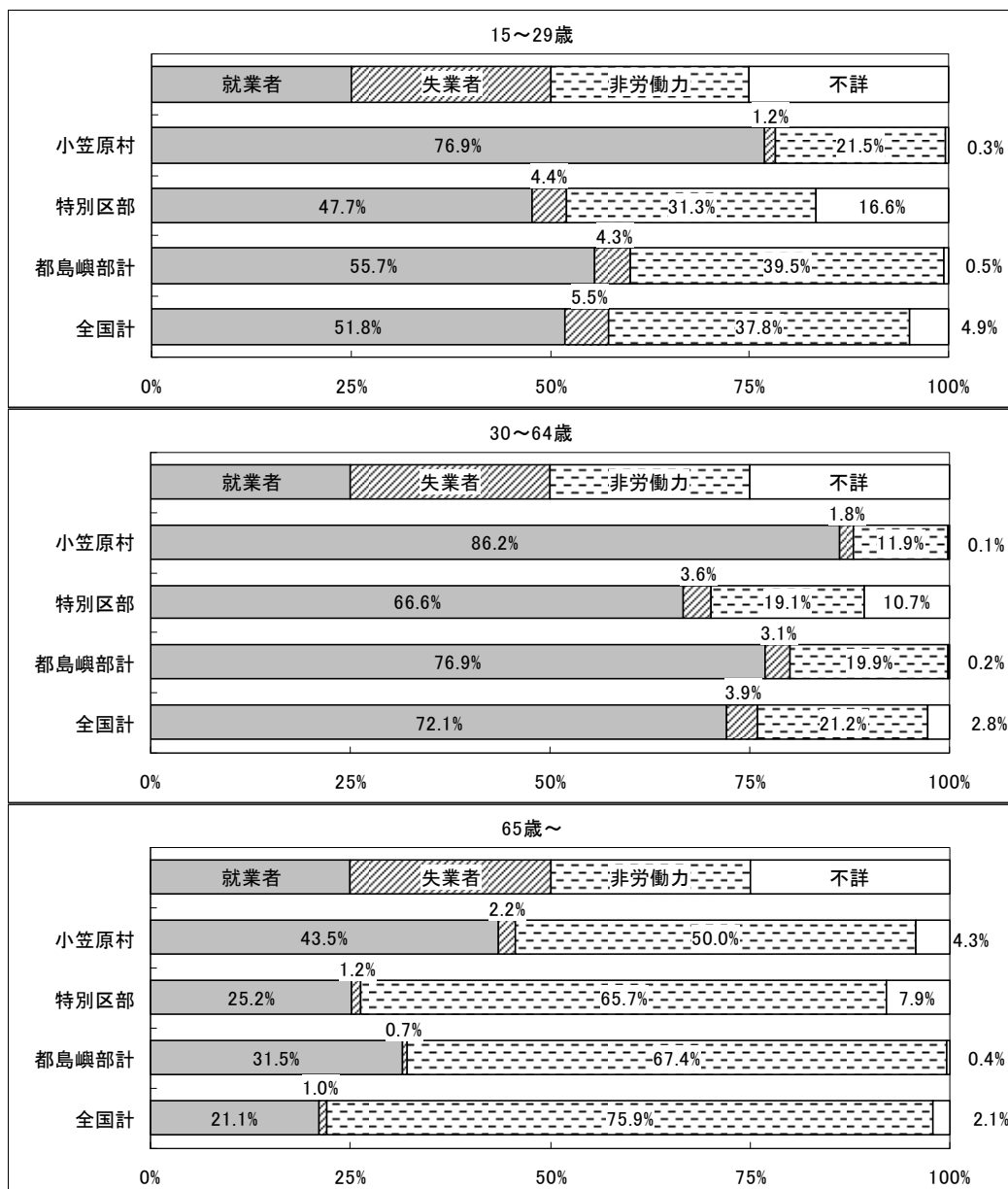
年齢区別にみると、15～29歳での就業割合が特に全国等と比べて高くなっている。

図表9 労働力の状況



資料:H17 国勢調査

図表10 年齢3区分別労働力状況



資料:H17 国勢調査

■財政状況

小笠原村は、昭和43年以来の小笠原諸島復興事業、小笠原諸島振興事業、小笠原諸島振興開発事業による事業が実施されてきており、村の財政はこれらの事業の規模に影響されるところが大きい。

小笠原村の財政力指数は近年 0.33～0.35 の間で推移しており、類似団体平均と同水準にあるが、情報センターの開設による通信費など経常経費の上昇により、経常収支比率は平成18年度には 90.1%と90%を超えており、財政構造の硬直化が進んでいる。

実質公債費比率は、普通建設事業費に係る起債の償還に伴い上昇しているが、類似団体平均とは同水準にある。

近年の普通会計の決算状況を見ると、歳入については地方交付税が約 24～29%、振興開発事業に基づく国庫支出金及び都支出金の割合が約 9～21%と高く、村税は 10～11%程度となっている。

普通会計の性質別歳出については、振興開発事業に基づく投資的経費が約 20～31%、物件費が約 24～31%、人件費が約 18～20%と高い割合となっている。

図表11 小笠原村の財政(単位:千円)

区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18
歳入総額	3,902,492	3,742,286	3,909,253	3,815,330	3,321,738	3,531,506
歳出総額	3,870,080	3,679,550	3,837,506	3,803,740	3,291,697	3,483,528
基準財政収入額	423,111	386,677	368,670	371,659	363,292	354,577
基準財政需要額	1,210,828	1,125,560	1,040,239	1,053,700	1,086,140	1,131,861
標準税収入額等	561,122	512,595	488,411	492,247	477,791	462,951
標準財政規模	1,346,724	1,250,785	1,156,485	1,174,288	1,199,497	1,240,235
財政力指数	0.33	0.34	0.35	0.35	0.34	0.33
実質収支比率(%)	2.4	5	6.2	1	2.5	3.9
経常一般財源等比率(%)	110	111.6	113.2	113	113.3	115
公債費負担比率(%)	10.7	13.2	14.5	17	18	18.4
公債費比率(%)	12.4	15.6	17.1	17.5	18.7	18.9
実質公債費比率(%)					13.1	14.1
起債制限比率(%)	8.5	9.4	10.6	11.7	12.1	12.2
経常収支比率(%)	78.5	75.6	76.4	89.4	85.4	90.1
住基人口(当該年度末:人)	2,357	2,324	2,339	2,320	2,336	2,387
住民一人当たり歳出額(千円/人)	1,642	1,583	1,641	1,640	1,409	1,459

資料:市町村決算カード

図表12 小笠原村及び類似団体等の財政比較

	小笠原村	類似団体平均	東京都市町村平均	全国市町村平均
財政力指数	0.33	0.36	0.83	0.53
経常収支比率	90.1	85.5	88.7	90.3
人口一人あたり人件費・物件費等決算額	722,255	361,939	120,881	116,701
ラスパイレス指数	90.0	90.2	93.9	97.9
人口一人あたり地方債	1,871,923	1,301,790	157,676	456,703
実質公債費比率	14.1	14.6	7.2	15.1
人口千人あたり職員数	34.77	23.07	7.14	7.82

資料:平成18年度 市町村財政比較分析一覧表(東京都)

図表13 小笠原村の普通会計歳入の状況

年度	H16		H17		H18	
	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
村税	387,786	10.2%	374,941	11.3%	394,003	11.2%
地方譲与税	14,175	0.4%	19,310	0.6%	28,166	0.8%
利子割交付金・自動車取得税交付金	14,611	0.4%	14,852	0.4%	15,579	0.4%
配当割交付金	1,251	0.0%	2,031	0.1%	2,687	0.1%
株式等譲渡所得割交付金	1,306	0.0%	2,922	0.1%	2,385	0.1%
地方消費税交付金	39,275	1.0%	36,362	1.1%	37,415	1.1%
特別地方消費税交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	18,813	0.5%	18,232	0.5%	10,364	0.3%
地方交付金	913,550	23.9%	928,372	27.9%	1,012,802	28.7%
交通安全対策特別交付金	553	0.0%	554	0.0%	635	0.0%
分担金及び負担金	25,374	0.7%	26,158	0.8%	25,484	0.7%
使用料及び手数料	217,968	5.7%	218,072	6.6%	213,537	6.0%
国庫支出金	790,208	20.7%	345,382	10.4%	324,887	9.2%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	154,095	4.0%	155,182	4.7%	145,631	4.1%
都支出金	501,930	13.2%	628,834	18.9%	716,264	20.3%
財産収入	113,494	3.0%	36,906	1.1%	25,945	0.7%
寄付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰入金	44,151	1.2%	153,929	4.6%	209,105	5.9%
繰越金	71,747	1.9%	11,590	0.3%	30,041	0.9%
諸収入	95,843	2.5%	40,109	1.2%	53,176	1.5%
村債	409,200	10.7%	308,000	9.3%	283,400	8.0%
合計	3,815,330	100.0%	3,321,738	100.0%	3,531,506	100.0%

資料:管内概要(東京都小笠原支庁)

図表14 小笠原村の普通会計性質別歳出の状況

年度	H16		H17		H18	
	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
人件費	667,805	17.6%	662,859	20.1%	666,610	19.1%
物件費	916,979	24.1%	973,820	29.6%	1,076,013	30.9%
維持補修費	27,603	0.7%	38,284	1.2%	29,374	0.8%
扶助費	36,989	1.0%	35,186	1.1%	44,063	1.3%
補助費	217,535	5.7%	239,504	7.3%	240,330	6.9%
公債費	365,406	9.6%	338,236	10.3%	358,311	10.3%
積立金	222,147	5.8%	190,840	5.8%	35,946	1.0%
投資及び出資金貸付金	7,746	0.2%	5,217	0.2%	6,411	0.2%
繰出金	145,825	3.8%	148,796	4.5%	152,347	4.4%
投資的経費	1,195,705	31.4%	658,955	20.0%	874,123	25.1%
普通建設事業費	1,188,785	31.3%	658,955	20.0%	828,202	23.8%
災害復旧事業費	6,920	0.2%	0	0.0%	45,921	1.3%
合計	3,803,740	100.0%	3,291,697	100.0%	3,483,528	100.0%

資料:管内概要(東京都小笠原支庁)

■その他現在の小笠原諸島の概況(詳細分析は第3章にて後述)

常住人口に占める旧島民の帰島者の割合は減少傾向にあるが、近年でも毎年10名前後の旧島民が新たに帰島している。

主な産業は農業・漁業が戦前からの基幹産業であり、近年では漁業生産額が伸びている(約36%増(H17/H12))一方、農業生産額は減少(約11%減(H17/H12))している。

主要産業である観光業について、年間約3万人の観光客が来島しており、平成10年をピークに一時減少傾向にあったが、近年では若干回復の兆しがみられる。

小笠原諸島では復帰以降、復興・振興・振興開発事業で、重点的に公共投資を続けてきたため、道路や上下水道等の島内の生活基盤の整備は進んでいる。しかしながら、本土からのアクセス及び生活物資輸送が、所要25時間半、概ね6日に1便のみの頻度となっており、住民生活、産業・観光の振興等に多大な影響を与えている。

2-3. 小笠原諸島振興をめぐる支援に係るこれまでの経緯

(1) 小笠原諸島の復興・振興に係る法制定の経緯

昭和43年(1968年)、小笠原諸島の日本への復帰が実現した後、昭和44年(1969年)に、「帰島を希望する旧島民の帰島促進」や「小笠原諸島の急速な復興を図ること」を目的とする「小笠原諸島復興特別措置法」が、5年間の時限立法として制定された。

以降、適宜名称や目的を変更しつつ、5年ごとに延長がなされ、昭和54年(1979年)には「小笠原諸島振興特別措置法」、平成元年(1989年)には「小笠原諸島振興開発特別措置法」と名称を変えながら、今日に至るまでその振興が図られてきた。

現行法は平成16年度当初から施行され、平成20年度末を期限としている。

(2) 小笠原諸島振興開発特別措置法

平成16年に改正・延長された現行法のポイントは以下のとおりである。

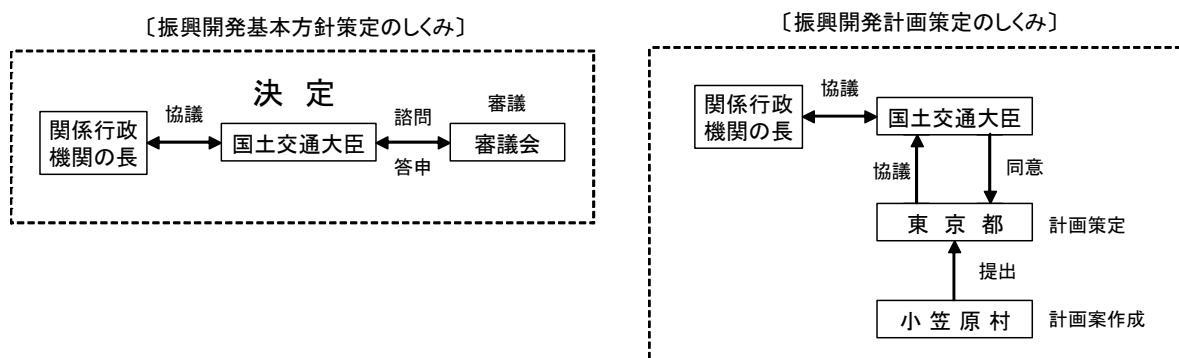
①目的

法の目的(第1条)に、『小笠原諸島の自立的発展に資する』ことを追加する改正を行った。

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

②地域の主体的な振興開発を促進するための計画体系

地元の発意と創意工夫を生かした主体的な地域づくりを推進するとともに、地理的・自然的な特殊性を優位性(他の地域にない魅力・資源)として評価し生かすため、国は基本方針を策定し、それに基づき東京都が振興開発計画を策定し、国が同意するという計画体系となっている。



③特別の措置

法第1条に掲げる特別の措置としては下記が挙げられる。

- 1) 特別の助成
- 2) 国有財産の譲渡または貸付
- 3) 税制上の優遇措置

詳細については次項に記述する。

④配慮規程の追加

小笠原諸島の自立的発展に資する観点から、以下の配慮規程を整備している。

<配慮規程>

- ・情報通信体系の充実に係る配慮規程の内容の明確化(高度情報通信ネットワーク)〔法第13条の3〕
- ・農林水産業の振興にかかる配慮規程の追加〔法第13条の4〕
- ・医療の充実に係る配慮規定の追加〔法第13条の5〕
- ・地域間交流の促進に係る配慮規程の追加〔法第13条の6〕
- ・人材の育成に係る配慮規定の追加〔法第13条の7〕

(3) 現行法による主な支援措置

①東京都や小笠原村が行う事業に対する特別の助成《法第6条》

・公共事業に係る補助率の嵩上げ

国は、東京都や小笠原村が振興開発計画に基づき実施する以下の各種公共事業について、補助率の嵩上げを行う。

図表15 現行法による公共事業に係る補助率の嵩上げ

事業区分	国の負担又は補助の割合	小笠原	参考	
			内地	離島
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路の新設又は改築	3/5 (6/10)	5/10	5.5/10
港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する港湾施設のうち水域施設及び外郭施設の建設又は改良	9/10	4/10	8/10
	港湾法第2条第5項に規定する港湾施設のうち係留施設及び臨港交通施設の建設又は改良	6/10	5/10	6/10
漁港	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設のうち外郭施設及び水域施設の修築	9/10 (水産業協同組合施行は10/10)	第三種 8/10 (9.5/10)	第三種 8/10 (9.5/10)
			第四種 8.5/10 (9.5/10)	第四種 8.5/10 (9.5/10)
	漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設のうち係留施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築	2/3 (水産業協同組合施行は4/5)	第三種 6/10 (7.5/10)	第三種 6/10 (7.5/10)
			第四種 2/3 (4/5)	第四種 2/3 (4/5)
簡易水道	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	1/2	1/4 又は 1/3	1/2
教育施設	公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の用に供する建物及び学校給食の開設に必要な設備の整備	2/3	1/2 (5/10)	5.5/10
	公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及び職員のための住宅の建築	5.5/10	5.5/10	5.5/10

・予算枠の確保(一括計上)と弾力的運用

内地の補助採択基準に適合しない小規模事業(道路整備、ほ場造成、砂防、地すべり等)や補助制度のない事業(観光交流施設、船舶建造)に対し補助を実施する。

②国有財産の譲与又は貸付《法第13条》

振興開発計画に係る目的での供用に限り、国有財産を無償又は時価より廉価で譲渡・貸し付ける。

図表16 現行法における国有財産の譲渡又は貸付

施設	国有財産の譲渡又は貸付けの方法
圃場造成に係る農道・用排水路	譲与又は無償貸付け
漁業無線施設・営農研修施設	時価の1/2の額による譲渡又は貸付け
一時宿泊所兼農業研修施設	主として一時宿泊の用に供する部分:時価の1/2の額による貸付け
	主として農業研修の用に供する部分:時価の1/2の額による譲渡又は貸付け

③旧島民の帰島における税制上の優遇《法第15・16条》

旧島民の帰島を促進するため、内地での財産処分や小笠原での不動産取得に伴う、所得税や不動産取得税に対し、控除の特例を実施する。

図表17 旧島民の帰島促進のための所得税・不動産取得税の優遇措置

特例	内容	控除額等
帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例	内地での資産の譲渡に係る所得税の控除	1,500万円(上限)
帰島に伴う不動産取得税の課税の特例	内地での不動産譲渡の2年以内に小笠原諸島で取得した不動産に係る不動産取得税の控除	譲渡した不動産の固定資産課税台帳登録価格に達するまでの金額を取得価格から控除
	家屋を残して離島した者が新たに代替家屋を取得する際の不動産取得税の控除	上記のほか、離島前の家屋の価格に達するまでの金額を価格から控除

(4) その他の制度に基づく支援

①離島航路補助（国及び都の補助制度）

「離島航路整備法」に基づき、当該航路を維持するために、離島航路事業者に対し、必要な補助金を交付する。

②生産物貨物運賃補助（都の補助制度）

島民の生活安定及び定住促進を図るとともに産業振興に寄与するため、農漁業生産物及び関連物資の運搬に要する輸送費を、予算の範囲内で補助する。

図表18 生産物貨物運賃補助の対象貨物及び補助率

区分	補助対象貨物	補助率
東京～父島間	鮮魚類・野菜・果物・植木・生花・切葉・球根・肥料・飼料	30%
父島～母島間	同上	100%

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

③生活物資輸送費補助（都の補助制度）

島内物価の安定を図るため、小笠原諸島への船舶による生活物資の運搬（東京～小笠原諸島間、小笠原相互間）に要する輸送費を予算の範囲内で補助する。

昭和44年度より実施されており、平成13年4月に補助率等が一部改定となった。

図表19 生活物資輸送費補助の対象品目及び補助率

補助対象品目		補助率
プロパンガス		100%
食料品	パン、麺類、魚介類、畜産品類、野菜類、果実類、乳製品	60%
	米穀類、小麦粉	30%
	加工調理食品、調味料、菓子類、乾物類	60%
嗜好品類（コーヒー、紅茶、お茶）		60%
日用雑貨品	トイレトペーパー、ティッシュペーパー	60%
	学用品、洗剤、入浴・洗面用具、調理用具、食器、工具、照明用具・電気製品 部品、履物、寝具、清掃用具、フィルム、その他これらに準ずる家庭雑貨類（た だし上記のうち電気製品は除く）	30%
衣料品（ただし高級品は除く）		
衛生医薬品類		

資料：管内概要 平成19年版（東京都小笠原支庁）

④旧島民帰島貨物輸送費補助（都の補助制度）

小笠原諸島における旧島民の帰島援護を図るため、東京、小笠原諸島間及び小笠原相互間の船舶による引越荷物の運搬に要する輸送費を予算の範囲内で補助する。

図表20 旧島民帰島貨物輸送費補助の対象品目及び補助率

補助対象品目	補助率
たんす類、家庭用電気製品（洗濯機、冷蔵庫等）、ふとん、ベッド、 テーブル、机、椅子等	1世帯14トン又は14㎡の範囲内で、 輸送費の全額（ただし1世帯1回限り）

資料：東京都

⑤小笠原諸島生活再建資金（都の補助制度）

帰島した旧島民に対し、生活再建に必要な資金を貸し付けることにより、帰島民の自立と定着を図る。

図表21 小笠原諸島生活再建資金一覧

区 分	貸付限度額	償還期間
農 業 資 金	50～300万円	3年以内～15年以内
漁 業 資 金	150～2,100万円	3年以内～15年以内
商 工 業 資 金	150～1,100万円	3年以内～10年以内
住 宅 資 金	住宅 750万円	25年以内（木造は18年以内）
	住宅及び土地 1,000万円	
生 活 資 金	月額1人2万円	5年以内

※1:融資額は小笠原諸島生活債権資金全体で、一世帯あたり1,450万円を限度（ただし5トン以上の漁船を取得する場合は3,050万円、民宿を経営する場合は1,850万円）とする。

※2:貸付限度額及び償還期間は、区分ごとの資金の種目により異なる。

資料：管内概要 平成19年版（東京都小笠原支庁）

2-4. 小笠原諸島振興開発事業の概要

(1) 小笠原諸島振興開発事業の基本方針

① 「小笠原諸島振興開発基本方針」について

現行法に基づき、国が策定した「小笠原諸島振興開発基本方針」(平成18年5月23日告示、以下「基本方針」という。)では、小笠原諸島振興開発事業の基本的な方向として以下5点を挙げている。

小笠原諸島振興開発の基本的な方向

- (1)小笠原諸島の地域資源の再評価と活用(「不利性」から「優位性」への転換)
- (2)地域の発意と創意工夫の活用(地元が主体となった地域づくり)
- (3)ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進(ソフト・ハード両面からの取組)
- (4)交流人口の拡大と人材育成(個々の島民の意識の向上と島外の視点を持った地域振興)
- (5)自然と共生した定住条件の整備(居住環境の構築及び島内雇用の拡大の促進)

また、同基本方針では、小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項として、11分野を設定し、各事業の実施にあたっては、「国の支援措置等を有効活用しつつ、東京都、小笠原村、民間からなる各事業主体間及び事業間の連携を強化し、ソフト・ハードの両面から、効率的・効果的な施策展開に努めるものとする」としている。

小笠原諸島の振興開発を図るための基本的な事項

- 1 土地(公有水面を含む)の利用
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等
- 5 自然環境の保全及び公害の防止
- 6 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 7 教育及び文化の振興
- 8 観光の開発
- 9 国内及び国外の地域との交流の促進
- 10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成
- 11 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

② 「小笠原諸島振興開発計画」について

現行法及び基本方針に基づき、東京都が策定した「小笠原諸島振興開発計画」(平成16年11月策定、18年11月改正、以下「振興開発計画」という。)では、振興開発のこれまでの成果と課題、今後の方向を挙げている。

小笠原諸島振興開発施策の成果	課題	今後の方向
住宅、水道等の生活基盤、道路、港湾等の交通基盤及びほ場造成、漁港等の産業基盤の整備が行われ、島民が生活するために必要な基盤整備は、相応の成果をあげてきた。	ア 産業の低迷	ア ハード施策とソフト施策とを一体とした施策の展開
	イ 自然への影響	イ 世界自然遺産の登録への取組
	ウ 本土とのアクセス	ウ 本土との交通アクセスの改善
	エ 生活環境の整備	エ 生活環境の改善

また、同振興開発計画では、「振興開発事業計画」として、基本方針に示された11分野それぞれについて、以下のとおり事業の計画が示されている。

図表22 小笠原諸島振興開発事業計画

1 土地の利用	土地利用計画については、用途区分に基づいて行う。その地域区分は、集落地域、農業地域、自然保護地域及びその他地域とする。
2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備	(1)交通施設 ○港湾については既存施設の機能向上を図るとともに、港周辺の整備に当たっては、小笠原諸島の玄関口としてふさわしい景観となるよう配慮する。 ○本土との交通アクセスを改善するため、自然環境との調和に十分配慮した航空路について将来の開設を目指し検討を進める ○道路については、景観に配慮し、その安全性や快適性等を向上させるための対策を行う。 (2)情報通信体系 村内情報通信基盤を整備するとともに、既存の情報通信体系の見直し、高速大容量の情報通信回線の確保、地上波テレビ放送のデジタル化への完全移行に向けた対策等について、検討を行う。
3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発	農業・水産業・商工業と観光業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや、本土における販路拡大を図るとともに、特産品のブランド化を推進する。
4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等	(1)住宅及び生活環境施設 ○住宅については、居住環境の向上などを旨とし、老朽化した小笠原住宅の建替えを推進する。 ○簡易水道、生活排水処理については、老朽化した施設の改修などを進める。 (2)保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保 保健・福祉・医療相互間の連携を強化し、少子高齢化社会に対応した施策の充実を図る。 (3)市街地又は集落の整備及び開発 集落内の道路の無電柱化、歩道、公園等の整備を行い、景観に配慮した小笠原らしいまちづくりを推進するとともに、集落開発として、需要に応じた宅地分譲事業を行う。
5 自然環境の保全及び公害の防止	(1)自然環境の保全 小笠原固有の希少種の保全及び外来生物(移入種)対策等を推進し、世界自然遺産への登録を目指す。また、景観の保護と植生回復等の施策を展開するとともに、ルールに基づく利用など自然の保護と利用の両立を図る。 (2)公害の防止 ごみの減量化、リサイクル等を推進し、循環型社会の構築を図る。
6 防災及び国土保全に係る施設の整備	砂防、地すべり対策等の防災、国土保全施設を整備し、島内各施設の安全対策を講ずるとともに、津波災害対策を講じていく。
7 教育及び文化の振興	島内施設の有効活用などによる社会教育の充実や、文化財などの保護・保存を図る。
8 観光の開発	○修学旅行等の新規観光客の開拓により閑散期の集客を図るとともに、エコツーリズムを推進し、さらに戦跡巡りなどの新たな観光ルートや、体験交流型の観光メニューを開発する。 ○多様なニーズ等をとらえた宿泊施設の充実を進め、既存施設の設備改善による質的向上、サービスの向上やホスピタリティーの醸成を図る。また、ビジターセンターなどの観光関連施設を整備し、雨天時対応として、亜熱帯農業センターなどの再整備等を検討する。 ○観光業と農業・水産業・商工業との連携を強化し、地産地消の仕組みづくりを進める。 ○観光客にとって魅力ある、小笠原らしいまちづくりを推進する。 ○インターネットの活用などにより、小笠原諸島の観光情報を、広く国内外に発信・提供する。 ○所要時間短縮に向けた取組等について、関係機関と協力し、改善を目指す
9 国内及び国外の地域との交流の促進	訪れる人々がその滞在や体験を通じ、島民との交流を図るためのプログラムを開発する。また、交流の場として既存施設の活用方策を検討するとともに、国内外の地域との交流に取り組む。
10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成	地元の発意と工夫による地域づくりの人材を育成するため、自然ガイドの養成や資質の向上を図るほか、島内の教育機関などの協力による研修等の推進を図る。
11 帰島を希望する旧島民の帰島の促進	(1)帰島を希望する旧島民の帰島の促進 硫黄島・北硫黄島については、一般住民の定住が困難であることから、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。 (2)小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項 特別の金融対策を講ずるほか、計画の推進に必要な各種調査を実施する。

資料:「小笠原諸島振興開発計画」(平成18年11月、東京都)

(2) 小笠原諸島振興開発事業に係る予算の推移

①国費ベースでの予算の推移

現行法における平成16年度からの実施事業経費を見ると、国費は約 1,500～1,700 百万円で推移しているのに対し、都費は平成16年度の約 550 百万円から平成18年度には約 1,019 百万円へと約2倍に増加している。一方、村費は、平成16年度の約 540 百万円から平成18年度には約 358 百万円へと約3分の2に減少している。

図表23 小笠原諸島振興開発関係予算にかかる実施事業経費の内訳等(平成16年度～平成20年度)

(単位:千円)

年 度		H16	H17	H18	H19	H20 (予算)	対象事業	振興開発計画における 位置づけ
産業基盤施設等整備	国費	516,396	876,155	833,400	760,012	521,261	二見港、沖港、ほ場造成、農業試験地、畜産指導所、水産センター、二見漁港、共同利用施設、自然公園施設、都市公園、観光交流施設	2, 3, 5, 6, 8, 10
	都費	349,937	483,622	583,072	425,926	375,077		
	村費	0	7,029	2,703	9,625	5,407		
		866,333	1,366,806	1,419,175	1,195,563	901,745		
生活基盤施設等整備	国費	957,120	486,342	752,432	628,619	804,232	都道、村道、住宅整備、簡易水道、し尿処理施設、診療所、小中学校整備、情報通信基盤、浄化槽整備、砂防、地すべり	2, 4, 5, 6, 7, 8, 11
	都費	193,078	199,717	428,286	181,112	167,000		
	村費	457,982	274,301	281,373	365,265	552,356		
		1,608,180	960,360	1,462,091	1,174,996	1,523,588		
小笠原諸島振興開発費	国費	93,259	93,104	88,833	89,666	90,925	病害虫等防除試験研究 病害虫防除、診療所運営費 交流連携推進 各種調査(都)	2, 4, 5, 8, 9, 10
	都費	9,099	8,337	8,168	8,748	67,599		
	村費	82,740	77,912	73,989	70,733	69,863		
		185,098	179,353	170,990	169,147	228,387		
小笠原諸島の調査	国費	49,191	43,225	33,792	36,886	36,699	各種調査(国)	5, 7, 8
	都費							
	村費							
		49,191	43,225	33,792	36,886	36,699		
合計	国費	1,615,966	1,498,826	1,708,457	1,515,183	1,453,117		
	都費	552,114	691,676	1,019,526	615,786	609,676		
	村費	540,722	359,242	358,065	445,623	627,626		
		2,708,802	2,549,744	3,086,048	2,576,592	2,690,419		

※小笠原諸島振興開発事業にかかる事業のみで、原則として都及び村の単独事業は除外した。

※村事業の財源内訳で、都からの補助金等で措置されているものは都費に計上してある。

※「振興開発計画における位置づけ」欄の数字は、図表22の項目番号である。

第3章 小笠原諸島振興開発の現状と評価

本章では、国の支援に基づき実施された各施策に関し、実施状況及びその成果が基本方針に即して、十分なものであるかを、11の基本的な事項に沿って評価を行った

基本方針に即した評価を行うにあたっては、同方針に示された基本的な事項については、各々、評価の視点を具体的にブレイクダウンする。

各事項の評価を行った結果の概要が以下の図表 24 である。

図表24 小笠原諸島振興開発基本方針に基づく基本的な事項ごとの評価の視点と評価結果

基本的な事項	評価の視点(ブレイクダウン)	評価
①土地(公有水面を含む)の利用	有効な土地利用は進んだか	○
②道路、港湾等の交通施設及び、通信施設の整備	① 交通基盤の整備は進んだか ② 本土とのアクセスは改善したか ③ 高度情報化への対応は進んだか	◎ △ △
③地域の特性に応じた農林水産業、商工業等の産業の振興開発	① 産業の高度化・複合化は図られたか ② 地域特性を生かした地域産業の振興は図られたか	△ △
④住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等	① 住環境等の各種インフラ整備は進んだか ② 医療・福祉の充実は図られたか	○ △
⑤自然環境の保全及び公害の防止	① 固有の自然環境の保全は図られたか ② 公害防止対策は進んだか	△ ○
⑥防災及び国土保全に係る施設の整備	砂防、地すべり対策等は進捗したか	◎
⑦教育及び文化の振興	① 教育環境の整備は図られたか ② 特色ある教育は推進されたか ③ 特有の文化資源の活用は図られたか	○ ○ ○
⑧観光の振興	① 新規観光客の開拓は進んだか ② 受入態勢の充実等は進んだか	○ △
⑨国内及び国外の地域との交流の促進	① 交流拠点(場)の整備は進んだか ② 地域間交流は進展したか	○ △
⑩小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成	振興開発に係る取組の担い手は育成されたか	○
⑪帰島を希望する旧島民の帰島の促進	旧島民(硫黄島等旧島民を含む)の帰島環境整備は進んだか	○

※「評価」欄の記号は以下のとおりであり、詳細は次頁以降に事項ごとに記載する。

◎…各施策は的確に実施され、成果は十分なものである。

○…各施策は実施され、成果があった。

△…各施策が十分に実施されなかった。もしくは、実施されたものの成果が十分ではなかった。あるいは、実施途中段階等のため、成果を得るまでに至らなかった。

詳細は次項以降に記載するが、国の支援に基づき行われた事業はすべて基本方針に沿って行われ、東京都が作成した5ヶ年の振興開発計画の範囲で、概ね一定の成果が見られると言える。しかしながら、本土へのアクセスや東南海・南海地震への対策、住民の高齢化への対応など多くの課題が残されている。

以下、小笠原諸島振興開発基本方針に基づく基本的な事項ごとに、これまでの対策や事業の進捗とその成果・効果を検証する。

(1) 土地（公有水面を含む）の利用

計画(概要) での記述	土地利用計画については、用途区分に基づいて行う。その地域区分は、集落地域、農業地域、自然保護地域及びその他地域とする。
評価の視点	有効な土地利用は進んだか

■具体的な取組

小笠原諸島の土地利用については、振興開発計画で「土地の利用に関する事項」として、「集落地域」、「農業地域」、「自然保護地域」、「その他の地域」の4つの用途区分が定められているほか、以下を除いた全域及び周辺海域が国立公園に指定されており、一般的な土地利用が制限されている。

- ・父島・母島の集落及び農業地域 ・硫黄島 ・南鳥島 ・沖の鳥島
- ・南硫黄島(自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域に指定)

さらに、父島・母島の全域が都市計画区域に指定されているほか、全国で唯一、国土利用計画法に基づく監視区域に指定され、500 m²以上の土地取引に契約前の届出を義務づけている。

■これまでの取組の評価

上記のように、振興開発計画において具体的な土地利用計画が定められていることから、土地区分の中で適切な開発が進められている。

全島嶼面積の8割が国有地であることや、国立公園の特別地域内においては厳しい土地利用制限があることなどによって、乱開発の防止や世界的にも極めて貴重な自然環境の保全が図られている。

また、振興開発計画における土地利用計画において、居住域である集落地域が限定されていることにより、効率的なインフラ整備が図られてきたといえる。

図表25 土地利用計画の変遷(単位:km²)

	父島			母島			その他			計		
	復興計画	振興計画	振興開発計画	復興計画	振興計画	振興開発計画	復興計画	振興計画	振興開発計画	復興計画	振興計画	振興開発計画
集落地域	0.78	0.78	1.39	0.19	0.19	0.22	—	—	—	0.97	0.97	1.61
農業地域	1.86	3.68	3.46	1.91	3.08	3.05	—	—	—	3.77	6.76	6.51
自然保護地域	17.55	17.49	17.49	17.65	15.49	15.49	34.26	34.47	37.66	69.46	67.45	70.64
その他地域	3.76	2.00	1.46	1.05	2.04	1.45	3.40	26.92	22.74	8.21	30.96	25.65
計	23.95	23.95	23.80	20.80	20.80	20.21	37.66	61.39	60.40	82.41	106.14	104.41

※復興計画:S44～S53、振興計画:S54～S63、振興開発計画:H元～H20

資料:第78回小笠原諸島振興開発審議会資料

図表26 小笠原国立公園の面積及び公園面積割合(平成19年)

列島	島別	島面積	公園面積					普通地域	公園面積割合
			計	保護地域			特別保護地区		
				第1種	第2種	第3種			
父島列島	父島	2,380.0	1,749.4	540.3	599.3	459.9	149.9		73.5%
	兄島	787.0	757.3	328.5	109.9			318.9	96.2%
	弟島	520.0	485.7	176.3		309.4			93.4%
	南島	34.0	34.0	34.0					100.0%
	所属諸島	66.9	66.9	53.6		13.3			100.0%
母島列島	母島	2,021.0	1,548.5	547.1	313.0	597.0	91.4		76.6%
	向島	138.0	132.2	132.2					95.8%
	所属諸島	315.8	315.8	191.0		124.8			100.0%
聳島列島	聳島その他 所属諸島	434.7	434.7	209.1		225.6			100.0%
硫黄火山列島	北硫黄島	557.0	549.4	237.0		312.4			98.6%
その他	西之島	29.0	24.7	24.7					85.2%
計		7,283.4	6,098.6	2,473.8	1,022.2	2,042.4	241.3	318.9	83.7%

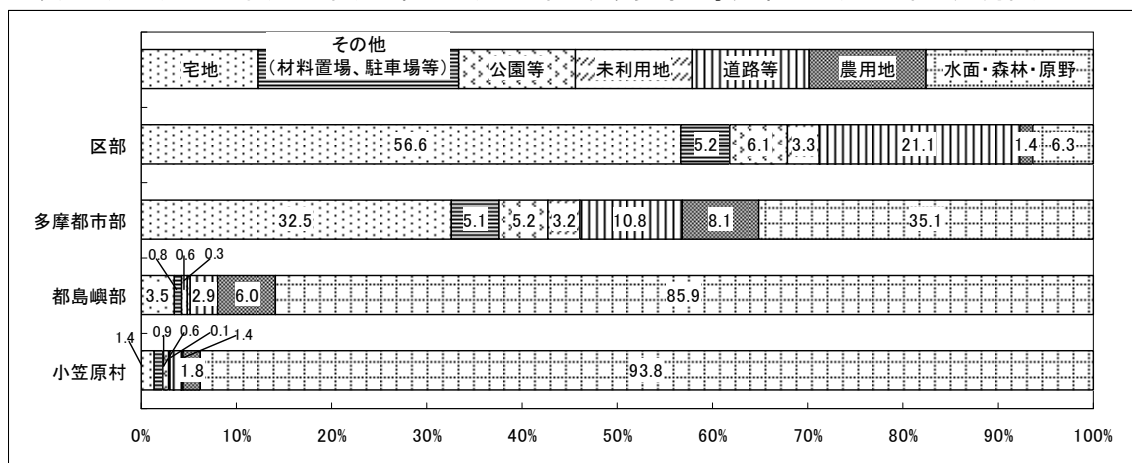
※単位は ha

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

■課題

宅地、公園、道路、農用地等として活用されている面積は、1割未満であり、区部や都島嶼部に比較して低い割合となっている中で、宅地の不足や農地の遊休化等の現状をふまえた望ましい土地利用のあり方を検討することが課題となっている。なお、長期の地主不在等により土地の供給が進まないことにも注意する必要がある。

図表27 用途別土地利用比率(区部は平成13年8月, 多摩・島嶼部は平成14年8月現在)



資料:東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課「東京の土地利用」(東京都統計年鑑 平成18年)

■今後の対策の方向性

自然保護地域については、今後とも適切な管理を行うとともに、集落地域や農業地域での有効な土地利用を進める一方で、定住環境の整備による島民生活の安定を図る必要がある。

(2) 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備

<p>計画(概要)での記述</p>	<p>(1)交通施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾については既存施設の機能向上を図るとともに、港周辺の整備に当たっては、小笠原諸島の玄関口としてふさわしい景観となるよう配慮する。 ○本土との交通アクセスを改善するため、自然環境との調和に十分配慮した航空路について将来の開設を目指し検討を進める ○道路については、景観に配慮し、その安全性や快適性等を向上させるための対策を行う。 <p>(2)情報通信体系</p> <p>村内情報通信基盤を整備するとともに、既存の情報通信体系の見直し、高速大容量の情報通信回線の確保、地上波テレビ放送のデジタル化への完全移行に向けた対策等について、検討を行う。</p>
<p>評価の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①交通基盤の整備は進んだか ②本土とのアクセスは改善したか ③高度情報化への対応は進んだか

■具体的な取組

①交通基盤の整備・充実

都道整備事業として、父島で父島循環線(大村洲崎小港線、奥村夜明小曲線)、母島で沖港北港線の2路線が既に全線開通しているが、その安全性、快適性等を向上させるため、道路拡幅・歩道設置を父島240号線で782m、母島241号線で534mについて実施しているほか、無電柱化を父島(西町東町)で360mについて実施している(平成16～20年度)。

また、道路災害防除事業としては、平成8年度に実施した「道路防災総点検」と平成11年、16年度に実施した「東京都山岳道路斜面防災保全要領」による斜面調査をもとに、「対策が必要」とされた斜面について、23箇所(全線)で災害防除を実施している(平成16～20年度)。

さらに、村道整備事業として、都道を補完する道路及び地域の生活に密着した道路を整備しており、大村奥村地域線の一部では、景観に配慮した改修としてインターロッキングブロック舗装※を714m整備している(平成16～20年度)。

※インターロッキングブロック舗装…幾何形状に製造されたコンクリートブロックを敷き並べ、ブロック相互のかみ合わせにより荷重分散を図る舗装。走行性、凍結融解、すりへり作用の抵抗性に優れており、周辺環境に調和した舗装面を形成できる上、補修も容易とされる。



▲インターロッキングブロック舗装された道路



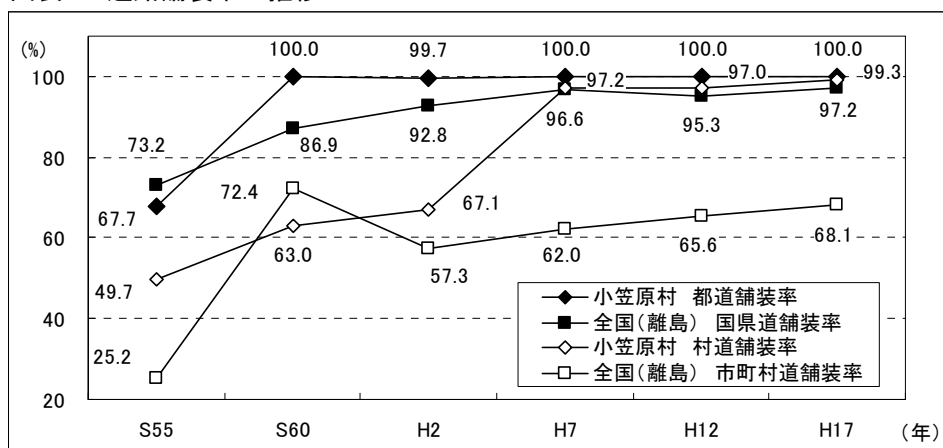
▲無電柱化された道路

図表28 平成 17 年における道路整備状況(平成 17 年4月1日現在)

項目		父島		母島	小笠原諸島 計		都島嶼部		全国(離島)				
		一般都道 県道	一般市町 村道	一般都道 県道	一般都道 県道	一般市町 村道	一般都道 県道	一般市町 村道	一般国道	主要地方 道	一般都道 県道	一般市町 村道	
実延長	(km)	21.8	14.7	13.5	35.3	14.7	239.1	1,245.6	486.0	1,479.1	1,859.8	17,415.6	
実延長の内訳	規格改良済延長割合	(%)	97.7%	98.0%	100.0%	98.6%	98.0%	98.8%	30.6%	96.3%	84.6%	78.8%	45.5%
	未改良延長割合	(%)	2.3%	2.0%	0.0%	1.4%	2.0%	1.2%	69.4%	3.7%	15.4%	21.2%	54.5%
	舗装済延長割合	(%)	100.0%	99.3%	100.0%	100.0%	99.3%	99.0%	42.9%	99.6%	97.5%	96.4%	68.1%
	未舗装延長割合	(%)	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.7%	1.0%	57.1%	0.4%	2.5%	3.6%	31.9%

資料:離島統計年報 2006

図表29 道路舗装率の推移



※各年4月1日現在

資料:離島統計年報 2006

②本土とのアクセス

○港湾

父島二見港は父島の西部に位置しており、本土と小笠原諸島を結ぶ交通の拠点として、また、周辺海域における船舶の避難、休憩、補給基地として、30,000トン級船舶を対象とする係船浮標3基設置、物揚場改修 131.9m、岸壁改良 24m等の整備が都事業により実施されている(平成16~20年度)。

また、母島沖港も、平成16年度以降、物揚場整備 45m、防波堤改良 249m、船揚場改良 17m等の整備が都事業により実施されている。

また、公共事業の実施に際して自然環境や景観等に配慮する事項を定めた「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」の策定(平成16年7月)とともに、小笠原支庁内に「環境配慮審査委員会」が設置され、港湾整備等においても環境配慮の適否が審査されているほか、「小笠原地域づくりガイドライン」の策定(平成19年8月10日)や、「東京都景観計画」(平成19年4月1日施行、平成20年7月改定)による景観誘導を推進している。



▲二見港



▲沖港

○航路

小笠原諸島振興開発基本方針の策定時点において、平成17年春に就航が予定されていた超高速船テクノスーパーライナー(TSL)については、同年の燃料価格の急騰等の諸事情により就航が困難な状況となった。このため、「小笠原諸島の振興に関する検討会」において、利用者の利便と産業の振興を図るための航路の改善について検討しているほか、小笠原航路の活用による観光誘客検討調査が実施されている。

また、小笠原村総務課を事務局とし、小笠原島漁業協同組合や商工会、観光協会等の各関係団体で構成する「小笠原航路検討会」では、航路のあり方、船内設備・サービス、運行スケジュールなどの航路の改善方針等について検討し、関係機関(海運会社)へ要望を行っている。

図表30 小笠原諸島の振興に関する検討会 委員構成団体

国土交通省大臣官房審議官(都市・地域整備局担当)	国土交通省航空局飛行場部長
国土交通省大臣官房審議官(観光担当)	東京都総務局長
国土交通省海事局次長	国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官
国土交通省大臣官房技術参事官(港湾局担当)	

※事務局は国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官
資料:国土交通省

図表31 小笠原航路検討会 委員構成団体

小笠原島漁業協同組合	父島クラブ
東京島しょ農業協同組合小笠原父島支店	父島婦人会
小笠原村商工会	東京都小笠原支庁
小笠原村観光協会	父島～母島間アクセスを考える会
小笠原ホエールウォッチング協会	小笠原村役場

※事務局は小笠原村総務課企画政策室 資料:小笠原村

○航空路

航空路の整備については、復帰直後から長期にわたり調査検討が続けられてきたが、環境面、費用面等の問題があることから、東京都においては、平成13年に時雨山周辺地域を予定地とする空港の整備計画を撤回した。

しかしながら、TSLの運行が困難な状況となったため、改めて航空路開設が具体的に検討されることとなり、平成20年2月、東京都と小笠原村により「小笠原航空路協議会」が設置され、都が整備する空港(地方空港)としての検討が進められている。

図表32 航空路開設に向けた近年の動き

平成 18 年 11 月	・TSLの運行が困難となったことを受けて、東京都が小笠原諸島振興開発計画を変更し、「航空路について将来の開設を目指し検討」と明記
平成 19 年 11 月	・小笠原村が村民に対し、航空路説明会を実施
平成 19 年 12 月	・小笠原村が航空路の必要性について村民アンケートを実施
平成 20 年 01 月	・村民アンケートの結果、回答した村民の7割強が航空路を必要と意思表示 ・小笠原村が東京都に対し、PI協議会の設置を要請 ・小笠原村議会が東京都に対し、「小笠原空港開設推進に関する決議」を提出
平成 20 年 02 月	・東京都と小笠原村で、航空路開設について検討を進めるため「小笠原航空路協議会」を設置
平成 20 年 04 月	・小笠原村父島で「第1回小笠原航空路協議会」を開催

資料:国土交通省(第79回審議会資料3-2)

図表33 小笠原航空路協議会 委員構成

東京都総務局長	東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長
東京都港湾局技監	東京都総務局行政部長
東京都知事本局政策部長	東京都総務局多摩島しょ振興担当部長
東京都都市整備局参事(航空政策担当)	東京都小笠原支庁長
東京都環境局環境政策担当部長	小笠原村長
東京都環境局自然環境部長	小笠原村議会議長
東京都港湾局離島港湾部長	

資料:東京都

③情報通信体系の整備

○ブロードバンド

本土から1千キロ離れていることによる地理的ハンディキャップを克服するため、島内の情報センターを核に各行政機関等を光ケーブルで接続した高度情報ネットワーク網の構築が村により進められてきた。そして平成18年度事業では、この島内基幹光ケーブル網を拡張し、父島・母島の全世帯を対象にFTTH化を図るとともに、この情報インフラを活用し、既存防災無線の不感地域を補完して、緊急放送が確実に伝達できる手段として島内全世帯を対象にIP告知端末を各世帯に設置した。平成19年12月からはこのIP告知端末を活用したインターネット接続を実施するなど、情報通信基盤の整備が着実に進められてきた。

平成18年3月末現在、ブロードバンドサービスの提供状況は、全国平均が94%となっている一方、離島地域では30%程度にとどまっており、小笠原諸島においても本土とのブロードバンドの整備が課題となっている。現在は当面の方策として、JSAT(ジェイサット)(株)が提供する安価な衛星回線を活用し、下りで10Mbpsの回線を村内で共有して利用するサービスの提供(初期のADSL程度)を開始している。

なお、総務省では、平成18年度「条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究」の中で、地理的デジタル・デバイドの解消に向けたモデルとして小笠原諸島を対象に検討を行い、海底光ファイバーケーブル敷設と衛星回線敷設の各ケースについてコストの試算等を行っており、小笠原諸島における今後のブロードバンド化の促進に向けた検討が進められている。

○テレビ放送

小笠原諸島は、本土から約1千キロ離れた外海孤島という地理条件のため、地上系テレビ放送が全く受信できない地域として残されていた。平成6・7年に、小笠原村が国(郵政省)の補助金を利用し、放送番組伝送用衛星回線施設及びテレビ放送中継局施設を整備し、平成8年から本土と同じように地上放送が視聴できるようになった。

○携帯電話

小笠原諸島では、平成11年4月24日より、NTT 移動通信網(DoCoMo Mova)がサービスを開始して以降、徐々にサービスエリアの拡大が図られ、平成18年6月からはNTT DoCoMo Fomaについてiモードを含む全てのサービスの利用が可能となっている。また、平成19年4月からは、auが父島情報センター内に基地局を設置し、父島のみでサービスを開始した。

図表34 NTT DoCoMo のサービスエリア (H20.4.1 時点)

整備場所		無線基地局数	設置場所	利用開始時期
父島	大根	1局	NTT 大根無線中継所	H11.4.24
	清瀬	1局	漁業無線鉄塔	H12.10.13
	夜明山	1局	都防災鉄塔	H12.10.13
	小曲	1局	民地を使用	H18.6
母島	静沢	1局	村有地を使用	H11.12.18

資料:東京都

■これまでの取組の評価

①交通基盤の整備

小笠原の道路舗装率は、昭和60年以降、都道でほぼ 100%の舗装率となっているほか、村道に関しても離島平均を上回る水準となっている。規格改良も高い水準で整備されており、島内の交通基盤については一定の成果をみたといえる。

②本土とのアクセス

父島二見港、母島沖港ともに整備が進み、安全性や施設機能の向上が図られてきた。その結果、平成16年～18年の父島二見港・母島沖港の入港船舶の乗降人員は平均してそれぞれ約 8.7 万人(父島二見港)、2.9 万人(母島沖港)、海上出入貨物量はそれぞれ約 5.4 万トン(父島二見港)、2.7 万トン(母島沖港)となっており、年度により多少の増減はあるものの、安定した利用に資する港湾整備がなされてきたことがうかがえる。

また、航路については、東京と父島を結ぶ船便の所要時間は、44 時間(S47～48)から、38 時間(S48～54)、29 時間(S54～H9)、25 時間 30 分(H9～)と、振興開発事業による新造船が就航する度に短縮されてきているほか、前述の「小笠原航路検討会」の改善要望により、新おがさわら丸の特2等船室の増設、受付窓口の増設等が図られ、村民にとって唯一のアクセス手段の利便性が向上した。

図表35 二見港(父島)・沖港(母島)の利用状況

	年	入港船舶		船舶乗降人員			海上出入貨物		
		隻数	総トン数	計(人)	乗込	上陸	計(t)	移出	移入
二見港 (父島)	H14	5,071	1,004,666	93,724	46,792	46,932	106,777	24,986	81,791
	H15	5,011	888,839	92,349	46,188	46,161	57,600	12,419	45,181
	H16	4,890	885,779	86,445	43,503	42,942	48,635	14,603	34,032
	H17	4,922	901,482	81,469	40,675	40,794	53,557	15,423	38,134
	H18	5,779	846,863	92,327	45,901	46,426	58,321	15,985	42,336
沖港 (母島)	H14	4,054	161,471	34,428	17,214	17,214	47,730	2,797	44,933
	H15	4,670	156,043	18,815	9,381	9,434	36,144	6,611	29,533
	H16	4,716	159,054	37,865	18,996	18,869	26,671	65,595	20,076
	H17	1,853	151,759	22,221	11,128	11,093	30,756	6,463	24,293
	H18	2,189	163,414	26,225	13,143	13,082	23,657	6,386	17,271

※入港数は延べ数

資料:管内概要 平成 19 年版(東京都小笠原支庁)

図表36 本土との交通アクセスの改善状況

船名	就航年	所要時間	便数
椿丸	S47～S48	44 時間	週 1 便
父島丸	S48～S54	38 時間	おおむね週 1 便
おがさわら丸	S54～H9	29 時間	6 日に 1 便
新おがさわら丸	H9～	25 時間半	おおむね 6 日に 1 便

資料:国土交通省

③情報通信体系の整備

本土からの隔絶性を克服するための情報通信体系の整備については、情報センターを核とした高度情報ネットワーク網の構築と、それを活用したIP告知端末の島内全世帯への設置などにより、着実に対策が進められてきた。また、テレビ放送の視聴も平成8年より可能となったほか、携帯電話についても、徐々に利用可能エリアやサービス提供事業者が拡大・充実しており、島民生活における利便性の向上が図られている。

■課題

①交通基盤の整備

道路の整備水準は全国の離島平均に比して高いものの、なお拡幅等が必要となっている箇所も残されている。また、道路については一定程度の整備水準が達成されたことをふまえると、今後は既存施設の適切な維持・管理が課題となる。

また、災害防除については、安全確保のための対策を行ってきたが、今後も危険箇所の把握に努めるとともに、施設の老朽化等もふまえ、安全性の向上に向けて計画的な取組が必要である。

西町・東町地区における都道の無電柱化にあたっては、住民を交えたワークショップの開催等により、地元関係者との調整が長期化し、景観整備事業に遅れが出ていることから、関係者間の合意形成が課題となっている。

②本土とのアクセス

航路しかアクセス手段のない小笠原諸島では、所要時間は短縮されてきているとはいえ、人口集積地からのアクセス頻度、所要時間、費用、代替手段いずれをみても他の島嶼から大きく遅れている。TSLの運行が困難な状況となった現在、本土との高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題となっている。

こうした中、医療や福祉の分野などの島民生活安定や観光振興を中心とする産業経済の活性化など、小笠原振興・発展を図る上で航空路の開設は大きなメリットがあることから、小笠原村民はもとより、小笠原諸島勤務経験者や観光客等の関係者からも航空路の開設を求める声は高くなっており、具体的な検討を進めることが課題となっている。

なお、父島二見港、母島沖港については、ともに整備が進み、安全性や施設機能の向上が図られてきたが、小笠原村は東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、平成17年2月に都が作成した津波浸水予測図でも大きな被害が想定される(詳細は後述(6)57ページ参照)ため、今後は東南海・南海地震による津波対策を進めていく必要がある。

図表37 小笠原諸島における東京からのアクセス比較

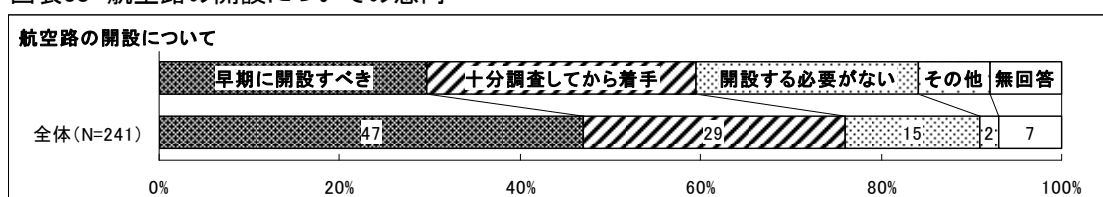
		小笠原諸島		八丈島	
		父島	母島(父島から)	青ヶ島(八丈島から)	
東京からの距離		984 km	+49 km	287 km	+71 km
船舶	頻度	約1便/6日 ピーク時約1便/3日	約2便/3日	毎日1便	月～土曜日の毎日1便
	所要時間	約25時間30分	約2時間	約10時間	約2時間30分
	費用※1	2等 22,570円	2等 3,780円	2等 7,180円	2,280円
航空機等	頻度	-	-	毎日4往復	ヘリコプター毎日1往復
	所要時間	-	-	約45分	約20分
	費用	-	-	19,800円※2	11,210円※2

※1:費用は燃料油価格変動調整金を含まない。平成20年9月料金。

※2:平成20年9月普通料金。

資料:国土交通省

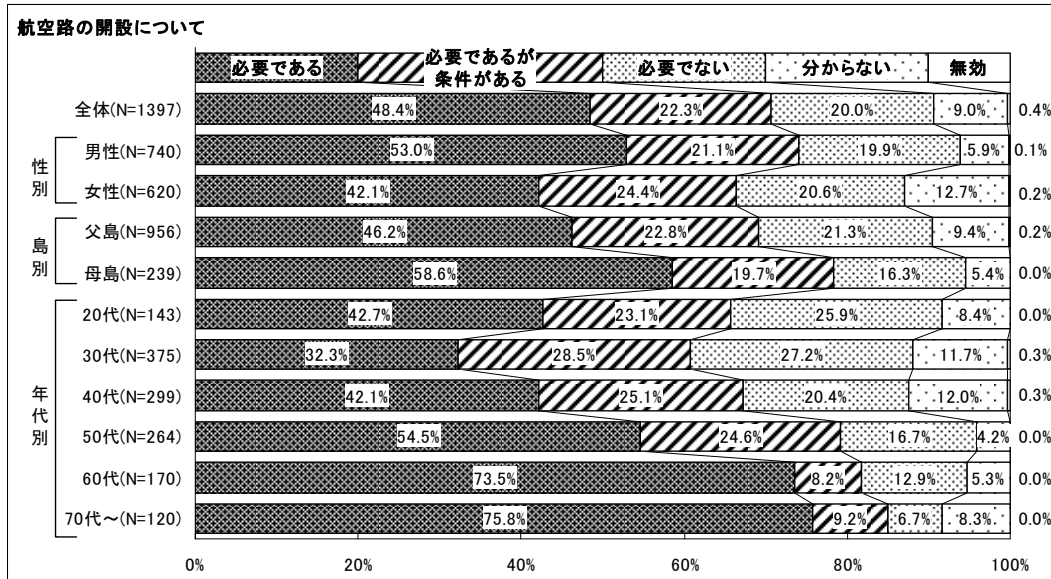
図表38 航空路の開設についての意向



※調査対象:島民・勤務経験者・観光客等合計450人(回答数241人、回答率53.6%)、調査時期:H19.7~8

資料:「小笠原」特集第53号『小笠原諸島に関する意向調査結果』(H20.3.31 財団法人小笠原協会発行)

図表39 航空路の開設についての村民の意向

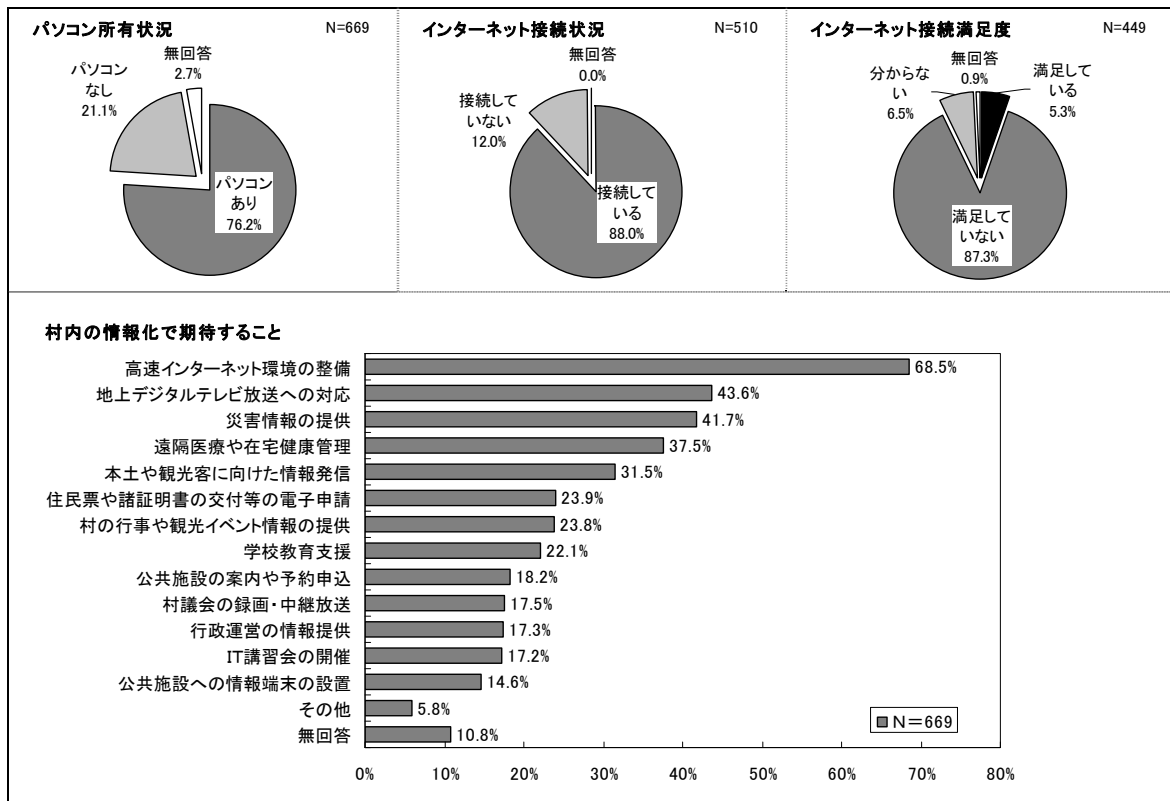


資料:小笠原村民だより No.537(H20. 4.1 小笠原村発行)「航空路に関する村民アンケート」集計結果

③高度情報化への対応

前述の総務省調査では、小笠原村住民等に対するブロードバンド化へのニーズ調査が行われている。その結果をみると、小笠原村の世帯の約8割がパソコンを所有しており、そのうち、約9割がインターネットに接続しているが、その接続環境に満足している世帯は約5%にとどまっており、87%の世帯は現在の接続環境には満足していないことが分かる。また、村内の情報化について期待することとして、7割近くの住民が「高速インターネット環境の整備」を挙げており、高度情報化のニーズが高いことが示されている。

図表40 パソコン・インターネットの利用状況と整備へのニーズ



※村内全世帯を対象、実施:H18.9、回収率 52.6% (回収数n=669)

資料:小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会報告書(H18.11)

④地上デジタル放送への対応

小笠原諸島では平成8年になってようやくテレビ放送の視聴が可能になったところである。しかしながら、平成23年7月のアナログテレビ放送の終了及び地上波デジタル化に伴い、小笠原諸島は電波が届かなくデジタル化が困難であるため、小笠原村におけるデジタル移行については、今後、東京都・小笠原村等と関係省庁間で検討することとなっている。

■今後の対策の方向性

①交通基盤の整備

全線での道路の改修(拡幅・歩道設置)の早期完成に向けて今後も取組を進めるとともに、既存施設の老朽化等への適切な対応と災害防除の計画的な取組により、道路の安全性を確保する必要がある。

②本土とのアクセス

航路については、おがさわら丸の八丈島への寄港による移動時間の短縮(飛行機+船)などに関する調査・検討を通じて課題の整理・把握を行っているところであり、今後とも引き続き、実施時期や採算性等を検討していく必要がある。なお、父島二見港・母島沖港については、今後も景観整備事業を継続して実施するとともに、東南海・南海地震による津波対策を推進していく必要がある。

また、航空路の開設に関しては、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討し、関係者間の円滑な合意形成を図り、これをふまえて、事業化に向けた諸課題について検討していくことが必要である。この際、小笠原諸島が本土から約1千キロ離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

③高度情報化への対応

前述の総務省調査報告書では、地域活性化や観光振興、産業振興、今後の高齢化への対策など、様々な面から小笠原諸島においてブロードバンド化を図ることの重要性が指摘されており、今後は地上デジタル放送をはじめとした各種情報通信基盤の整備計画と併せた包括的な検討が必要と指摘されている。

しかしその一方で、イニシャルコストとして19億～67.5億円、ランニングコストとして5.6億～239億円との試算結果もあることから、今後の検討においては、費用負担のあり方についても関係者間で合意形成を図り、「2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する」との政府方針の実現に向けて、早急に実現可能な方策についての検討を進める必要がある。

なお、東京都では、地上波デジタル化への完全移行を前に、「小笠原地区テレビ地上デジタル化検討専門部会」を設置して検討を進めているところであり、こうした検討も含めて、今後とも関係機関の連携により、小笠原諸島における情報通信体系の整備・充実に努めていく必要がある。

(3) 地域特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に係る施策

計画(概要)での記述	農業・水産業・商工業と観光業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや、本土における販路拡大を図るとともに、特産品のブランド化を推進する。
評価の視点	①産業の高度化・複合化は図られたか ②地域特性を生かした地域産業の振興は図られたか

■具体的な取組

○農業振興と高度化・複合化

小笠原諸島振興事業の主目的である帰島促進と生活安定及びその基幹産業としての農業生産の拡大を図るため、都により農道 2,097m、灌漑施設(玉川ダム浚渫)等の基盤整備が実施されているほか、農業振興の拠点である農業試験地では、生産振興技術開発のほか、帰農者の技術指導、展示園連絡橋補修等を実施している。

また、畜産指導所では、有畜農業に意欲のある母島地区農業者に対し、肉牛の飼養技術及び飼料作物栽培技術を実証指導するため、放牧場の改修工事、牛舎整備、和牛飼養技術の確立、採卵鶏作出試験等を実施しているほか、土地改良・地力の維持増進のため、畜産指導所の堆肥を利用するなど、畜産振興等が図られている。



▲畜産指導所

図表41 農業生産基盤整備事業の実績

	S44~H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
事業費	4,830,685 千円	154,449 千円	155,620 千円	144,036 千円
国費	3,215,011 千円	92,669 千円	93,372 千円	86,422 千円
事業量				
調査設計	造成地 1.9002 km ² 農業整備・台帳 パイプラインほか	管理道路設計 360m 農道台帳 860m	-	農道調査設計 ダム浚渫測量
農地造成	0.6678 km ²	-	-	-
農道整備	10,290.5m 舗装打換え 426m	舗装打換え 778m	管理道 200m 舗装打換え 408m	舗装打換え 377m
取水施設	18 箇所	-	-	-
管路	23,919.0m	-	-	-
水槽	64 基	-	-	-
用地買収	62,828.98 m ²	406.60 m ²	327.00 m ²	-
維持管理	漏水防止ほか	漏水防止ほか	漏水防止ほか	漏水防止ほか

資料:事業費・国費;小笠原諸島振興開発事業の成果(平成16年度・平成17年度・平成18年度、東京都)

事業量;管内概要(平成17年版・平成18年版・平成19年版、東京都小笠原支庁)

○病害虫の駆除

農業技術の高度化や農業生産性の向上を図るための取組も都により展開されており、例えば病害虫試験研究として、植物防疫法において移動規制害虫に指定されているアフリカマイマイ(次頁参照)について実用的防除技術の確立等を図っているほか、現在もアフリカマイマイ等の害虫が発生し、農業生産に打撃を与えていることから、アフリカマイマイ防除(468 箇所)を実施している。

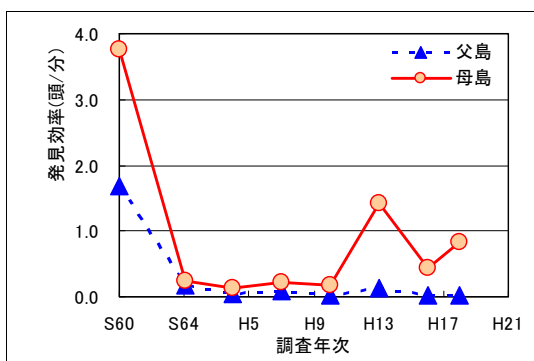
また、小笠原諸島には、世界的に重要な害虫であるミカンコミバエ(次頁参照)が生息していたが、昭和59年に根絶した。万が一、ミカンコミバエが再侵入した場合にミカンコミバエの再定着、被害発生を未然に防ぐため、病害虫防除として、ミカンコミバエ対策(トラップ設置 280 箇所)を実施しており、現在までに再侵入は見られていない。

図表42 平成18年度に実施したマイマイ生息調査の結果



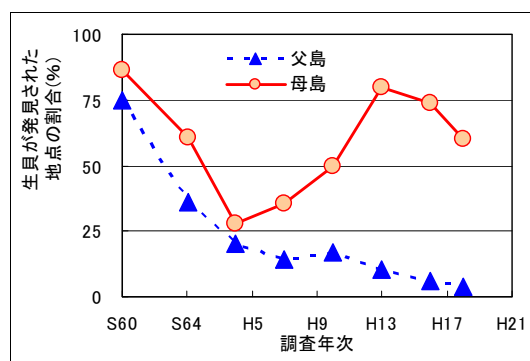
資料:国土交通省

図表43 マイマイ生貝の生息密度の推移



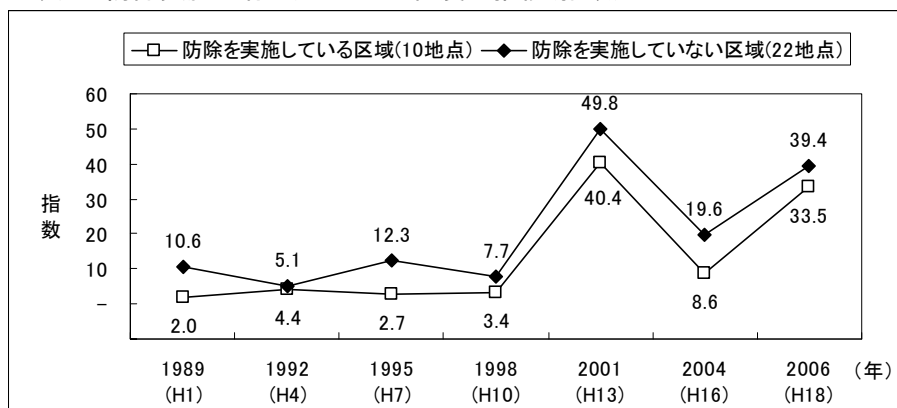
資料:国土交通省

図表44 マイマイ生貝が発見された地点の割合の推移



資料:国土交通省

図表45 防除実施の有無別マイマイ密度の推移(指数)



※1985(S60)年の調査結果を100とした指数

資料:国土交通省

図表46 ミカンコバエ生息調査におけるトラップ設置数

	H16	H17	H18	H19	H20
父島列島	28	28	28	28	28
母島列島	18	18	18	18	18
聳島列島	4	4	4	4	4
硫黄島		10			10
南鳥島					10
合計	50	60	50	50	70

資料:国土交通省



▲トラップ

■アフリカマイマイについて■

◎東アフリカ原産で最大殻高 20cm に達する大型陸貝。現在では、世界の熱帯・亜熱帯地域に定着。

国際自然保護連合の「種の保存委員会」が発表した「世界の外来侵入種ワースト 100」にも掲載。

◎強靱な生命力…繁殖旺盛。高い移動能力。乾燥耐性が強く、半年以上の仮眠が可能。

◎植物防疫法で発生地域からの移動が禁止された農業害虫である。

◎外来生物法において「注意喚起が必要な外来生物」と位置づけ

…在来の陸産貝類との競合 在来植物への食害

◎「広東住血線虫症」の感染源として衛生害虫でもある。

◎小笠原における生息状況

・1930 年代に小笠原諸島に持ち込まれ定着、蔓延した。

・現在、父島の一部と母島の中の平橋以南を除くほぼ全域に分布しており、母島の農業地域ほぼ全域で農業被害。

・「小笠原諸島の世界自然遺産登録に関する推進会議報告書」で駆除緊急度・優先度A、分散阻止対策優先種と規定

⇒ アフリカマイマイは小笠原の産業振興、固有生態系の保護のためには防除しなければならない。

ただし、小笠原諸島在来の陸貝はすべて天然記念であり、これらの生息等、環境保全にも配慮が必要である。



▲アフリカマイマイ

■ミカンコミバエについて■

◎東南アジア原産で世界の熱帯・亜熱帯地域に分布する、代表的なミバエ。

成虫は黄色と暗褐色で体長約 7～8mm。

ミカン等の果物、トマト等の野菜、計約 270 種もの果実に被害を与える。

※ミバエ類…ハエの仲間、野菜や果物に産卵し、幼虫が果肉を内側から食い荒らす害虫。

◎小笠原における生息状況

・大正末期に侵入⇒寄主植物の島外持ち出し禁止

・昭和59年根絶 ⇒60年、寄主植物の島外持ち出し解除

◎ミカンコミバエの移動能力

・自力で 50km 以上飛行可⇒いずれかの島に侵入すれば蔓延

・水中では仮死状態⇒漂着物に付着して侵入の可能性

◎小笠原へは、台湾船等の接近・上陸や周辺海域を通過する貨物船等によりミバエ生息地域からの寄主植物が持ち込まれるなどにより再侵入が考えられるほか、強風による成虫の飛来など、台風等の気象の影響により再侵入することも懸念される。



▲ミカンコミバエ

○水産業の振興及び高度化・複合化

二見漁港は、地元漁船の根拠港として、また、小笠原諸島海域で操業する他県漁船の避難港として重要な役割を担っていることから、防波堤改良 81m、岸壁改良 163m・新設 75m、護岸改良 166m、物揚場改良 104m等の整備が都事業により行われた(平成16～20年度)。

また、水産センターでは、漁業技術の改良普及、水産資源の調査研究、有用魚種の種苗化、畜養殖技術の開発、水産加工等に関する調査、試験及び指導等を行い、漁業経営の効率化を図るため、研究施設や無線施設等の整備を実施している。このほか、漁業振興施設整備として、漁業協同組合では、漁具倉庫1棟を整備しており、漁業者の漁業資材や漁具等の適切な保管場所を確保したほか、養殖生簀や製氷・貯水・冷蔵施設等の整備が都事業により行われた。

図表47 二見漁港(父島)・沖港(母島)の漁船の利用状況

	年	利用地元船		利用外来漁船		利用船計		属人漁獲量 (トン)	属地陸揚金額 (百万円)
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数		
二見漁港	H14	11,680	87,235	20	358	11,680	87,235	267	247
	H15	12,045	75,190	14	487	12,045	75,190	264	231
	H16	12,410	77,745	17	310	12,410	77,745	281	248
	H17	13,140	85,410	19	1,009	13,140	85,410	387	332
	H18	13,870	94,791	30	2,754	13,870	94,791	339	314
沖港	H14	8,760	44,165	-	-	8,760	44,165	165	163
	H15	9,125	49,275	-	-	9,125	49,275	160	148
	H16	8,760	45,990	-	-	8,760	45,990	177	163
	H17	7,665	43,070	-	-	7,665	43,070	230	220
	H18	8,395	48,143	-	-	8,395	48,143	233	219

※利用者数は延べ数であり、休憩、陸揚等による滞在中の日数も1日1隻とした。

※利用地元船には、利用延べ数不明のプレジャーボートは含まれない。漁船のみの数である。

資料:「港湾調査」(管内概要 平成19年版、東京都小笠原支庁)

○商工業

小笠原諸島で販売される生産物資の海上輸送費を補助し、島内の物価安定を図るため、都が生活物資輸送費補助を行っている。平成18年度時点で同補助事業の対象店舗は父島9店、母島3店の計12店であり、合計3,712トンの取扱物資に対して合計約6,227万円の補助が行われている。

こうした対策に加え、小笠原村では、平成17年度から、ホームページを活用してラム酒・リキュール等の特産品の販売を開始しているほか、新商品として、島レモンリキュールとタコの実酒(スピリッツ類)の試作や、ダークラム(樽に寝かした琥珀色のラム酒)の製造に取り組むなど、商業活性化に取り組んでいる。

また、にぎわいのある商店街の形成を図るため、小笠原商工会への助成を通じて、経営指導体制の強化と経営改善に取り組んでいるほか、小笠原街並み景観調査等が実施されている。

このほか、村事業として、地産地消推進会議の設置・活動、パッション祭など特産品紹介イベント等を実施している。

図表48 生活物資輸送費補助の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
取扱重量(t)	4,508	4,338	4,192	3,947	3,810	3,728	3,712
補助額(千円)	63,860	70,202	68,257	65,247	62,355	61,722	62,268

資料:管内概要(東京都小笠原支庁)

■これまでの取組の評価

①農業振興と高度化・複合化

○農業

基盤整備や帰農支援等に取り組んできた結果、平成6年以降、農業人口に回復傾向が見られ、平成18年は156人となっている。また、農業従事者の多くが帰島者であり、平成18年は農業人口のうち62.2%を帰島者が占めるなど、法の目的である帰島促進及び生活の安定が着実に図られている。

畜産についても振興が図られた結果、牛の飼養頭数も平成15年度の15頭から平成18年度には28頭に増加するなど、一定の成果が得られている。

○水産業

水産業についても、各種施設整備や漁港整備、漁船の近代化等の漁業振興・高度化対策を進めて北結果、漁業人口は平成12年以降回復傾向を示しており、平成18年には156人となっている。帰島者の割合は、農業ほどは高くはないものの、平成18年度は44人と漁業人口の約3割を占めている。

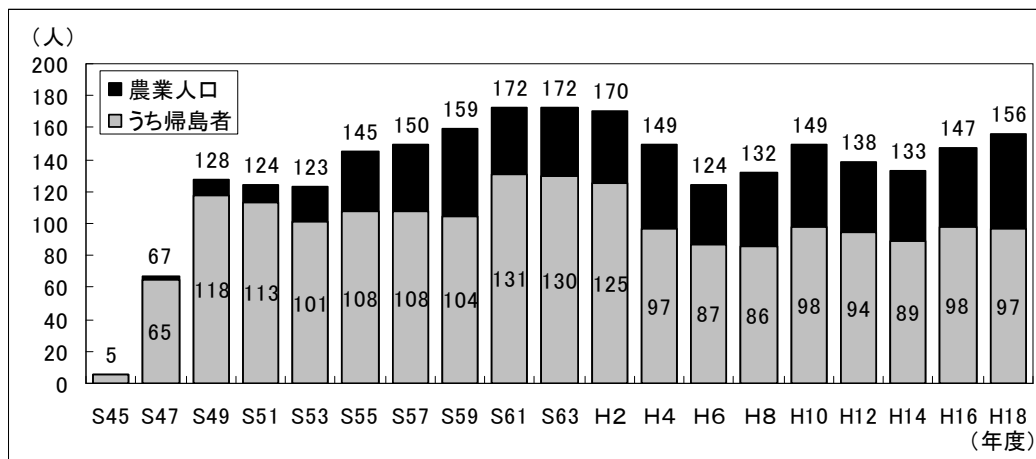
また漁獲金額も、近年は横ばい状況が続いていたが、平成14年以降上昇傾向を示し、平成18年には約5億9千万円となっている。

※小笠原諸島振興開発審議会現地視察意見交換会議事録(抄)参照(別添4-②)

○第一次産業全般

こうした農業・水産業の振興に係る取組の結果、小笠原村では、農水産業の第一次産業の占める割合は平成17年時点で7.3%であり、都島嶼部平均(11.8%)よりはやや低いものの、東京都平均(0.4%)及び全国平均(4.8%)と比較して高い割合を維持している。

図表49 農業人口の推移



※人口は、各年度末現在

資料:小笠原諸島振興開発事業の成果 平成18年度(東京都)

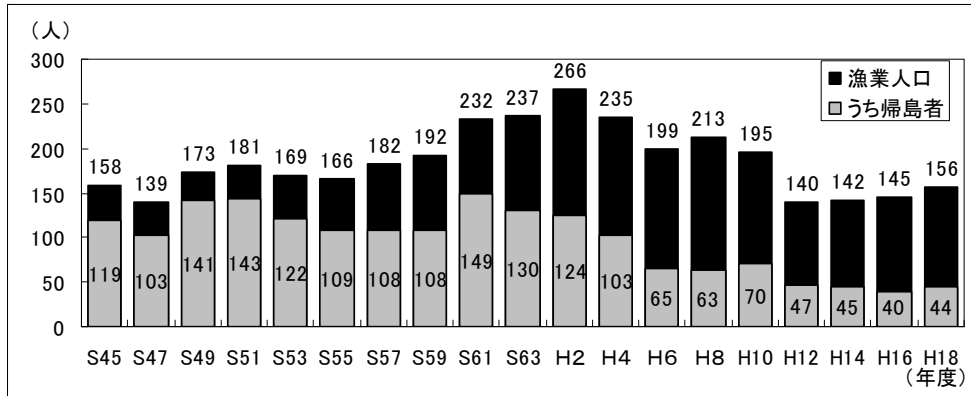
図表50 小笠原支庁管内飼養頭羽数の推移

	H15			H16			H17			H18		
	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計	父島	母島	計
牛(戸)	2	5	7	2	5	7	2	4	6	2	4	6
(頭)	6	9	15	6	12	18	9	12	21	12	16	28
鶏(戸)	7	12	19	11	12	23	7	12	19	6	12	18
採卵鶏(羽)	372	204	576	414	286	700	340	204	544	300	200	500
肉用鶏(羽)	0	59	59	0	61	61	0	69	69	0	60	60

※牛は年間延べ飼養戸数、頭数

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

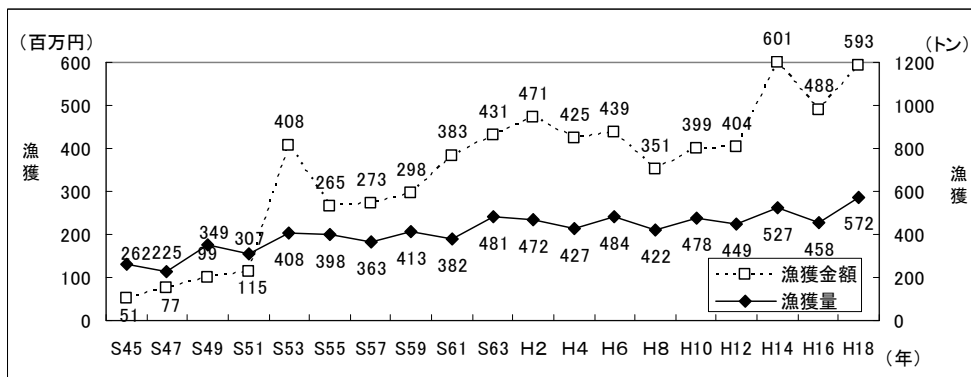
図表51 漁業人口の推移



※人口は、各年度末現在

資料：「年度別小笠原諸島在島人口調」小笠原諸島振興開発事業の成果 平成 18 年度(東京都)

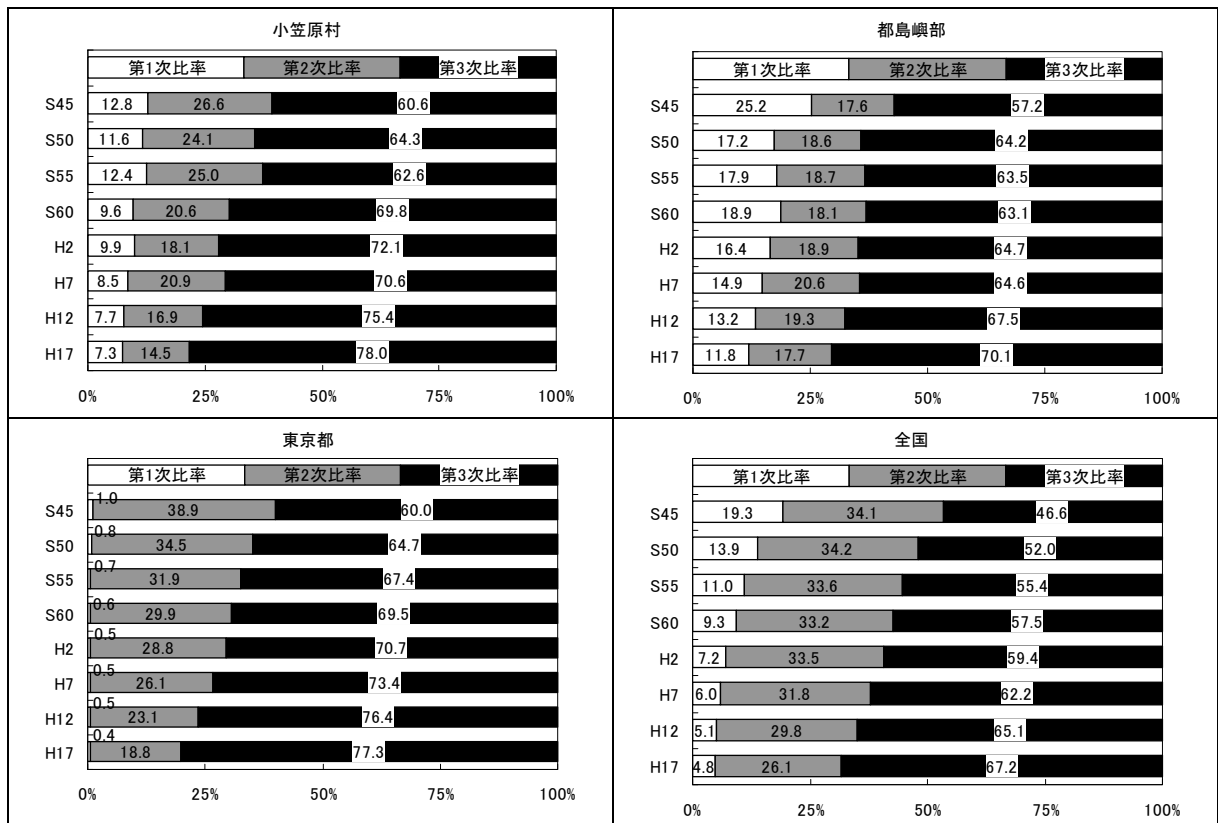
図表52 漁獲量・漁獲金額の推移



※漁獲量には養殖種苗は含まれていない。

資料：管内概要(東京都小笠原支庁)

図表53 産業区別就業者割合



資料：国勢調査

図表54 産業別就業者数

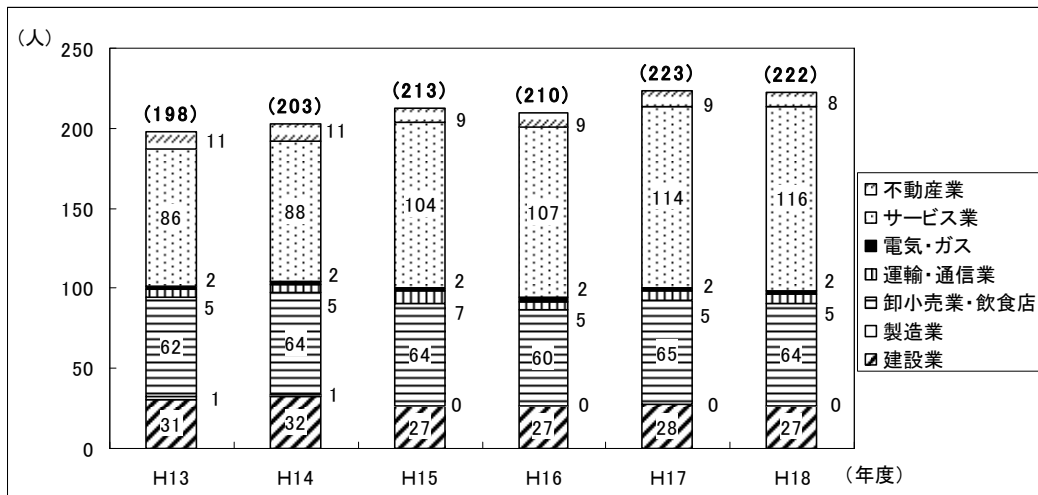
	小笠原村		都島嶼部		東京都		全国	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総数	1,874	100	15,213	100	5,915,533	100	61,505,973	100
第1次産業	136	7.3	1,801	11.8	25,889	0.4	2,965,791	4.8
農業	69	3.7	1,205	7.9	24,810	0.4	2,703,360	4.4
林業	0	0.0	7	0.0	294	0.0	46,618	0.1
漁業	67	3.6	589	3.9	785	0.0	215,813	0.4
第2次産業	271	14.5	2,694	17.7	1,108,964	18.7	16,065,188	26.1
工業	0	0.0	0	0.0	1,130	0.0	26,921	0.0
建設業	254	13.6	2,317	15.2	401,116	6.8	5,391,905	8.8
製造業	17	0.9	377	2.5	706,718	11.9	10,646,362	17.3
第3次産業	1,467	78.3	10,718	70.5	4,780,680	80.8	42,474,994	69.1
電気・ガス・熱供給・水道業	39	2.1	179	1.2	18,863	0.3	279,799	0.5
情報通信業	11	0.6	86	0.6	395,221	6.7	1,624,480	2.6
運輸業	45	2.4	533	3.5	289,053	4.9	3,132,712	5.1
卸売・小売業	135	7.2	1,842	12.1	1,065,043	18.0	11,018,413	17.9
金融・保険業	5	0.3	136	0.9	216,318	3.7	1,537,830	2.5
不動産業	1	0.1	24	0.2	179,104	3.0	859,635	1.4
飲食店、宿泊業	175	9.3	1,590	10.5	375,926	6.4	3,223,451	5.2
医療、福祉	114	6.1	1,197	7.9	447,029	7.6	5,353,261	8.7
教育、学習支援業	103	5.5	993	6.5	269,655	4.6	2,702,160	4.4
複合サービス事業	63	3.4	452	3.0	40,757	0.7	679,350	1.1
サービス業	203	10.8	1,883	12.4	1,115,012	18.8	8,819,754	14.3
公務(他に分類されないもの)	567	30.3	1,752	11.5	164,012	2.8	2,098,148	3.4
分類不能の産業	6	0.3	51	0.3	204,687	3.5	1,146,001	1.9

資料: H17 国勢調査

②地域産業の振興

島民の生活安定や観光サービスの振興を図る上で基幹をなす商工業の振興については、都による輸送費補助や村による商業活性化の取組が行われてきた結果、サービス業を中心に商工業者も増加傾向を続けている。

図表55 業種別商工業者数の推移



※各年度とも年度末現在(H18は平成19年3月31日現在)。

資料: 管内概要 平成14年版～平成19年版(東京都小笠原支庁)

■課題

①産業の高度化・複合化

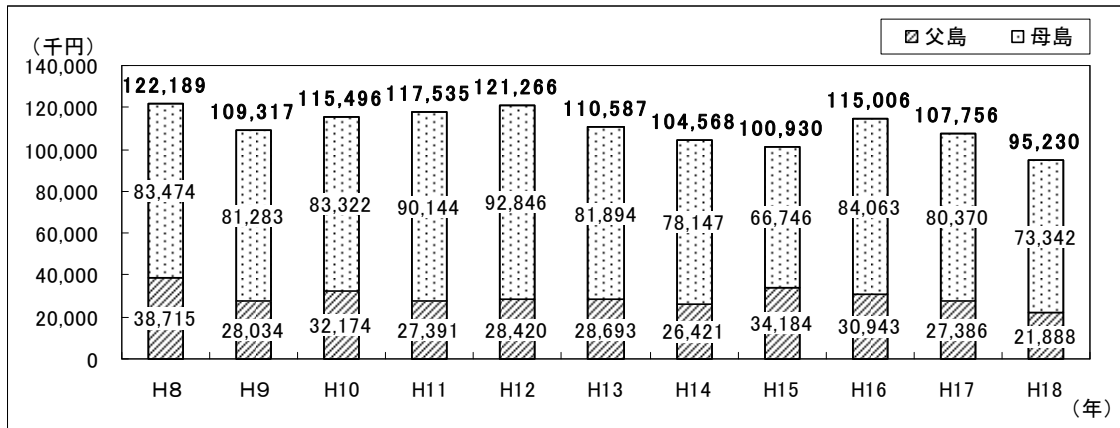
○農業

農業については、農道や灌漑施設などの基盤整備については一定の成果がみられるものの、農業規模が小さいことや高齢化、後継者不足等を背景に、農業生産は横ばいの状態にあり、農地の流動化を図るとともに新規就農者への支援等により担い手を確保していくことが課題となっている。

また、平成12年は約1億2千万円だった農業生産額は、平成18年には約9千5百万円まで低下している。生産額が伸び悩む要因としては、気候条件・輸送手段の制約等により、安定的な生産体制が取れないことも挙げられ、特に平成18年は2回の台風の上陸により甚大な農業被害が発生したために過去10年間で最低の生産額となった。今後は、こうした気候による被害を回避し、安定的な収穫・輸送を可能とするための施設整備を進めるとともに、販売・流通方法等についても検討を進める必要がある。

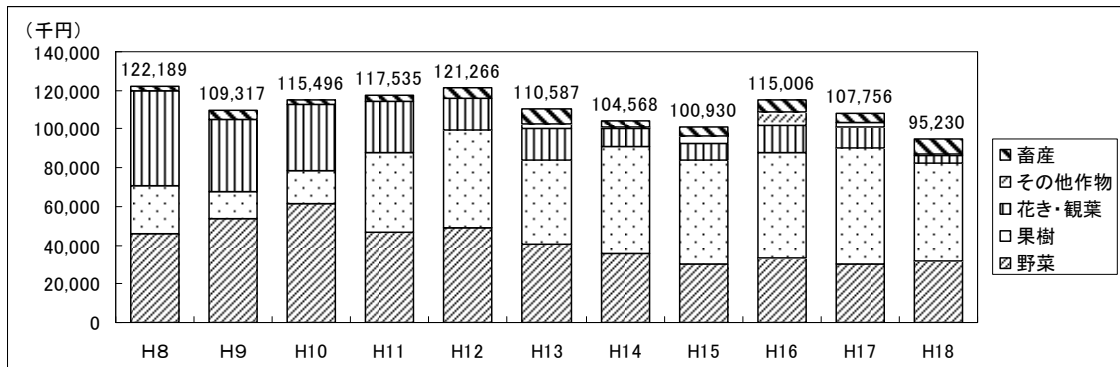
※第79回小笠原諸島振興開発審議会議事録(抄)における村長発言参照(別添2-④)
小笠原諸島振興開発審議会現地視察意見交換会議事録(抄)参照(別添4-①)

図表56 父島・母島別農業生産額の推移



資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

図表57 父島・母島別農業生産額の推移



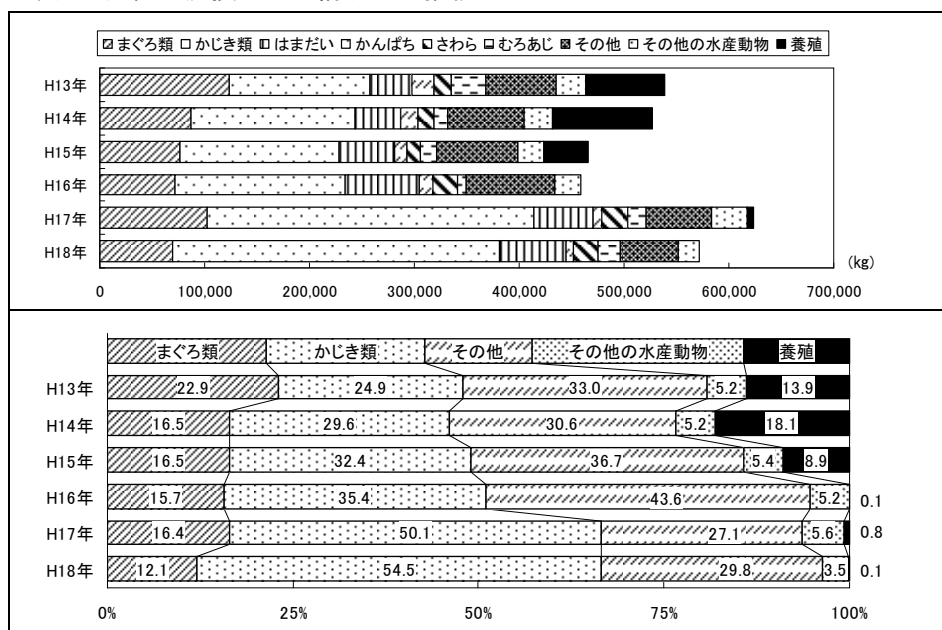
資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

○水産業

水産業について、魚種別の漁獲量・漁獲金額の推移をみると、平成15年には漁獲金額の約3割を占めていた養殖が近年では減少し、代わってかじき類が伸びており、平成18年には漁獲量・漁獲金額ともに5割以上を占めている。

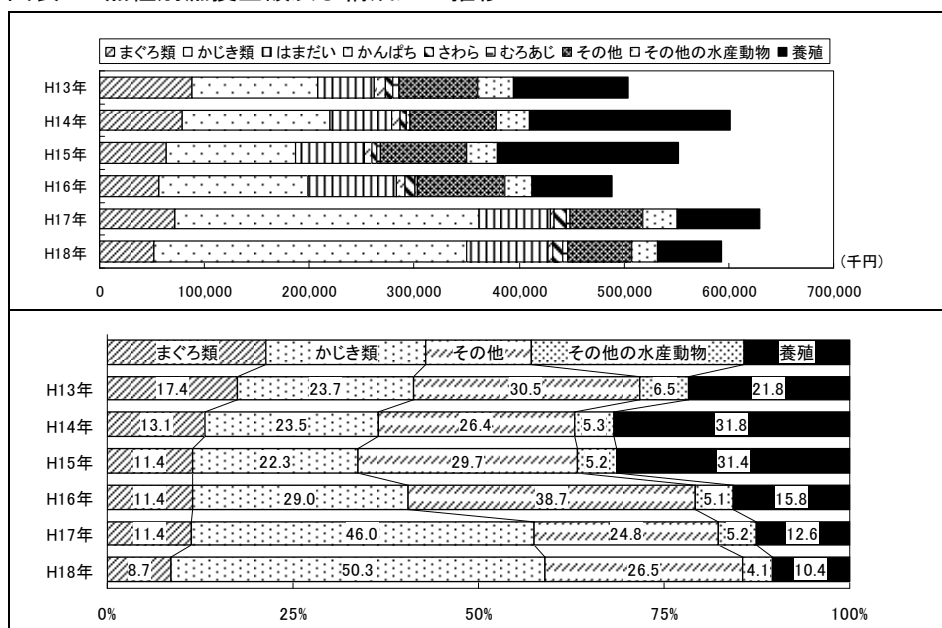
このように、近年養殖による漁獲量・漁獲金額が低下傾向にある中で、かじき類などの回遊資源を対象とする漁船漁業への依存度が高まりつつあることから、漁業生産は変動的で不安定である。このため、漁業経営の安定化を図ることが課題となっている。

図表58 魚種別漁獲量及び構成比の推移



※漁獲量には養殖種苗は含まれていない。
資料:管内概要(東京都小笠原支庁)

図表59 魚種別漁獲金額及び構成比の推移



資料:管内概要(東京都小笠原支庁)

②地域産業の振興

島内流通体制、地産地消及び本土の販路拡大に係る各部門(農業・水産業・商工業・観光業)での取組は進められているが、相互連携については本土への輸送手段の問題とあわせて今後の課題である。

商工業の振興に向けて、ラム酒の多様化やリキュール類等の開発など、村の第三セクターを中心に地場製品の生産拡大・品質向上や新商品開発に取り組んでいるが、販売については今後の課題である。

また、商業活性化を図るため、今後も「小笠原街並み景観ガイドライン」(小笠原村)などに基づき大村地区の景観誘導を図り、にぎわいある商店街を形成していくことが課題となっている。

■今後の対策の方向性

①地産地消の推進と本土の販路拡大による農業振興

地形的制約が大きい中で今後一層の農業振興を図るためには、農用地利用集積計画等により、遊休農用地の効率的な利用とそれによる耕作面積の拡大を目指すなど、生産性の向上に向けた様々な取組を推進していくことが必要である。

また、パッションフルーツやパパイヤ、マンゴーなどの果樹やトマトなどの野菜については、観光産業とも連携を図り、島内の消費に対応した作物の栽培に努めるなど、地産地消を推進する必要がある。

さらに、パッションフルーツをはじめとする亜熱帯性果実については、本土への販路拡大を図るため、安定的に収穫・輸送が可能となる施設整備や販売・流通方法等についても検討を進める必要がある。

②漁獲高安定のための養殖漁業の育成

近年、回遊資源を対象とする漁船漁業への依存度の高まりから不安定性を増している水産業については、小笠原水産センターを中心に蓄養殖技術の向上を図るとともに、新たな養殖魚種の展開を図るなどにより、漁業経営の安定化を図る必要がある。

③小笠原諸島の特徴を活かした地域産業の振興

小笠原諸島の特徴を活かし、村の第三セクター等を中心として、地場製品の生産拡大・品質向上や新商品開発を進めるとともに、インターネットによる直販など、安定的な販路の開拓・拡大を図ることが必要である。

さらに、今後も引き続き、都や村が行う商工会への助成を通じて、経営指導体制の強化と商工業者の経営改善を図る必要がある。

(4) 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等

計画(概要)での記述	<p>(1)住宅及び生活環境施設</p> <p>○住宅については、居住環境の向上などを目指し、老朽化した小笠原住宅の建替えを推進する。</p> <p>○簡易水道、生活排水処理については、老朽化した施設の改修などを進める。</p> <p>(2)保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保</p> <p>保健・福祉・医療相互間の連携を強化し、少子高齢化社会に対応した施策の充実を図る。</p> <p>(3)市街地又は集落の整備及び開発</p> <p>集落内の道路の無電柱化、歩道、公園等の整備を行い、景観に配慮した小笠原らしいまちづくりを推進するとともに、集落開発として、需要に応じた宅地分譲事業を行う。</p>
評価の視点	<p>①住環境等の各種インフラ整備は進んだか</p> <p>②医療・福祉の充実は図られたか</p>

■具体的な取組

①生活環境施設の整備

○簡易水道

簡易水道については、父島簡易水道事業基本計画を策定し、安定的な水供給に努めている。

また、導水送水配水施設整備(父島 3323.2m)、小曲ダム改良、配水池更新(母島・2基)等が村により実施されている。

○生活排水処理

し尿処理施設については、良好な環境衛生の保持、水質汚濁の防止を図るため、管渠整備改良(父島 3,526m、母島 280m)等が実施されているほか、汚泥の減量システムや中央監視システム等を導入している。

また、地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)整備区域以外の生活排水処理は、個人設置の浄化槽が多く、村主体の整備は行われていなかったため、平成16年度より、「小笠原村浄化槽条例」を施行し、村が主体となって浄化槽の整備を行っている。

図表60 し尿処理施設及び処理能力

	父島処理場	母島処理場
排除方式	分流式	分流式
計画人口	2,200人	1,000人
計画1日平均汚水量	1,110m ³ /日	420m ³ /日
計画1日最大汚水量	1,400m ³ /日	500m ³ /日
汚水水質	BOD 190ppm 人口当量 72g/人/日	BOD 160ppm 人口当量 80g/人/日
	SS 170ppm 人口当量 65g/人/日	SS 145ppm 人口当量 70g/人/日
放流水質	BOD 20ppm 除去率 89%以上	BOD 20ppm 除去率 88%以上
	SS 30ppm 除去率 82%以上	SS 22ppm 除去率 85%以上
処理方式	汚水:長時間曝気(活性汚泥)法	汚水:循環水路曝気方式
	余剰汚泥:好気性消化濃縮後、加圧脱水、脱水ケーキ、農地還元等	余剰汚泥:濃縮後、加圧脱水、脱水ケーキ、農地還元等
敷地面積	1,750m ²	3,956m ²

資料:平成18年度世界遺産登録に伴う経済的効果調査報告書(H19.3 小笠原村)

図表61 個別生活排水事業(条例に基づく浄化槽の整備)

	設置	移管	合計
平成16年度	7基	16基	23基
平成17年度	5基	0基	5基
平成18年度	4基	0基	4基

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

○ごみ処理

ごみ処理の水準については、これまで離島平均よりも低位にあったが、平成11年に父島にダイオキシン対策の清掃工場(父島クリーンセンター)が整備されたほか、母島にも平成15年に中間処理施設(母島リレーセンター)が整備され、父島・母島及び内地の処理体系が一体化した効率的なごみ処理システムが構築された。

現在は、施設の機能維持を図るため、小笠原村がストックヤード施設の整備及び父島クリーンセンターの中規模改良の検討を行っている。

図表62 ごみ処理施設及び処理能力

焼却施設		中継施設		埋立処分場	
名称	父島クリーンセンター	母島リレーセンター		名称	父島埋立処分場
供用開始	平成11年	平成15年4月		供用開始	平成13年
処理能力	4.6t/8h×1炉	2t/日(中継処理)		埋立面積	3,600m ²
資源化設備	2.1t/5h	0.32t/日		埋立容積	12,000m ³
防塵方式	バグフィルター			汚水処理能力	10m ³ /日

資料:平成18年度世界遺産登録に伴う経済的効果調査報告書(H19.3 小笠原村)

②住環境の整備

旧島民の帰島の促進並びに小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上を図るため、東京都小笠原住宅の建設を進めてきた結果、平成19年4月1日時点で、父島に297戸、母島に96戸の住宅が供給されている。また、老朽化した住宅の建替え(母島・21戸)や住宅除却(母島・20戸)、用地取得(母島・12,314.9 m²)、住宅修繕(父島・母島)により、小笠原住宅の居住環境の維持・向上が図られている。

また、シロアリによる家屋等への被害を防除するため、シロアリ対策推進事業を実施している。

図表63 都営住宅の整備状況

住宅名		住宅内容				生活基盤整備等
父島	清瀬アパート	簡易耐火造	2階建	15棟	30戸	集会所、物置8ヶ所
		中層耐火造	3～5階建	7棟	144戸	駐車スペース90台分
		計		22棟	174戸	コミュニケーションスペース
	奥村アパート	中層耐火造	5階建	2棟	60戸	集会所、物置2ヶ所 駐車スペース36台分
	二見アパート	中層耐火造	3～5階建	3棟	51戸	集会所、物置1ヶ所、団楽室 駐車スペース51台分
旭台アパート	中層耐火造	3階建	1棟	12戸	集会所、駐車スペース12台分	
母島	沖村アパート	簡易耐火造	2階建	45棟	90戸	集会所、物置5ヶ所
		中層耐火造	3～5階建	1棟	6戸	駐車スペース37台分
	計		46棟	96戸	コミュニケーションスペース	
合計				74棟	393棟	

資料:「小笠原諸島振興開発事業の成果」(平成18年度版 東京都)

③保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保

○医療体制の整備・充実

前出((2)参照)の総務省調査(平成18年度「条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究」)における全世帯対象のアンケートによると、約3割の世帯が「定期的に通院している家族がいる」としており、最も多いのは月1回程度の通院である。

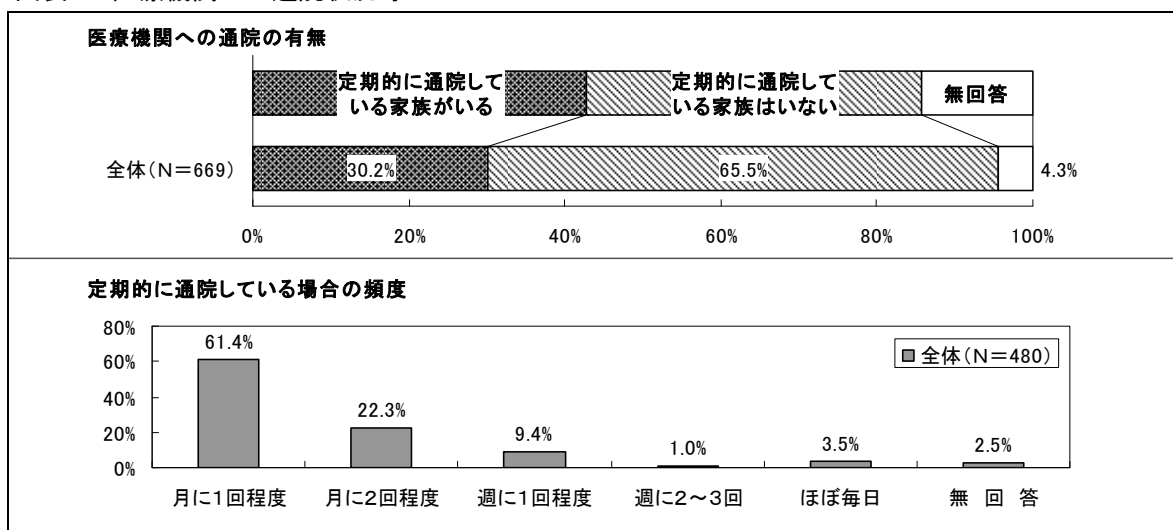
こうした島民の医療ニーズに対応するため、小笠原諸島には、父島・母島にそれぞれ診療所が開設されており、年々、設備の整備による診断精度向上及び迅速化、医療スタッフの確保等による医療の確保と水準の維持等が図られている。

また、高齢化率は全国に比して低いものの、今後の高齢化の進行を見据え、様々な高齢者の状況に対応するため、平成22年度の完成を目指して診療所の複合施設化に向けた整備を進めている。

島内の医療機関では処理することが困難であり、かつ患者の生命に応急に重大な影響がある患者もしくは失明など日常生活に多大な障害をもたらす可能性が極めて高い患者については、海上自衛隊の飛行艇により搬送を行っている。なお、平成12年度より夜間の離着陸が可能となったことから、救急患者の搬送における添乗医師・搬送体制の確保を図っている。

さらには、外海孤島という立地条件であるため、外国船等の寄港地になっており、他県船・外国船の患者の受診も担っている。

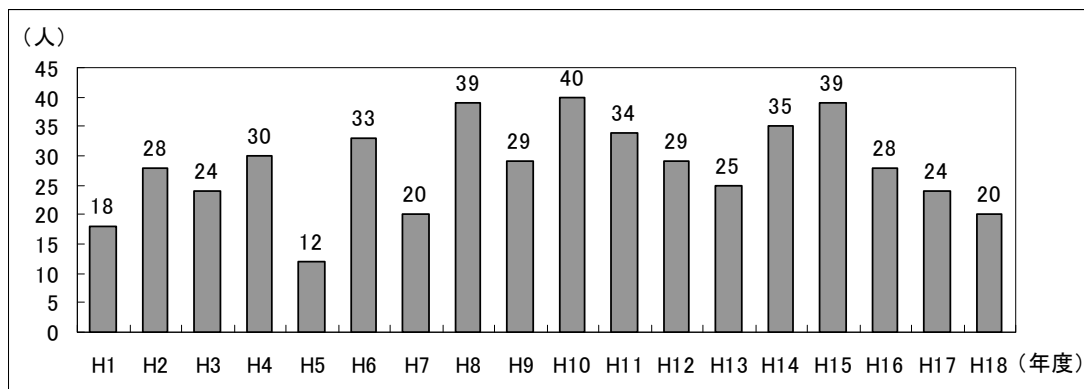
図表64 医療機関への通院状況等



※村内全世帯を対象、実施：H18.9、回収率 52.6% (回収数n=669)

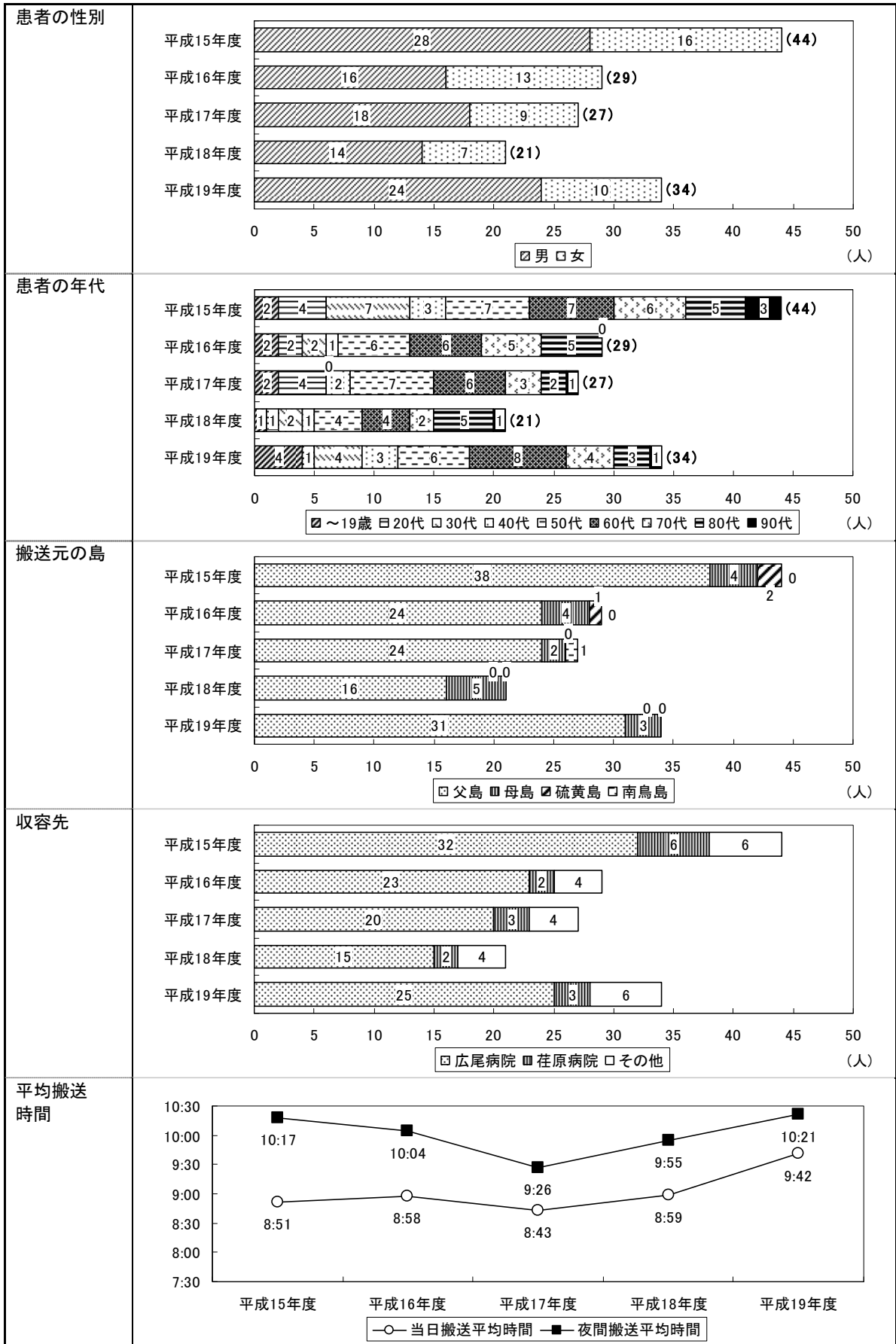
資料：小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会報告書(H18.11)

図表65 救急患者移送実績



資料：管内概要 平成 19 年版(東京都小笠原支庁)

図表66 近年の救急患者移送の詳細実績



※平均所要時間は、総搬送件数から悪天候等によるものを除いた平均
資料:小笠原村

図表67 小笠原村診療所における他県船・外国船の患者受診状況(平成15～19年度実績)

年度	受診件数		受診人数	内訳						
	うち内地 搬送件数	船種		日本船籍の船			外国船籍の船			
				件数	人数	外国人	件数	人数	国籍	
H15	7件	0件	7人	漁船	5件	5人	1人			
				貨物船						
				作業船						
				調査船						
				実習船	2件	2人				
				帆船ほか						
			小計	7件	7人	1人	0件	0人		
H16	13件	0件	27人	漁船	10件	21人	2人	3件	3人	台湾(3件)
				貨物船						
				作業船	2件	2人				
				調査船						
				実習船	1件	4人				
				帆船ほか						
			小計	13件	27人	2人				
H17	6件	0件	8人	漁船	5件	7人				
				貨物船						
				作業船						
				調査船						
				実習船	1件	1人				
				帆船ほか						
			小計	6件	8人		0件	0人		
H18	12件	0件	12人	漁船	7件	7人		2件	2人	台湾(2件)
				貨物船						
				作業船	3件	3人				
				調査船	1件	1人				
				実習船						
				帆船ほか	1件	1人				
			小計	12件	12人		2件	2人		
H19	6件	0件	6人	漁船	3件	3人	1人	3件	4人	台湾(3件)
				貨物船						
				作業船	1件	1人				
				調査船	1件	1人				
				実習船	1件	1人				
				帆船ほか						
			小計	6件	6人	1人	3件	4人	台湾(8件)	
合計	44件	0件	60人	漁船	30件	43人	4人	8件	9人	
				貨物船	0件	0人		0件	0人	
				作業船	6件	6人		0件	0人	
				調査船	2件	2人		0件	0人	
				実習船	5件	8人		0件	0人	
				帆船ほか	1件	1人		0件	0人	
			合計	44件	60人	4人	8件	9人		

※1: 定期船おがさわら丸、ははじ丸、貨物船共勝丸の関係者の受診は除外

※2: 上記以外に小笠原に寄航し受診希望されても、その患者状態から診療所では対応が難しいと判断された場合は、本土に行くことを勧めて受診しない場合もある。

※3: 上記の内地搬送は、全て海上自衛隊によるが、場合によっては海上保安庁の洋上救急システムの適用により、海上保安庁のジェット機ファルコンで内地に搬送する場合もある。

資料: 小笠原村医療課

○子育て支援対策

子育て支援対策として、「小笠原村次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、村役場内にこども家庭支援センターを設置し、支援体制の充実を図っている。

④市街地又は集落の整備及び開発

景観に配慮した小笠原らしいまちづくりを推進するため、「小笠原地域づくりガイドライン」を策定しているほか、東京都景観計画における二見港周辺の景観誘導の推進や、(仮称)景観に配慮した公共施設整備基準の検討等を進めている。また、都道の西町・東町地区における無電柱化、村道のインターロッキングブロック舗装による整備、大神山公園の園路広場整備等を実施している。

さらに、小笠原村では、集落開発として扇浦地区において、平成15年度に23区画の分譲地を整備し、平成16年度から宅地分譲を実施している。

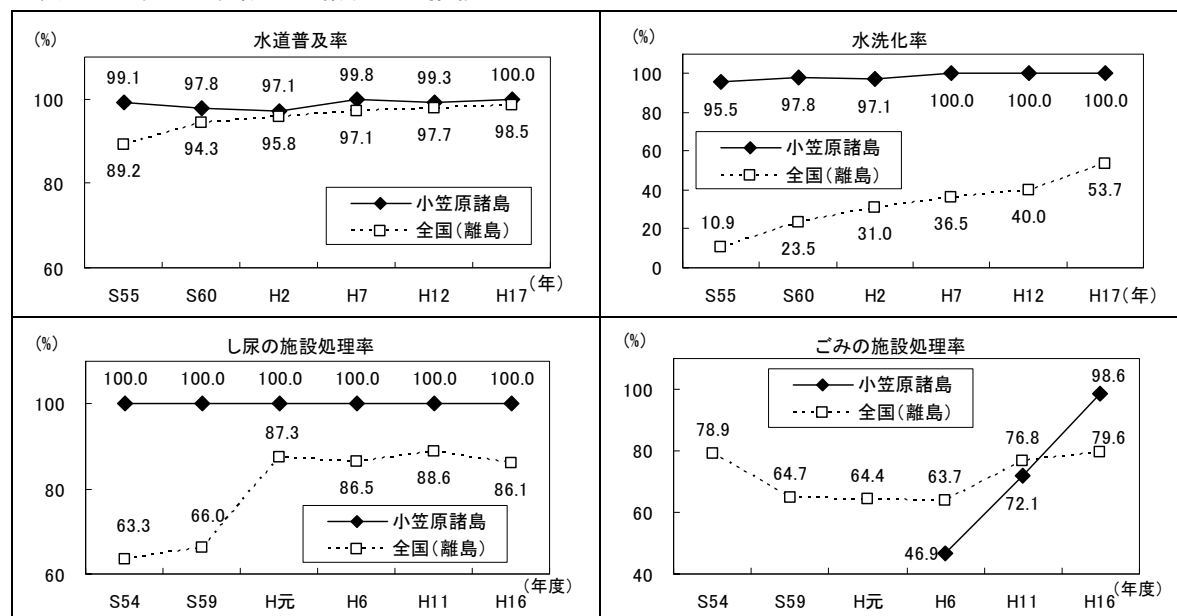
■これまでの取組の評価

①生活環境施設の整備

我が国への返還以降、良質な水の安定供給や下水処理施設の整備による生活環境の改善等に着実に取り組んできた結果、水道普及率、水洗化率、し尿施設処理率ともに100%となっており、全国の離島平均より高水準にある。

また、父島、母島の一体的なごみ処理システムの構築に伴い、これまで低位にあったごみ処理率も、平成16年度実績で98.6%に達し、全国の離島平均より19ポイント上回っている。

図表68 生活基盤施設の整備状況の推移



※水道普及率、水洗化率は各年4月1日現在。し尿処理施設及びごみ処理施設の処理量は各年度実績
資料: 離島統計年報

図表69 生活基盤施設の整備状況(%)

項目	父島	母島	小笠原諸島計	都島嶼部	全国(離島)
水道普及率	100.0	99.8	100.0	99.8	98.5
水洗化率	100.8	父島に含む	100.8	107.7	90.7
し尿の施設処理率	100.0	父島に含む	100.0	9.3	86.1
ごみの施設処理率	98.6	父島に含む	98.6	75.0	79.6

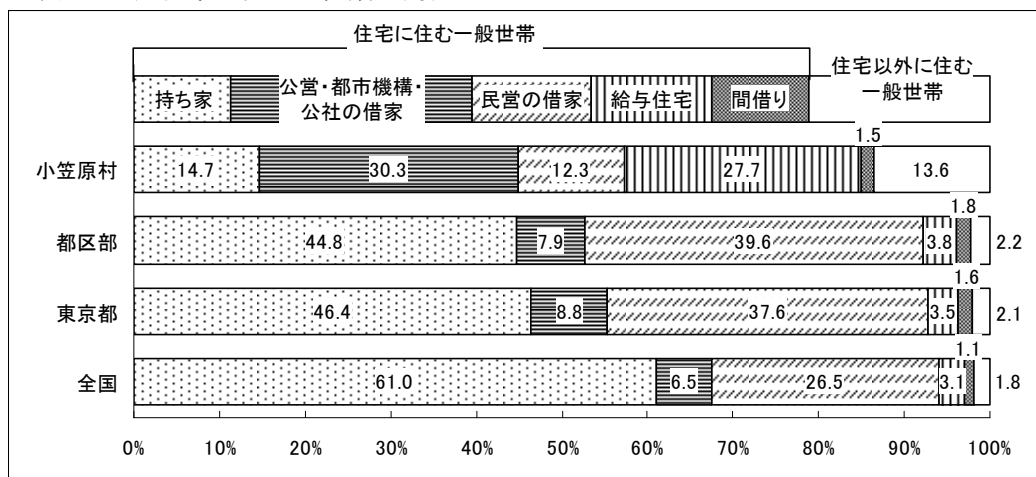
※水道普及率、水洗化率はH17.4.1現在、し尿の施設処理率、ごみの施設処理率はH16年度実績 資料: 離島統計年報2006

②住環境の整備

旧島民の帰島促進と生活基盤整備を図るため東京都小笠原住宅の整備が進められた結果、現在では、小笠原諸島の全世帯の30.7%を占める400戸近くが整備されている。

また、シロアリによる家屋等への被害を防除するため、シロアリ対策推進事業を実施している。

図表70 一般世帯の住宅の種類別割合



資料:H17 国勢調査

※「住宅」「住宅以外」及び住宅の区分の定義は以下のとおり。

住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。 なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。



▲シロアリの被害にあった家屋の状況

③保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保

安定した診療所運営を図るため、設備の整備や医療機器の高度化、医療スタッフの確保等に取り組んできた結果、現在では常勤の医師が5名(うち歯科医師2名)在島しており、平成17年の人口千人当たりの医師数は、2.2人/千人と、全国の離島平均と比較して0.5人/千人上回っている。

また、小笠原村診療所では、近年5ヶ年で計44件、延べ60名の他県船・外国船の患者を受け入れており、近海漁業者や外国船等にとっても不可欠な施設となっている。

※第79回小笠原諸島振興開発審議会における村議会議長発言参照(別添2-③)

図表71 父島、母島における医療施設数、病床数、医師数の現状(単位 病床:床、医師数:人)

	医療施設数	病床数 (人口千人当り)	医師数 (歯科医師含む) (人口千人当り)	住民登録人口 (17.4.1)	病床数	医師数 ()内は歯科医師数
小笠原	2	6.47	2.16	2,320	15	5 (2)
(父島)	1	5.84	1.59	1,882	11	3 (1)
(母島)	1	9.13	4.57	438	4	2 (1)
全国(離島)	879	13.14	1.69	715,703	9,405	1,211 (305)
全国	173,200	14.18	2.88	126,869,397	1,798,637	365,568(95,197)

資料:小笠原データは2006年離島統計年報、平成18年管内概要(東京都小笠原支庁)。離島データは、2006年離島統計年報。全国データの医師数・歯科医師数は、平成16年度医師・歯科医師・薬剤師調査、医療施設数と病床数は平成17年医療施設調査、住民登録人口は、平成17年3月末住民基本台帳人口。

④市街地又は集落の整備及び開発

都道の無電柱化、村道のインターロッキングブロック舗装による整備など、景観に配慮した小笠原らしいまちづくりを推進するための取組が、東京都及び小笠原村により進められているほか、定住施策の一環としての宅地分譲についても村により進められているところである。

■課題

①生活環境の各種インフラ整備

父島の簡易水道については、簡易水道事業基本計画に基づき、施設の更新や水質改善のための浄水方法の改善を図る必要がある。また、津波浸水予測に基づく対策の必要性から、浄水場の高台への移転が必要となっている。

生活排水処理については、今後も継続して、老朽化した管渠等の計画的な改良、新分譲地への浄化槽整備を進める必要がある。

②定住促進に向けた住環境の整備・改善

民間の住宅供給は、住宅用地の確保難や高い建築費などの要因により、ほとんど進んでいない。また、村では扇浦地区の宅地分譲を実施しているが、平成16年度からの分譲開始以降、23区画中13区画しか販売されておらず、分譲が進んでいないことがうかがえる。

また、個人住宅の建設にはコスト・用地確保など様々な面で困難が伴うため、都営住宅への依存度が高くなっており、毎年行われる空き家募集にも多数の応募がみられるが、応募数に対して空き家の数が少ない上、近年の応募者には旧島民は少なく、返還以降新たに島民となった人がほとんどであることから、需要に見合った住宅の供給とともに、旧島民の帰島促進と生活の安定を目的とした都営住宅の今後のあり方についても検討が必要となっている。

なお、(財)小笠原協会が行ったアンケート調査によると、住宅対策について「見直すべき」という意見が半数以上を占めており、その理由として都営住宅の建替の促進が最も多くから挙げられている。

図表72 平成16年度以降の宅地の分譲実績

年 度	販売区画数（区画）	総販売額（千円）	総面積（㎡）
平成16年度	10	90,522	3,684.40
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	3	32,159	1,106.56

資料:小笠原村

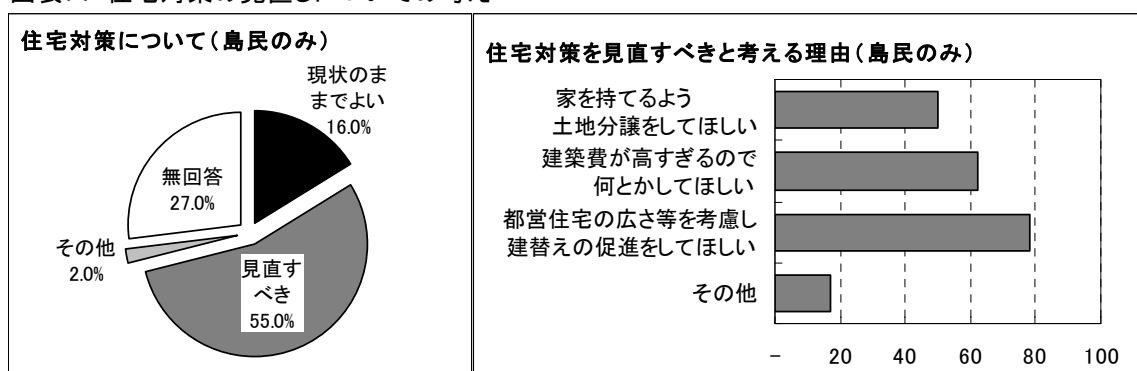
図表73 東京都小笠原住宅の整備戸数及び空き家募集に対する応募数・空き家発生数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
総世帯数(戸)	1,326	1,265	1,277	1,247	1,261	1,281
都小笠原住宅戸数(戸)	393	392	392	392	392	393
(割合)	29.6%	31.0%	30.7%	31.4%	31.1%	30.7%
空き家応募数(世帯)	44	51	51	50	45	57
空き家発生数(世帯)	11	18	9	20	14	12
うち 父島	10	11	8	15	10	10
うち 母島	1	7	1	5	4	2

※総世帯数及び都小笠原住宅戸数は各年度4月1日現在、空き家応募数及び空き家数は前年度実績。

資料:管内概要 平成14年版～平成19年版(東京都小笠原支庁)

図表74 住宅対策の見直しについての考え



※調査対象:島民・勤務経験者・観光客等合計450人(回答数241人、回答率53.6%)、調査時期:H19.7～8

資料:「小笠原」特集第53号『小笠原諸島に関する意向調査結果』(H20.3.31 財団法人小笠原協会発行)

③医療・福祉の充実

医療体制については、診療所設備の整備や医療スタッフの確保等により、医療の確保と水準の維持等が図られているが、地理的特性に起因する課題が多いほか、出産や重症患者への対応、福祉関係職員の確保など、今後の課題も多く残されている。

■今後の対策の方向性

①生活環境の各種インフラの維持・更新と定住促進に向けた整備の推進

これまでの振興開発事業により整備が進められてきた各種生活基盤施設については、今後も引き続き施設の維持・更新を適宜図っていくとともに、浄水場の高台への移転など、東南海・南海地震による津波浸水予測もふまえた対策を行う必要がある。

また、新分譲地への浄化槽整備を進めるなど、定住促進に向けて宅地の円滑な供給とこれに伴うインフラの整備を進める必要がある。

さらに、今後、世界自然遺産登録も視野に入れた環境保全対策を進める中では、観光客などの交流人口の増加に伴うごみ処理・し尿処理への適切な対策の検討が不可欠である。現在でも、おがさわら丸による入島時に、「ごみの持ち帰り」運動を展開しており、今後もこの運動や「ごみゼロ運動」を徹底することが重要である。



▲父島クリーンセンター



▲母島リレーセンター

②定住促進に向けた住環境の整備・改善

小笠原住宅の建替については、東京都において中長期的視点に立った、小笠原における住宅施策の慎重な検討が進められており、村も交えた住宅の整備・改善が必要である。

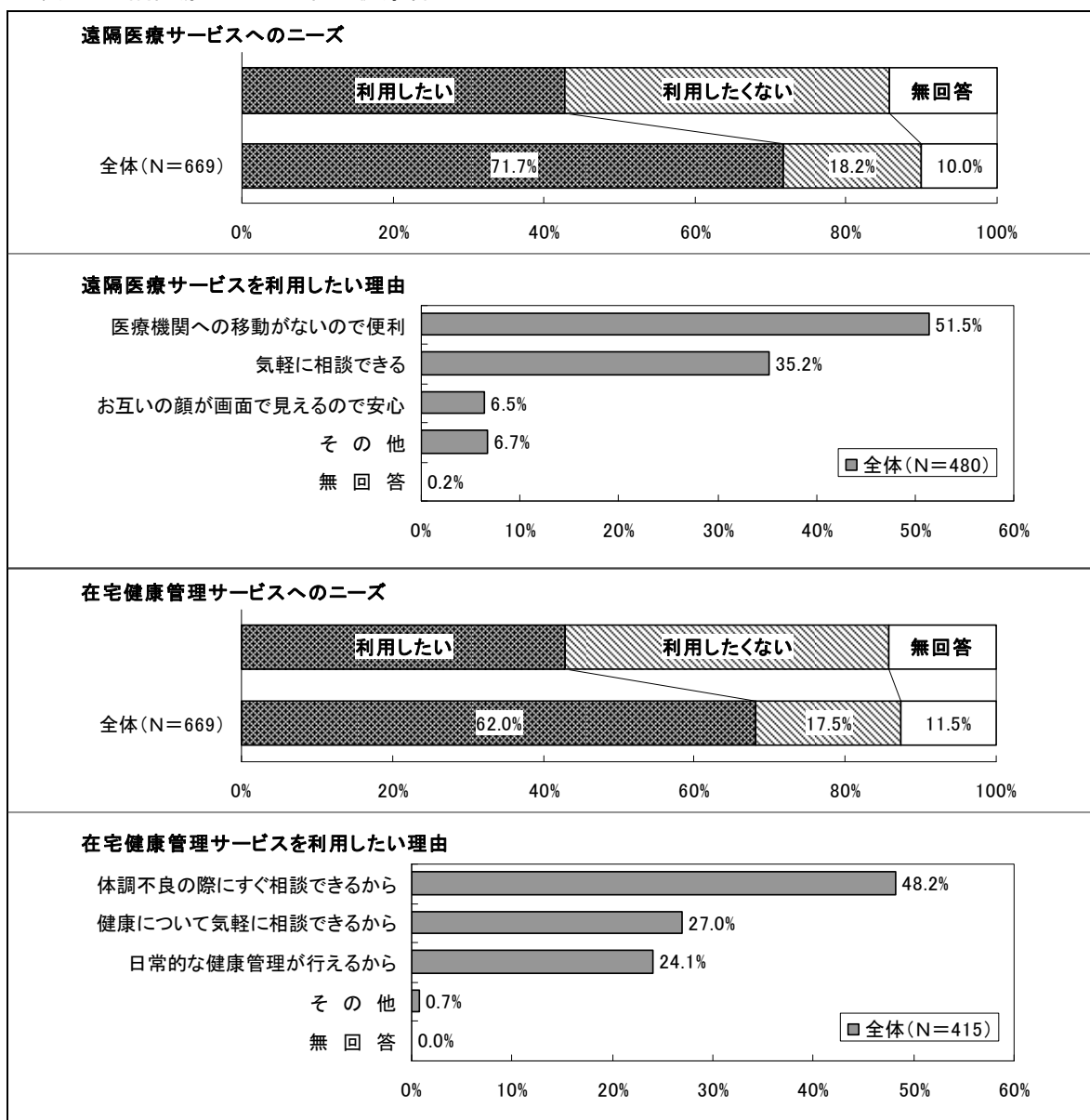
③医療・福祉サービスの維持・向上

医療・福祉の充実を図るため、現在、複合施設の整備に向けて用地測量・地質調査等の基礎事業が小笠原村により行われている。今後は、こうしたハードの整備と併せて、ソフト対策（診療所の運営体制の充実）を一体的に展開することにより、一層のサービスの充実を図ることが必要である。

また、小笠原諸島のような地理的制約の大きい島嶼部において、医療・福祉サービスの向上を図る上での有効な方策のひとつとして、情報通信技術を活用した遠隔医療や在宅健康管理などのサービスの展開が考えられる。前出（(2)参照）の総務省調査（平成18年度「条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究」）における全世帯対象のアンケートの結果からも、遠隔医療サービスについては7割以上、在宅健康管理サービスについても6割以上が利用したいとしており、高いニーズがうかがえる。

医療・福祉サービスは、生命に直結するサービスであり、安心して小笠原諸島での生活を続ける上で最も重要な対策のひとつである。上記のような調査結果もふまえると、今後は、情報通信体系の整備とあわせた総合的な対策の検討も必要となる。

図表75 遠隔医療サービス・在宅健康管理サービスへのニーズ



※村内全世帯を対象、実施：H18.9、回収率 52.6% (回収数n=669)

資料：小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会報告書(H18.11)

(5) 自然環境の保全及び公害の防止

計画(概要)での記述	(1)自然環境の保全 小笠原固有の希少種の保全及び外来生物(移入種)対策等を推進し、世界自然遺産への登録を目指す。また、景観の保護と植生回復等の施策を展開するとともに、ルールに基づく利用など自然の保護と利用の両立を図る。 (2)公害の防止 ごみの減量化、リサイクル等を推進し、循環型社会の構築を図る。
評価の視点	①固有の自然環境の保全は図られたか ②公害防止対策は進んだか

■具体的な取組

(1) 自然環境の保全

○小笠原固有の希少種保全の推進

小笠原諸島は、その地理的特性および亜熱帯に位置する気象的特性から、世界的にも固有種・希少種比率が高いという特殊な環境を有しており、ムニンノツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキなどの希少種が多く生息している。こうした固有種・希少種の保全のため、各自生地における生育状況・発芽状況の確認、人工授粉による結実率の向上、増殖株の生育適地への植栽などに取り組んでいる。

また、絶滅リスクを低減させるために、東大植物園における希少種の育成増殖、系統保存などに取り組んでいる。

なお、このような特異な自然を後世に残すため、林野庁は、平成19年4月に、小笠原諸島の国有林の8割を森林生態系保護地域^{*}に設定し、保全管理委員会を設置して効果的な外来種対策や利用のルールなどについての検討を進めており、平成20年3月には「保全管理計画」を策定している。この計画では、(1)小笠原の在来種を保存するため外来種対策を積極的に実施すること、(2)無秩序な入込による植生衰退が進まないよう、立入は指定したルートに限定し、講習を受けた者(ガイド等)の同行を条件とするなどの新たな利用のルールを導入すること、の2点が示されており、このような外来種対策や利用のルールを位置づける計画の策定は、国有林の森林生態系保護地域においては全国で初めてとなっている。

^{*}森林生態系保護地域(国有林の保護林制度)

…原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存森林施業・管理技術の発展学術研究等に資することを目的に設定。

○外来生物(移入種)対策等の推進

父島や聳島列島、西島、南島においては、以前に人為的に持ち込まれて野生化したヤギにより固有種をはじめ、植生景観の破壊が進行し、土砂の流出によりさんご等の海洋生物への被害等が著しいことから、ノヤギの駆除に取り組んできた。聳島列島での駆除は平成15年度で終了し、平成16年度からは兄島での駆除活動が展開されている。



▲ 媒島のノヤギと裸地化した土地



▲ 兄島でのノヤギ捕獲の誘導柵

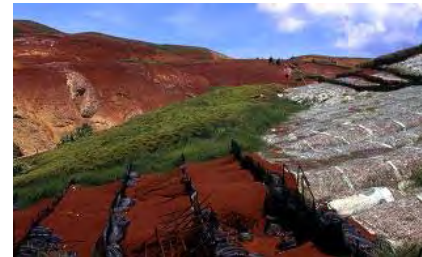
また、南島では、一時期観光客の過剰な利用により植生が損なわれたこともあり、平成13年度より「南島の植生回復5か年プラン」に基づき、村民ボランティアの募集による移入種除去及び植生回復事業を実施している。



▲外来種駆除活動

○景観の保護及び植生回復

自然公園の諸施設は、ほとんどが海に隣接して整備されているため、塩害等による被害が大きく、園地、歩道等の改修が必要となっている。このため、景勝地買収(7.02ha)のほか、母島東山地区、父島海岸地区で歩道の整備を推進している。



▲煤島での植生回復事業

また、小笠原諸島の優れた景観を次世代に残すため、固有種を中心とした植生回復事業や自然環境調査等に取り組んでいる。

○自然の保護と利用との両立

自然の保護と利用との両立を図るため、東京都版エコツアーリズム*を推進しており、平成19年度現在、南島では約 6,500 人、母島石門では約 100 人の利用ルールに沿ったエコツアーリズムが実施されている。



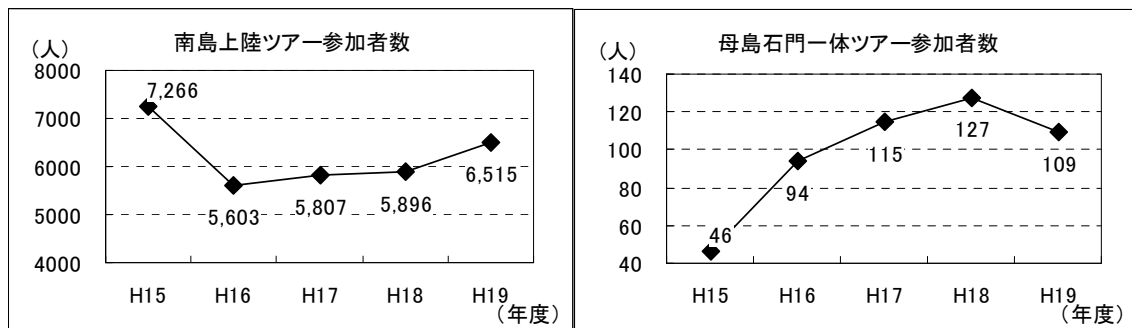
▲南島エコツアーリズム

また、自然公園において裸地化した歩道の整備、案内板・解説板の設置など、適正利用のルール化を図るとともに、一般観光客をモニター調査員としたアンケート調査を実施し、東京都自然ガイドの資質向上や観光関連団体への啓発にも取り組んでいる。

※「東京都版エコツアーリズム」

…東京都と小笠原村が協力してルール化したもので、保護すべき地域(南島と母島石門一帯)を「自然環境保全促進地域」と定め、利用できる区域や経路、利用の時期や時間、一日当たりの利用者数の上限を設定している。観光する際には、東京都が養成、認定した「東京都自然ガイド」の同行が義務づけられている。

図表76 東京都版エコツアーリズムにおける協定に基づくガイド付きツアーの実施状況



資料:東京都

○世界自然遺産登録に向けた取組

我が国では既に、知床(北海道)・白神山地(青森・秋田県)・屋久島(鹿児島県)の3地域が世界自然遺産に登録されているが、小笠原諸島についても多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島嶼生態系を形成していることから、人類共通のかけがえのない財産として将来の世代に引き継いでいくべき我が国4番目の世界自然遺産として、平成19年1月にユネスコへ暫定リストを提出した。

これまでの検討過程において、早急な外来種対策と十分な保護担保措置の必要性が課題として指摘されており、こうした指摘をふまえ、小笠原諸島の世界自然遺産推薦、登録に向けて、その候補地の適正な管理のあり方を検討するため、世界遺産地域の管理機関となる関東地方環境事務所(環境省)、関東森林管理局(林野庁)、東京都、小笠原村が共同事務局となり、小笠原諸島の保全と管理に関わる地元関係団体等で構成された「小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議」を設置し、関係機関の連絡・調整を図りつつ、今後の小笠原の管理計画等について検討を進めているところである。

図表77 「小笠原諸島世界自然遺産候補地地域連絡会議」参画団体

・小笠原村商工会	・小笠原ホエールウォッチング協会	・東京島しょ農協
・小笠原村観光協会	・小笠原島漁業協同組合	・NPO 小笠原野生生物研究会
・小笠原母島観光協会	・小笠原母島漁業協同組合	・NPO 小笠原自然文化研究所

資料:環境省小笠原自然保護官事務所(小笠原自然情報センター)HP

(2) 公害の防止

小笠原諸島内で発生するごみの一層の減量化を図るため、ごみ分別の普及啓発に取り組んでおり、平成11年度から稼動した父島クリーンセンターにおいて、可燃ごみ、金属類、空き缶、空きびん・ペットボトル、危険物・有害物、粗大ごみの6分別収集が行われている。

図表78 ごみの分別収集の状況

		可燃ごみ	生ごみ	金属類	空き缶	空きびん、 ペットボトル	有害物 危険物	粗大ごみ	牛乳 パック
父島	収集場所	ステーション	—	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	拠点
	収集頻度	週3~6回	—	週1回	週1回	週2回	月1回	月1回	—
母島	収集場所	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	ステーション	拠点
	収集頻度	週3回	週3回	週1回	週1回	週1回	月1回	年4回	—

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

図表79 ごみ処理量の推移・リサイクル量の推移(過去5ヶ年)

	H13	H14	H15	H16	H17
処理量(単位:t)	1,441	1,294	1,222	1,165	1,138
資源化量(単位:t)	360	254	333	284	294

資料:小笠原村

■これまでの取組の評価

(1) 自然環境の保全

○小笠原固有の希少種保全の推進

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存法に関する法律」に基づく国内希少野生動植物に指定されている8種を中心に、希少植物の保護増殖に取り組んでいる。このほか、アカガシラカラスバトについては、平成13年から上野動物園で保護・増殖に取り組んでおり、現在は保護した3羽から18羽にまで増えている。

○外来生物（移入種）対策等の推進

父島では平成3年までに2,500頭を超えるノヤギが東京都により駆除されてきたが、平成4年度以降は小笠原村が引き続き駆除を行っており、平成16年度には234頭が捕獲されている。

聟島列島でのノヤギの駆除及び植生復元の取組については、平成9年度から平成15年度にかけて実施され、累計1,480頭のノヤギが捕獲された。平成16年度からは兄島で新たに駆除事業が行われており、平成19年度までに約400頭が捕獲されている。

また、村民ボランティア等による南島等における移入種除去活動については、平成19年度末までに延べ449名が参加し、5.5トン除去した。これらの取組により、土壌流出や海洋被害の防止、固有種の保護が図られている。

図表80 父島におけるノヤギの駆除の状況

年度	S51～H3	H4～H11	H12	H13	H14	H15	H16
駆除頭数	2,679	703	160	107	166	104	234

資料：管内概要 平成19年版（東京都小笠原支庁）

図表81 聟島列島・兄島におけるノヤギの捕獲頭数（植生回復事業）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
聟島列島	136	137	144	735	267	56	5	-	-	-	-
兄島	-	-	-	-	-	-	-	69	170	87	61

※単位：頭 資料：国土交通省、管内概要（東京都小笠原支庁）

図表82 村民ボランティア等による移入種除去活動の実績

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
回数 (回)	父島	2			1			
	南島	3	5	3	2	3	3	3
	計	5	5	3	3	3	3	3
人数 (人)	父島	22	0	0	10	0	0	0
	うちボランティア	0	0	0	0	0	0	0
	南島	51	83	45	28	58	77	75
	うちボランティア	0	0	0	0	43	57	54
	計	73	83	45	38	58	77	75
	延べ参加者数	73	156	201	239	297	374	449
除去量 (kg)	父島	480	0	0	30	0	0	0
	南島	830	750	1,160	200	495	450	1,100
	計	1,310	750	1,160	230	495	450	1,100
	延べ除去量	1,310	2,060	3,220	3,450	3,945	4,395	5,495

資料：小笠原村

○景観の保護及び植生回復

東京都では、南島の裸地及び踏圧を受けて植生が破壊されている箇所を対象に、土壌浸食・流出防止対策や島内の芝生の移植等を行っているほか、自然観察路の裸地化した場所の一部にこれ以上の踏圧による植生の被害拡大を防ぎ植生の回復を図るため、試験的に島内の転石を飛び石状に設置するなど、景観の保護と植生回復に取り組んでいる。これらの取組の結果、扇池側の荒廃地は、大きな崩壊もなく、ゆっくりとした回復傾向がみられるほか、鮫池側の荒廃地も回復傾向にあり、植生の回復もみられている。



▲赤土が流出していた過去の状況

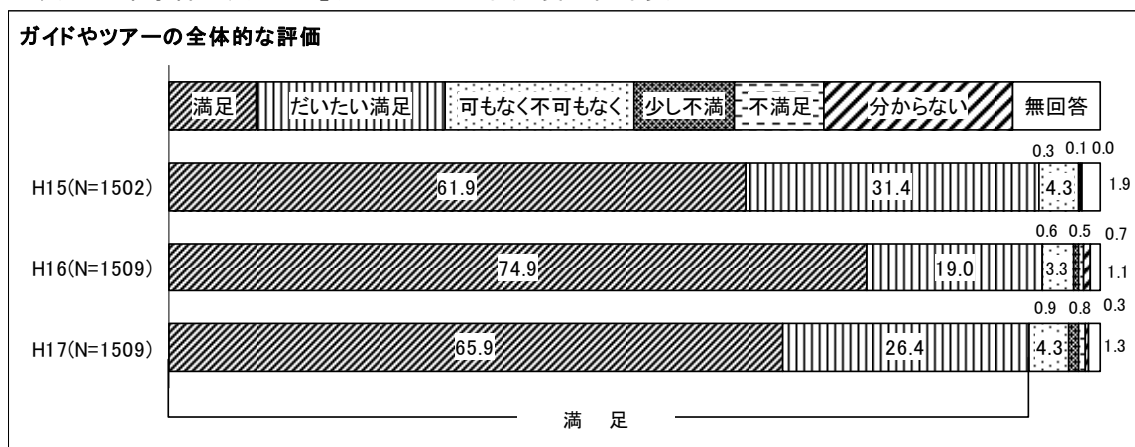


▲植生回復事業の実施状況

○自然の保護と利用との両立

東京都が実施している東京都版エコツーリズム事業については、参加したモニターからもガイドやツアーに対する高い評価が得られている。

図表83 「東京都自然ガイド」及びツアーの満足度の経年変化



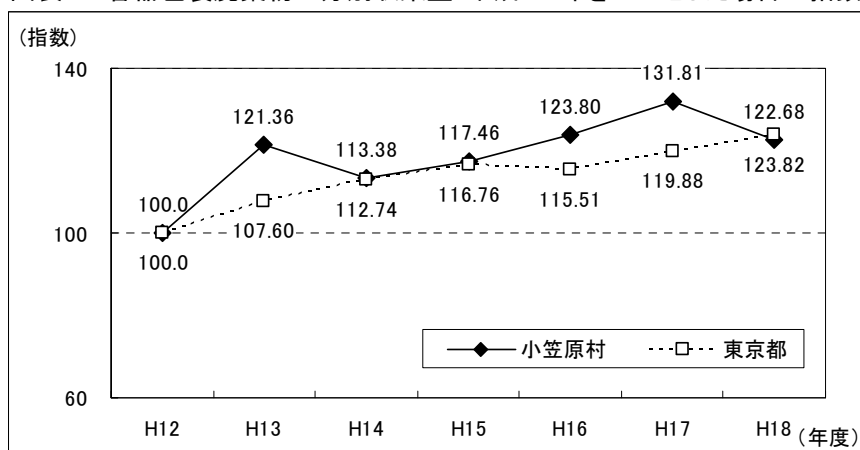
資料: 東京都自然ガイド推進事業「東京都自然ガイド」に係るモニター調査結果報告書(H18.2 及び H17.2 東京都)

(2) 公害の防止

公害防止設備・資源化設備を備えたごみ処理施設の整備と、父島・母島一体となったごみ処理体制の構築により、近年では容器包装リサイクル法の対象となる品目の分別収集量は東京都よりも高水準になっている年度もみられる。

なお、母島の畜産指導所からは、海洋への赤水の流出が見られていたが、平成17年度に放牧場を改修し、改善が図られている。

図表84 容器包装廃棄物の分別収集量:平成12年を100とした場合の指数の推移



※収集量は各年度実績

資料: 容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再商品化の実績(東京都環境局)

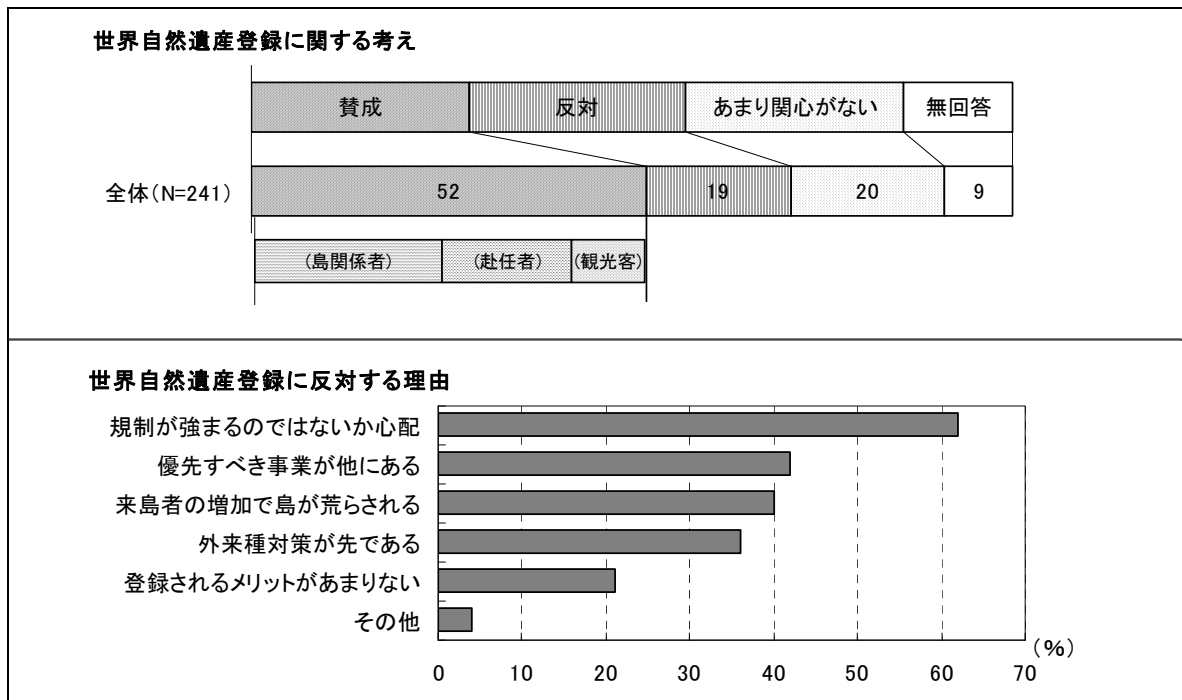
■課題

小笠原特有の固有種・希少種の保全については、自生地における保全対策のほか、絶滅のリスク低減のため東京大学(植物園)と連携して系統保存に取り組んでいるが、近年、父島で、外来種の巻貝「ヌメカワニナ」が、絶滅危惧種に指定されている「オガサワラカワニナ」を駆逐する勢いで大繁殖していることが判明するなど、世界自然遺産登録に向けた新たな課題も見られる。

また、小笠原諸島特有の自然環境を活かしたツーリズム産業を振興することにより、多くの観光客が島を訪れることから、外来種の侵入阻止や踏圧による裸土化・土壌浸食等の発生防止など、小笠原諸島固有の自然環境・自然景観の保全を適切に図ることも課題となっている。

なお、財団法人小笠原協会が島民・勤務経験者及び観光客等に対して行った意識調査によると、小笠原諸島の世界自然遺産登録については半数以上が「賛成」としている一方、「反対」や「あまり関心がない」も約2割みられ、特に「反対」とする理由としては規制が強まることへの懸念や他に優先すべき取組があることなどが挙げられている。このため、世界自然遺産登録に向けては、固有種・希少種の保全等の対策と併せて、登録の意義や効果について関係者の理解を得ていくことが課題となっている。

図表85 小笠原諸島の世界自然遺産登録に対する島民等の意向



※調査対象:島民・勤務経験者・観光客等合計 450 人(回答数 241 人、回答率 53.6%)、調査時期:H19.7~8
資料:「小笠原」特集第 53 号『小笠原諸島に関する意向調査結果』(H20.3.31 財団法人小笠原協会発行)

■今後の対策の方向性

小笠原特有の固有種・希少種の保全については、自生地における保全対策のほか、東京大学(植物園)と連携した系統保存の取組を今後も進めるとともに、世界自然遺産登録に向け、外来生物(移入種)対策を一層推進していく必要がある。

また、環境保全に対する来島者への啓発活動を推進し、景観の保護と植生回復を図るとともに、来訪者も含めたごみの減量化、分別収集及びリサイクルの徹底に取り組む必要がある。

また、世界自然遺産登録に向けて、登録の意義や登録により期待される効果、小笠原諸島へのメリット等について、引き続き島民等の関係者に十分な説明を行い、一層の理解を求めていくとともに、国民的理解と国をあげた気運の醸成に努める必要がある。

(6) 防災及び国土保全に係る施設の整備

計画(概要)での記述	砂防、地すべり対策等の防災、国土保全施設を整備し、島内各施設の安全対策を講ずるとともに、津波災害対策を講じていく。
評価の視点	砂防、地すべり対策等は進捗したか

■ 具体的の取組

小笠原諸島の溪流は急峻なうえ、戦中・戦後を通じ荒廃するままに放置されていた。このため流出土砂が河道を埋没させ、わずかな降雨でも洪水や土石流が発生する状況にある。この洪水や土石流から集落を守るため、八瀬川上流3支川において砂防施設の整備を実施しているほか、地すべり対策として、長浜地区調査が都により実施されている。

また、小笠原諸島は、東南海・南海地震防災対策推進地域であることから、津波災害対策として、津波浸水予測調査、統一的津波標識・津波ハザードマップ基本図作成、浸水予測図に基づいた浄水場の移転計画及び複合施設建設地の変更、津波を想定した避難訓練の実施、浸水予測図の配布及び避難標識の設置等に取り組んでいる。

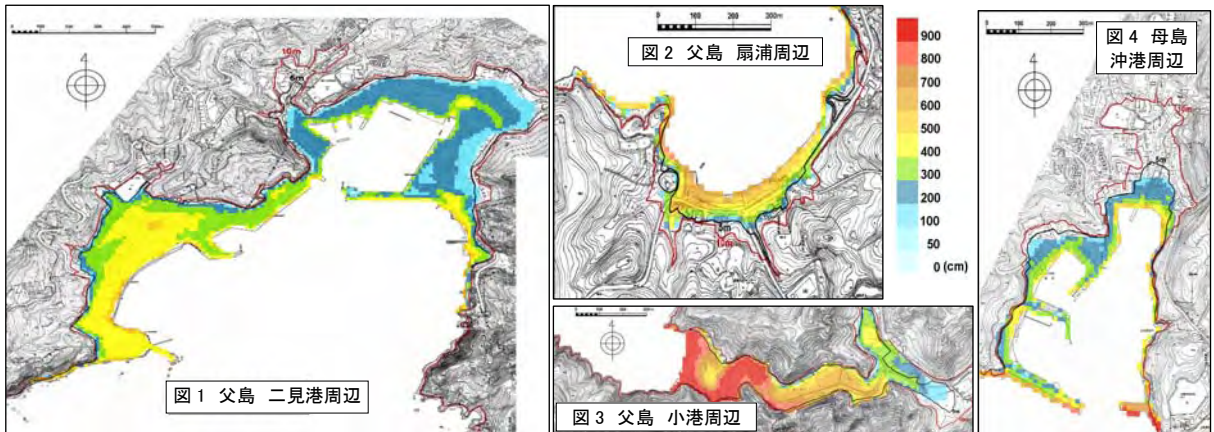
なお、災害時等における島民や観光客の安全確保を図るため、平成20年3月に防災無線施設を更新したほか、新たに情報通信基盤としてIP告知端末を各世帯に整備し、これを活用した緊急放送システムを導入している。

図表86 砂防・地すべり事業実績

項 目		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
砂防	八瀬川上流3支川	流路 110m	流路 150m	橋台一式
	小花川	調査一式	調査一式	
地すべり	長浜	調査一式	調査一式	調査一式

資料:小笠原諸島振興開発事業の成果(東京都)

図表87 東南海・南海地震による津波予想



最大津波:想定 東南海・南海地震

父島 第1波到達時間 : およそ92分

母島 第1波到達時間 : およそ94分

図1 二見港周辺 最大水位の到達時間:184分, 高さ:7.48m

図4 沖港周辺 最大水深の到達時間:243分

図2 扇浦周辺 最大水位の到達時間:101分, 高さ:6.20m

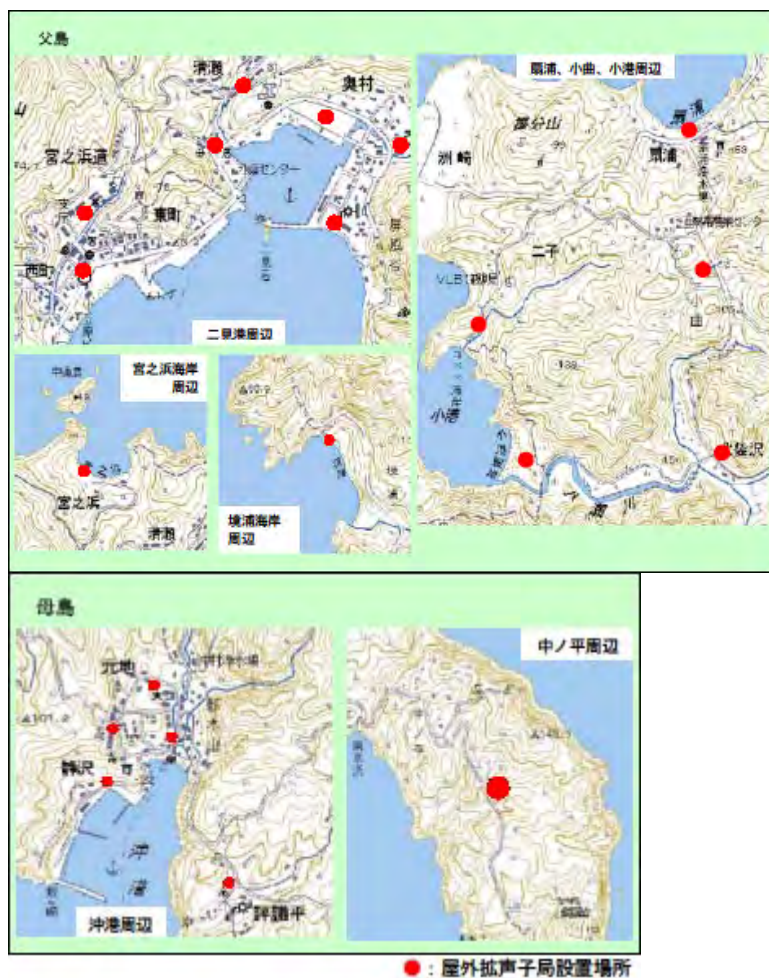
高さ:5.36m

図3 小港周辺 最大水位の到達時間:220分, 高さ:9.93m

※島の地形等から津波の継続時間が長くなり、また第1波よりもその後の津波の方が高くなる恐れがあります。

資料:小笠原村民だより No.535(H20.2.1 小笠原村)、国土交通省

図表88 小笠原村防災無線の更新(平成 20 年 3 月 15 日より)



資料:小笠原村民だより No.536(H20.3.1 小笠原村)

■これまでの取組の評価

砂防・地すべり事業の着実な実施により、集落の安全対策の充実が図られているほか、東南海・南海地震対策の推進や防災無線施設の更新、IP告知端末の全世帯整備等により、住民生活や観光客の安全性の確保が図られている。

■課題

小笠原諸島は台風の常襲地帯であり、防災・国土保全としての砂防・地すべり対策は今後とも継続的に取り組むべき課題である。また、東南海・南海地震による津波を想定した各種公共施設の対策が必要となっている。

※第78回小笠原諸島振興開発審議会における村長発言参照(別添1-④)

■今後の対策の方向性

洪水や土石流から島民や観光客を守るため、今後とも継続的に砂防・地すべり対策に取り組むとともに、村の地域防災計画等に基づき、東南海・南海地震への対策を計画的に進めていく必要がある。

(7) 教育及び文化の振興

計画(概要)での記述	島内施設の有効活用などによる社会教育の充実や、文化財などの保護・保存を図る。
評価の視点	①教育環境の整備は図られたか。 ②特色ある教育は推進されたか ③特有の文化資源の活用は図られたか

■具体的な取組

○教育環境の整備・充実

教育の機会均等の趣旨から教育内容の充実を目指し、小・中学校を建設し、児童数の増加に伴い校舎の増築を行ってきたが、母島小中学校の校舎の老朽化が著しくなったことから、平成16年度に校舎の建替えを行った。

また、小笠原諸島特有の民俗文化・歴史・自然等を取り入れた教育の充実も図られており、母島小学校では、「小笠原太鼓」、「母島を知ろう」、「平島探検隊」、「父島イッテQ」、母島中学校では「海洋研究」など、特色ある教育が行われている。

○生涯学習の推進

父島・母島にそれぞれ整備された運動場には、会議室のほかテニスコートやグラウンド等が整備されており、島民の親睦とスポーツの振興が図られていほか、小中学校の体育館や高等学校の体育館・グラウンドの開放が行われている。

また、母島では、地域の子どもに対するサッカー教室を実施している(月4回(毎週土曜日)、雨の場合は体育館で実施)。

図表89 小笠原小学校・母島小学校の開放状況(実績)

島	開放施設名	開放頻度	開放時間	1回平均利用者数
父島	小中学校校庭	週1日(毎週日曜)※雨天を除く	9:00~12:00	約30人
	小中学校体育館	週6日(月曜~土曜)	18:00~21:00	約25人
	中学校音楽室	週5日(月曜~金曜)	19:00~21:00	約10人
	中学校図工室	不定期(週末が多い)	不定期	約5人
母島	小中学校校庭	週1日(毎週日曜)※雨天を除く	9:00~12:00	約12人
	小中学校体育館	週6日(月曜~土曜)	18:00~21:00	約15人
	小中学校音楽室	週1日程度	19:00~21:00	約10人

資料:小笠原村

○文化の振興

文化財及び文化の保護・保全を図るため、小笠原村において平成18年4月に文化財保護条例を制定したほか、同審議会の発足、東京都指定文化財(小花作助文書)読み下し委託等に取り組んでいる。また、戦跡の保存、活用を図るため、戦跡巡りの遊歩道を整備し、観光資源としての活用を進めている。

こうした文化財等の保全のほか、小笠原諸島を海洋資源等の研究・教育の拠点として活用するため、水産センターの調査指導船「興洋」による資源調査、海洋観測等の充実が図られている。また、小笠原海洋センターではアカウミガメの調査研究等が行われるなど、小笠原諸島を取り巻く海洋資源の研究が進んでいる。

図表90 漁業調査指導船「興洋」の海洋観測、資源調査等の運行実績

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
海洋観測	38	33	37	31	33	28
資源調査等	78	61	87	87	82	55

※運行項目には表中のほか、巡回指導、漁業取締、調査指導船整備、その他がある
資料:管内概要(東京都小笠原支庁)

■これまでの取組の評価

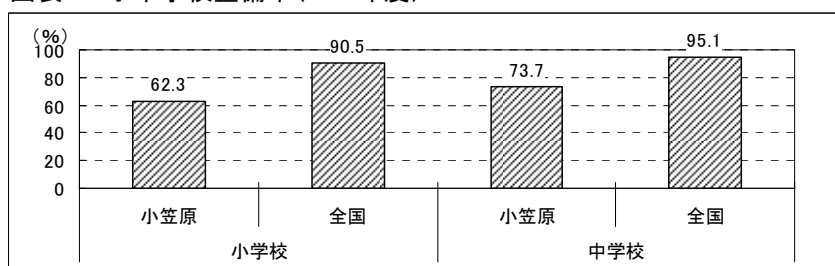
○教育環境の整備・充実と生涯学習の推進

小中学校の施設整備と更新に取り組んできた結果、小笠原村の小学校整備率は62.3%、中学校整備率は73.7%に達している。

また、児童生徒数も着実に増加しており、小学生は平成15年度の142人から平成19年度には161人へ、中学生は平成15年度の58人から平成19年度には60人へと増加している。

さらに、地域福祉センターや母島村民会館、小笠原高等学校の各図書室が開放されており、各種文化団体による独自の活動や文化祭が行われているほか、学校施設の開放事業により住民の生涯学習活動も活発に行われている。

図表91 小中学校整備率(H17年度)



※整備率:1-(整備資格面積/必要面積) 資料:公立学校施設実態調査報告

図表92 児童生徒数・学級数の推移(各年5月1日現在)(単位:人)

(年度)	児童・生徒数					学級数					教職員数				
	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
小笠原小学校	121	118	127	123	127	6	6	6	6	6	13	13	13	15	14
母島小学校	21	24	25	27	34	4	4	4	5	5	10	9	9	9	9
小学校計	142	142	152	150	161	10	10	10	11	11	23	22	22	24	23
小笠原中学校	46	51	44	56	53	3	3	3	3	3	14	14	13	14	15
母島中学校	12	8	7	7	7	3	3	3	3	3	13	13	13	13	13
中学校計	58	59	51	63	60	6	6	6	6	6	27	27	26	27	28
小中学校計	200	201	203	213	221	16	16	16	17	17	50	49	48	51	51

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

図表93 スポーツ施設の利用状況(延べ)(単位:人)

施設名		H14	H15	H16	H17	H18
父島 奥村運動場	会議室(1室)	3,789	3,190	2,153	2,833	2,175
	テニスコート(3面)	7,610	5,914	6,499	8,319	7,142
	グラウンド(1面)	2,415	2,381	13,980	3,605	3,764
	ゲートボールコート(2面)	3,072	3,638	3,857	3,426	3,426
母島 評議平運動場	テニスコート(2面)	1,207	1,309	1,760	1,051	1,107
	グラウンド(1面)	1,651	1,023	1,372	745	630

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

○文化の振興

小笠原村文化財保護条例に基づく小笠原村文化財保護審議会で、文化財の保護・活用に取り組んでいるほか、小笠原固有の地域資源の活用に向けた調査・研究等の取組が進められている。

■課題

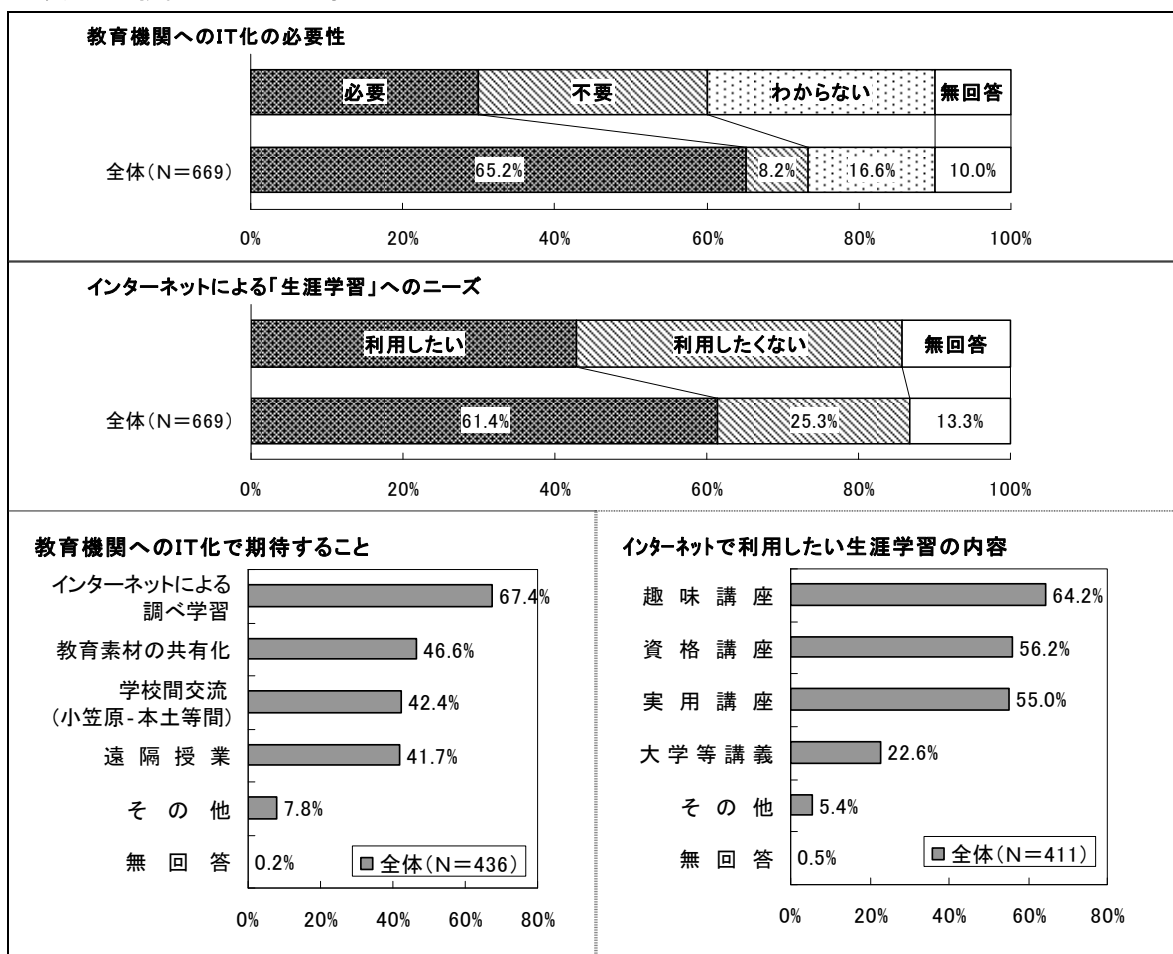
○特色ある教育の振興

ハード面では、父島の小中学校の老朽化への対策が課題となっているほか、施設のバリアフリー化なども今後の課題となっている。

また、世界自然遺産登録も視野に入れ、小笠原諸島の豊かな自然環境を活かした環境教育・特色ある教育を一層推進していくことが課題となっている。

なお、前出((2)参照)の総務省調査(平成18年度「条件不利地域におけるブロードバンド化促進のための調査研究」)における全世帯対象のアンケートの結果から、7割近くが教育機関のIT化が必要としており、またインターネットによる生涯学習へのニーズも約6割が「利用したい」とするなど、IT教育への住民ニーズの高まりがうかがえることから、今後教育の振興を図る上でも、高速インターネット環境の整備を進めるなど、情報通信体系の整備・高度化が急務であることがうかがえる。

図表94 IT教育へのニーズ等



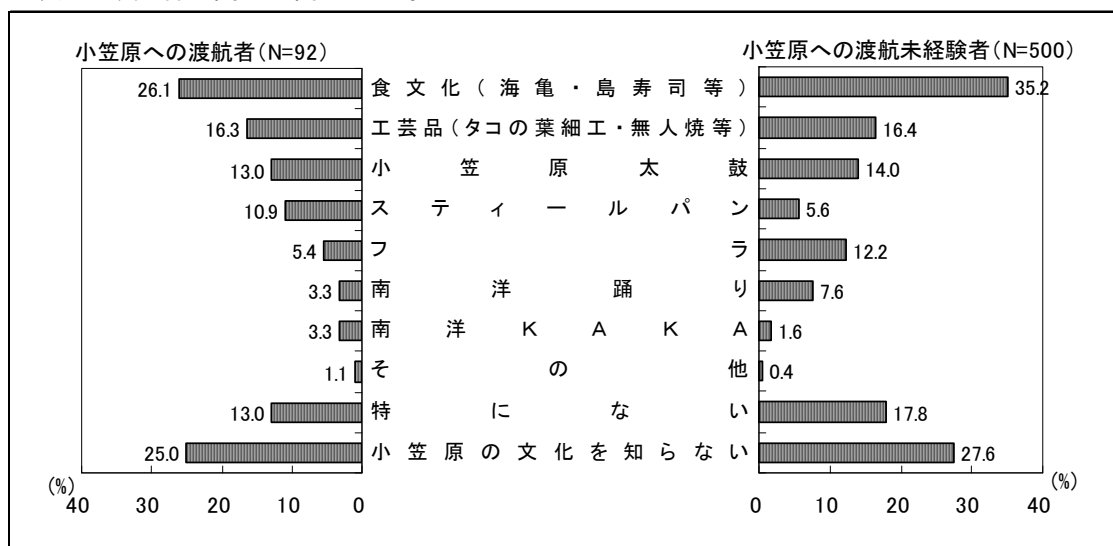
※村内全世帯を対象、実施：H18.9、回収率 52.6%(回収数n=669)

資料：小笠原地域におけるブロードバンド化促進に関する検討会報告書(H18.11)

○小笠原諸島ならではの地域文化の保全・振興

国土交通省が平成20年2月に小笠原諸島への渡航経験者・未経験者に対して行った意識調査では、小笠原諸島の文化のうち、食文化や工芸品、小笠原太鼓などへの関心が比較的高くなっている一方で、「小笠原の文化を知らない」という割合も25%以上見られることから、小笠原諸島ならではの資源を活かした個性ある地域文化の保全・振興と観光客へのPRが課題となっている。

図表95 観光客の関心の高い小笠原の文化



※渡航者調査は竹芝旅客ターミナル内でおがさわら丸乗船客へ配布・回収、渡航未経験者はネット調査による
資料:小笠原における観光を中心とする産業活性化・経済自立化調査報告書(H20.3 国土交通省)

■今後の対策の方向性

○特色ある教育の振興

学校施設の整備に関しては、父島の小中学校の更新に適宜取り組むとともに、施設のバリアフリー化を図るなど、適切な施設の維持・管理を行っていく必要がある。

また、修学旅行の誘致などにより島内外の子どもとの交流を促進し、豊かな人間性の育成を図っていくことも必要である。

さらに、IT教育への高いニーズもふまえると、地理的隔絶性を克服し、一層の教育の振興を図る上で情報通信体系の整備・高度化は重要な対策のひとつとなることから、教育機関における高速インターネット環境の整備などにも今後取り組む必要がある。

○小笠原諸島ならではの地域文化の保全・振興

今後は郷土料理や工芸と各種イベントを一体とした情報発信等により、小笠原諸島ならではの地域文化の振興を図る必要がある。



▲島寿司



▲戦跡

(8) 観光の開発

計画(概要) での記述	<p>○修学旅行等の新規観光客の開拓により閑散期の集客を図るとともに、エコツーリズムを推進し、さらに戦跡巡りなどの新たな観光ルートや、体験交流型の観光メニューを開発する。</p> <p>○多様なニーズ等をとらえた宿泊施設の充実を進め、既存施設の設備改善による質的向上、サービスの向上やホスピタリティーの醸成を図る。また、ビジターセンターなどの観光関連施設を整備し、雨天時対応として、亜熱帯農業センターなどの再整備等を検討する。</p> <p>○観光業と農業・水産業・商工業との連携を強化し、地産地消の仕組みづくりを進める。</p> <p>○観光客にとって魅力ある、小笠原らしいまちづくりを推進する。</p> <p>○インターネットの活用などにより、小笠原諸島の観光情報を、広く国内外に発信・提供する。</p> <p>○所要時間短縮に向けた取組等について、関係機関と協力し、改善を目指す</p>
評価の視点	<p>①新規観光客の開拓は進んだか</p> <p>②受入態勢の充実等は図られたか</p>

■具体的な取組

○新規観光客の開拓と新たな観光メニューの開発

修学旅行生や中高齢者を中心とした幅広い年齢層からなる観光客の開拓により、閑散期の集客を図るため、小笠原誘客促進調査、誘客促進プロデューサー派遣事業、修学旅行誘致事業(小笠原村)等を実施してきた。

また、体験交流型の観光メニュー開発として、自然ガイド推進事業モニター調査、フィールドツアーコース(自然観察・戦跡巡り)整備、観光交流施設整備等が実施されている。

※第78回小笠原諸島振興開発審議会における村長発言参照(別添1-③)

図表96 修学旅行等の受入実績

	受入学校数				受入人数			
	小学校	高校	その他	計	学生	引率	添乗	計
平成17年度	2	2	0	4	292	23	7	322
平成18年度	2	2	2	6	149	16	4	169
平成19年度	2	5	2	9	473	39	6	518
平成20年度	2	2	1	5	162	25	3	190

※平成20年度は8月までの実績。

資料:小笠原村

○観光客受入態勢の充実

「小笠原諸島及び離島を訪れる観光客に対する意識調査(H15.2 東京都)」によると、観光目的で小笠原諸島(父島・母島)を来訪した人の9割は再び来たいとの意向を示している。また、小笠原諸島において東京都が実施している「東京都版エコツーリズム」に参加したモニターに対して行ったアンケート調査結果をみても、平成16年度・平成17年度といずれもほぼ全てのモニターが小笠原を再訪したいと回答している。

しかし、このように再訪意向が高い一方、島内の観光資源や受入体制等に係る満足度を個別にみると、

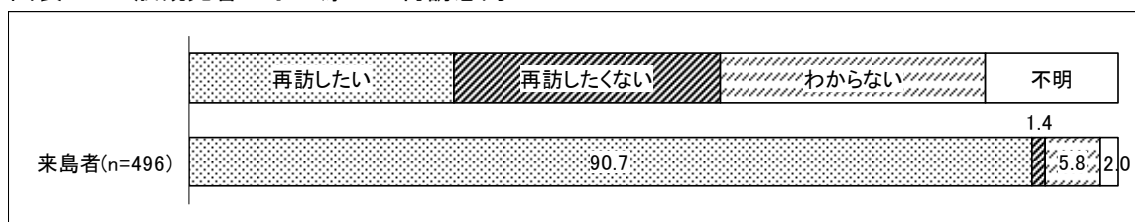
「小笠原諸島及び離島を訪れる観光客に対する意識調査(H15.2 東京都)」では、父島・母島で良かったと思うこととして、「自然環境」や「海辺」が高い評価を受けているが、「宿泊施設」や「街並み」、「食べ物」「観光施設」、「道路」、「遊歩道」などはあまり多くから挙げられていない。

こうした点をふまえ、観光事業者に対し、村が利子補給等の金融支援を行い、宿泊施設等の整備、改修、質的向上を奨励するなど、収容力の強化が図られている。

このほか、自然公園の園地・歩道の整備(6園地・5路線)のほか、ビジターセンターの増改築や大神山公園の整備(園路広場整備)、亜熱帯農業センターの展示園連絡橋の補修などの施設整備のほか、宿泊施設等に誘客促進プロデューサーを派遣するなど、ハード・ソフト両面から島内の受入態勢の充実を図っている。

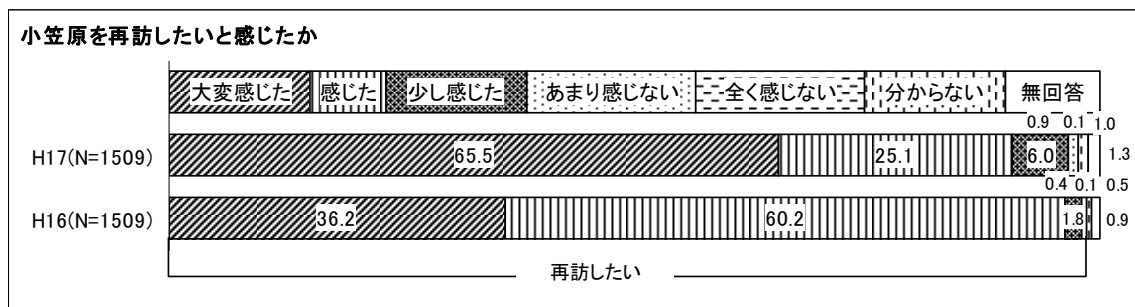
さらに、雨天時に対応した施設の整備等の実施に向けた具体策に関する調査が行われている。

図表97 一般観光客の小笠原への再訪意向



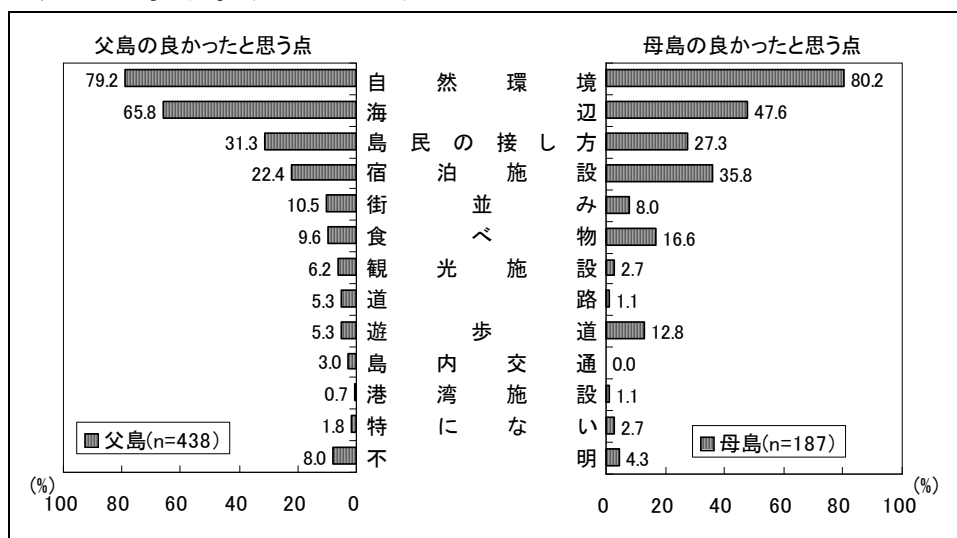
資料:小笠原諸島及び離島を訪れる観光客に対する意識調査(H15.2 東京都)

図表98 東京都自然ガイドツアー参加者(モニター)の小笠原への再訪意向



資料:東京都自然ガイドに係るモニター調査結果報告書(H18.2 及び H17.2 いずれも東京都)

図表99 父島・母島で良かったと思うこと(MA)



資料:小笠原諸島及び離島を訪れる観光客に対する意識調査(H15.2 東京都)

○観光業と他産業との連携強化

観光業と農業・水産業・商工業との連携を強化するため、村の各団体が構成する地産地消推進会議が設置(平成16年9月～、20回開催)され、宿泊施設・飲食店へのアンケート調査、イベントや船客待合所への出展等が実施されている。

また、モニターツアー(小笠原航路の活用による観光誘客検討調査・小笠原誘客促進調査)の実施により地元特産品の消費が促進されるなど、観光消費の拡大にも取り組んでいる。

○小笠原らしい景観の創出

小笠原らしい景観の保全を図るため、小笠原村は平成16年に「小笠原まちなみ景観ガイドライン」を策定しているほか、東京都も平成19年8月、「人と自然が共生し、自然と調和した小笠原らしい風景があふれる地域」を小笠原諸島の将来像に掲げた「小笠原地域づくりガイドライン」を策定した。

これらのガイドラインのほか、東京都景観計画においても、二見港周辺の集落の景観誘導を推進することが位置づけられており、こうした諸計画等に基づき景観形成への取組を総合的に展開している。

また、西町・東町地区における都道の無電柱化等の道路景観整備が実施されている。

図表100 「小笠原地域づくりガイドライン」のポイント

地域の将来像	<ul style="list-style-type: none">・父島、母島の将来像は、「人と自然が共生し、自然と調和した小笠原らしい風景があふれる地域」を目指す。・土地利用の基本方針は、小笠原諸島振興開発計画の地域区分を基本とする。・景観形成の基本方針は、自然公園区域外での景観計画の適用をはじめ、土地利用の規制誘導策を導入する。
エリア別の地域づくり	<ul style="list-style-type: none">・父島の二見港周辺エリア、扇浦周辺エリア、洲崎周辺エリア、小曲周辺エリア、北袋沢周辺エリア、母島の沖港周辺エリアについて、各エリアの現状、将来像、取組みの方向性、エリアでの取組みを示す。
地域づくりの進め方	<ul style="list-style-type: none">・秩序ある土地利用の構築のため、土地利用の方針の確立、土地利用に係る主な課題への対応、開発ポテンシャルの高い地域の計画的土地利用の促進を検討する。・既存ストックの有効活用方策として、公的住宅の再編整備と敷地の有効活用を検討する。・小笠原らしい景観の創出・誘導のため、住民と共にすすめる小笠原らしい街並み景観の形成、景観ルールの導入を検討する。

資料: 東京都都市整備局

○観光情報の発信・提供

小笠原諸島の観光情報を、広く国内外に発信・提供し、観光地としての知名度・評価の向上を図るため、集客宣伝事業(エコツーリズムキャンペーン)として、新聞広告、雑誌による紀行文の掲載、テレビ番組とのタイアップ、WEBによるプレゼントキャンペーン、DMなどの取組が実施されている。

また、小笠原村観光協会では、ホームページ等で広く一般に情報提供を行っているほか、メールマガジンによる定期的な情報発信を行っており、平成20年7月現在約17,000人が登録している。

○航路の利便性・快適性の向上

小笠原航路の活用による観光誘客検討調査が実施されているほか、「小笠原諸島の振興に関する検討会」が設置され、航路利用者の利便性や快適性の向上のため方策が検討されている。

■これまでの取組の評価

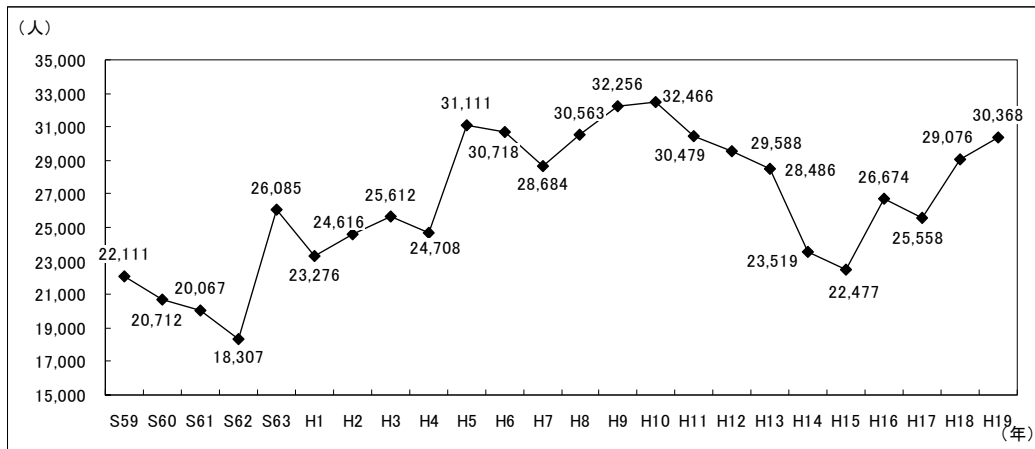
○新規観光客の開拓と新たな観光メニューの開発

観光客の新規開拓に向けた取組を進めてきた結果、観光メニューの開発・多様化が図られており、平成10年をピークに一時期減少傾向にあった観光客も、平成15年を境に回復傾向をみせており、平成18年は約3万人の観光客が訪れている。

平成元年の観光客数・宿泊客数・宿泊収容力を100とした指標で見ると、全国の離島平均が減少傾向にあるのに対して、小笠原諸島では堅調な動きを示している。

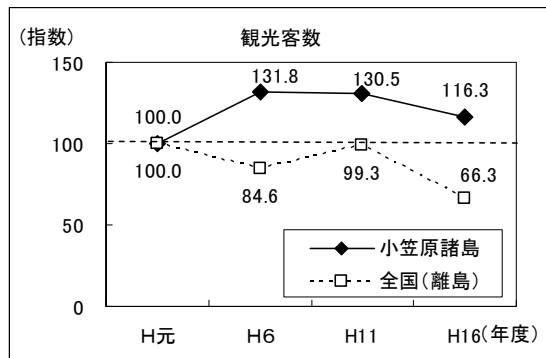
季節別観光客数割合をみると、特に父島では、全国の離島平均に比してやや春・夏シーズンの方が観光客は多くなっている。

図表101 小笠原諸島への観光客数の推移



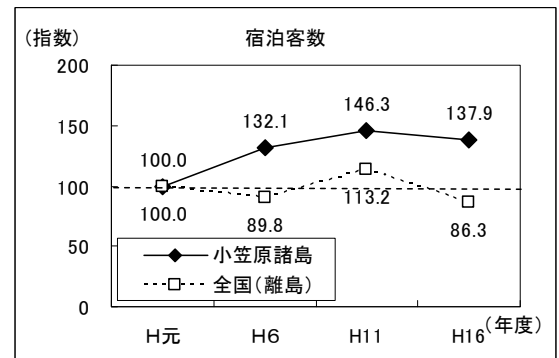
資料:東京都産業労働局観光部振興課資料(平成17年度 小笠原諸島における経済構造及び自立化調査報告書より)

図表102 観光客数の推移(H元=100)



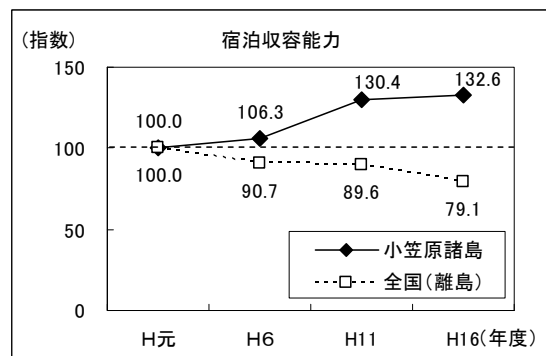
資料:離島統計年報

図表103 宿泊客数の推移(H元=100)



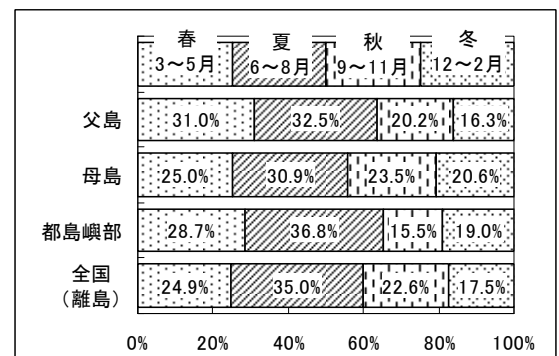
資料:離島統計年報

図表104 宿泊収容力の推移(H元=100)



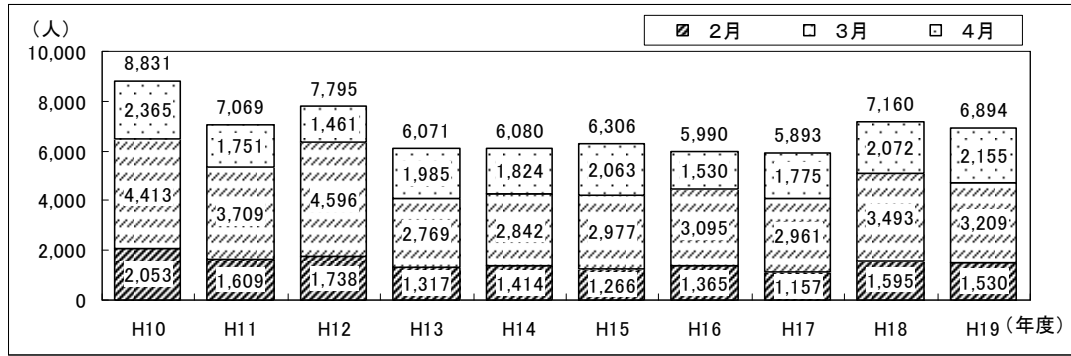
資料:離島統計年報

図表105 季節別観光客数割合(平成16年度)



資料:離島統計年報

図表106 ホールウォッチングの入込数の推移



※各年2月～4月の実績

資料:東京都

○観光客受入態勢の充実と観光産業の振興

平成16年度時点で、父島には民宿・旅館 49 軒(939 人収容)、母島には民宿 16 軒(200 人収容)があり、軒数・収容力ともに年々増加している。

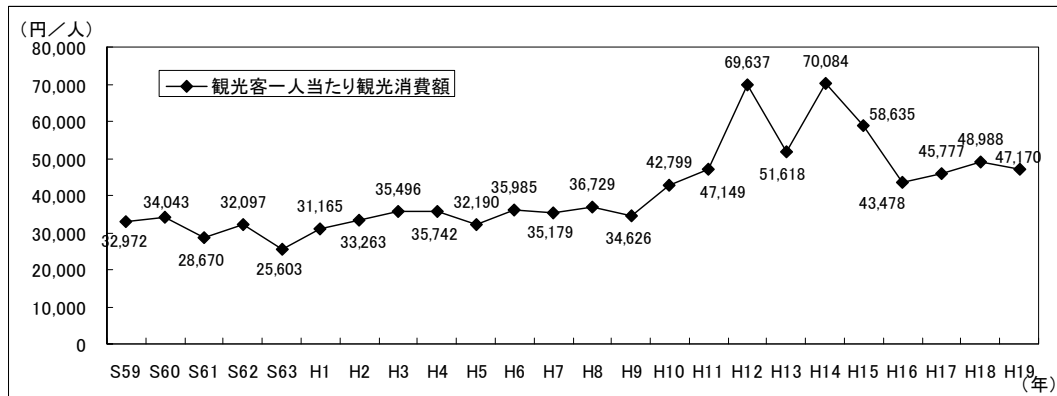
また、観光客一人当たりの観光消費額は平成10年以降約4万円を超えており、近年は5～7万円で推移している。

図表107 小笠原諸島における宿泊施設の状況

		H16		H17		H18		H19	
		施設数	収容可能人数	施設数	収容可能人数	施設数	収容可能人数	施設数	収容可能人数
父島	ホテル	1	28	1	28	1	28	1	28
	民宿・ペンション	48	911	48	933	50	947	49	905
	ユースホステル	1	30	1	30	1	30	1	30
	計	50	969	50	991	52	1,005	51	963
母島	ホテル	-	-	-	-	-	-	-	-
	民宿・ペンション	16	200	16	189	15	185	15	177
	ユースホステル	1	14	1	14	1	14	1	14
	計	17	214	17	203	16	199	16	191
合計	ホテル	1	28	1	28	1	28	1	28
	民宿・ペンション	64	1,111	64	1,122	65	1,132	64	1,082
	ユースホステル	2	44	2	44	2	44	2	44
	計	67	1,183	67	1,194	68	1,204	67	1,154

資料:東京都

図表108 観光客一人当たり観光消費額の推移

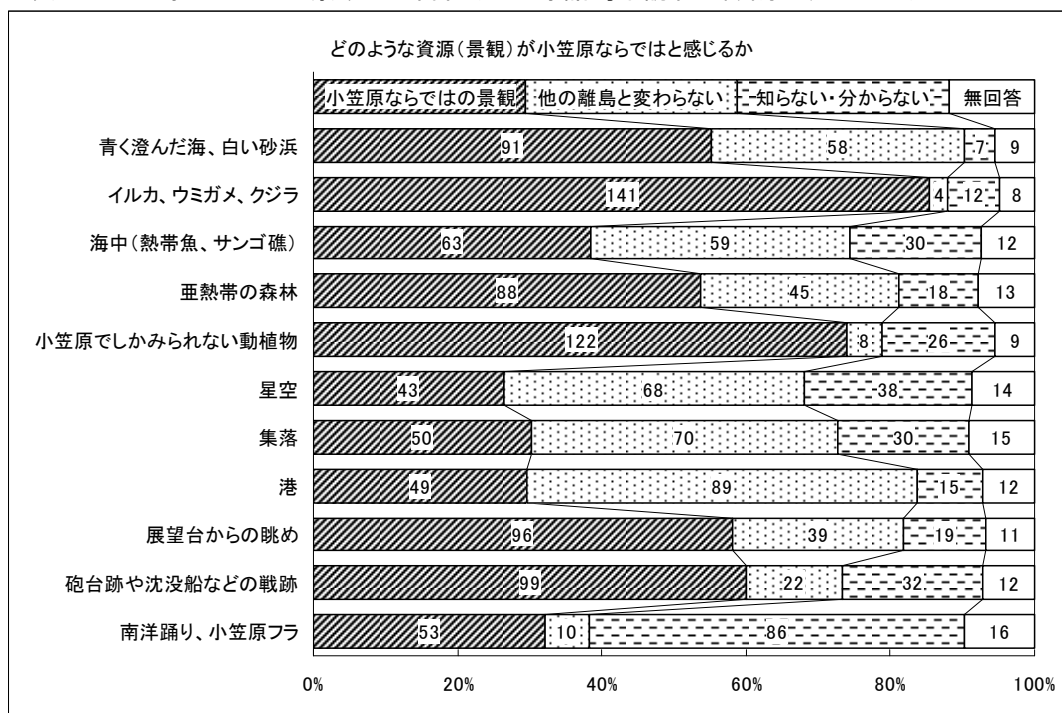


資料:小笠原諸島における経済構造及び自立化調査報告書(平成17年度 東京都)

○小笠原らしい景観の創出

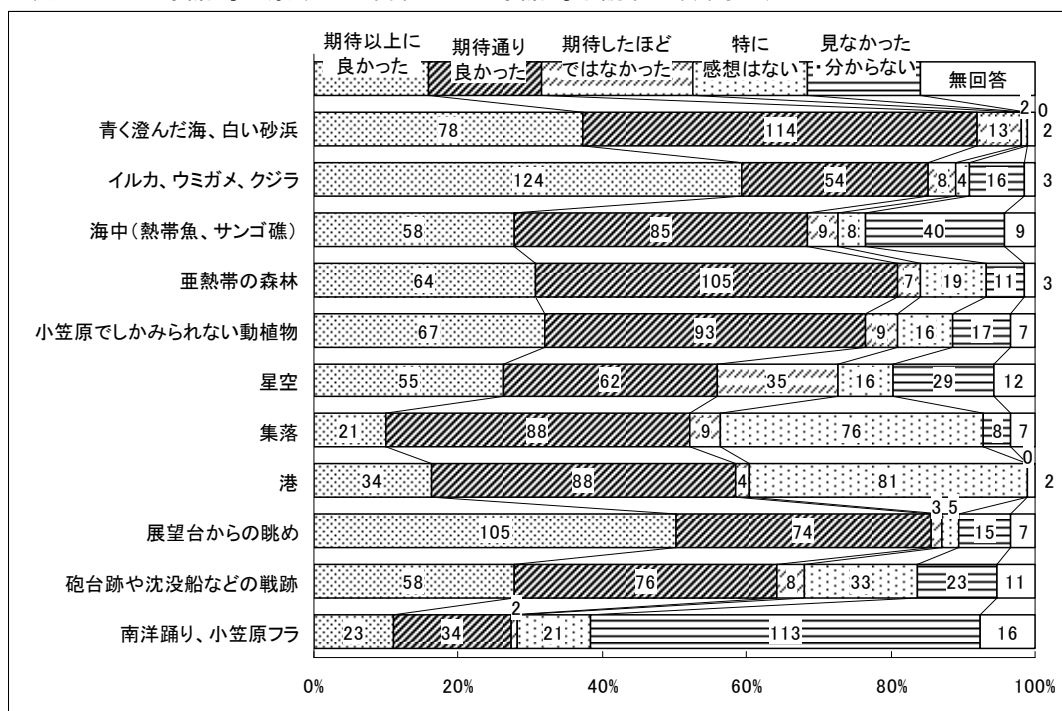
国土交通省が小笠原諸島を訪れた観光客を対象として平成20年2月に実施した意識調査によると、「イルカ・ウミガメ・クジラ」や「小笠原でしかみられない動植物」、「砲台跡や沈没船などの戦跡」、「展望台からの眺め」、「青く澄んだ海・白い砂浜」などの景観は他の離島にはない小笠原ならではの景観として評価されており、これらの中でも特に「イルカ・ウミガメ・クジラ」や「展望台からの眺め」、「青く澄んだ海・白い砂浜」などは期待以上に良かったと高く評価する人が多くなっている。

図表109 小笠原ならではの景観への評価(小笠原諸島来訪者意識調査、N=165)



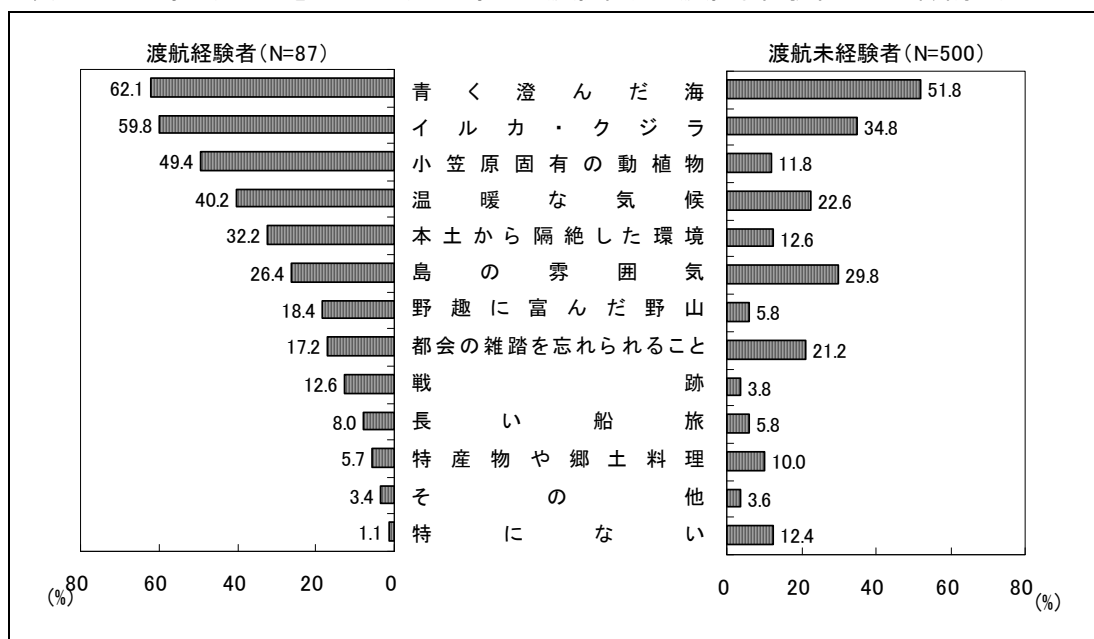
資料:小笠原諸島にふさわしい景観のあり方に関する調査報告書(H20.3 国土交通省)

図表110 小笠原諸島の景観への評価(小笠原諸島来訪者意識調査、N=209)



資料:小笠原諸島にふさわしい景観のあり方に関する調査報告書(H20.3 国土交通省)

図表111 小笠原の魅力と感ずること(小笠原への渡航者及び渡航未経験者への意識調査)



※渡航者調査は竹芝旅客ターミナル内でおがさわら丸乗船客へ配布・回収、渡航未経験者はネット調査による
資料:小笠原における観光を中心とする産業活性化・経済自立化調査報告書(H20.3 国土交通省)

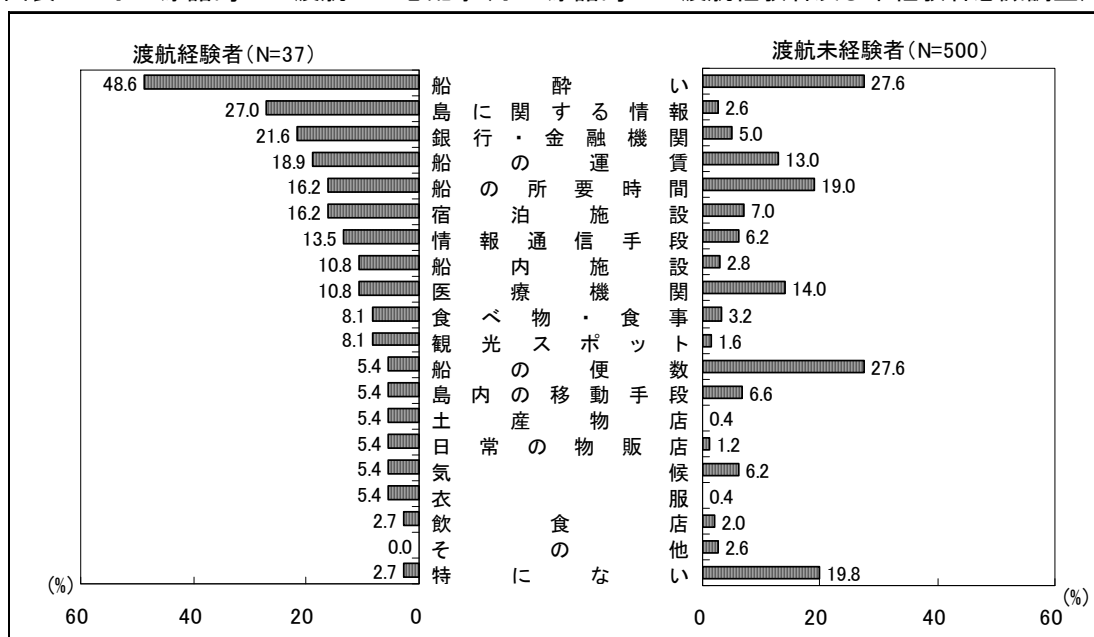
■課題

亜熱帯農業センターについては、展示園連絡橋を補修し、安全性・利便性の向上が図られたが、再整備自体は条件整備も含めて検討を進めることが課題となっている。

体験交流施設については、計画を一時凍結しているが、村の観光振興計画の中で重要な位置付けであることから、今後の検討が課題となっている。

また、小笠原諸島への渡航経験者からは、航路によるアクセスに関する心配事が多く挙げられていることから、アクセスの向上を図ることが観光の振興において不可欠であることが示される。

図表112 小笠原諸島への渡航上の心配事(小笠原諸島への渡航経験者及び未経験者意識調査)



※渡航者調査は竹芝旅客ターミナル内でおがさわら丸乗船客へ配布・回収、渡航未経験者はネット調査による
資料:小笠原における観光を中心とする産業活性化・経済自立化調査報告書(H20.3 国土交通省)

■今後の対策の方向性

今後は、世界自然遺産登録を視野に入れ、世界的な知名度向上による広範な観光客誘致について、検討を進める必要がある。

また、亜熱帯農業センターの再整備について、条件整備も含めて検討を進めるとともに、体験交流施設についても、現在計画を一時凍結しているが、村の観光振興計画の中で重要な位置付けであることから、今後も引き続き検討していく必要がある。

アクセスの向上に関しては、おがさわら丸の八丈島への寄港による移動時間短縮（飛行機+船）などの調査・検討を通じて課題の整理・把握が行われたが、引き続き、実施時期や採算性等の検討を進める必要がある。

さらに、地産地消の推進を図るため、観光業と他の産業との連携を進めるとともに、小笠原らしい魅力的な景観整備のため、今後も引き続き取組が必要であるほか、観光情報の発信・提供についても、今後も認知度向上のため、継続した取組が必要である。

(9) 国内及び国外の地域との交流の促進

計画(概要)での記述	訪れる人々がその滞在や体験を通じ、島民との交流を図るためのプログラムを開発する。また、交流の場として既存施設の活用方策を検討するとともに、国内外の地域との交流に取り組む。
評価の視点	①交流拠点(場)の整備は進んだか ②地域間交流は進展したか

■具体的な取組

○交流拠点の整備

小笠原諸島への来訪者にとっての交流拠点となるのが都が整備した大神山公園(小笠原ビジターセンター)である。同施設は、住民の広場として、また、来島者の憩いの場としての機能を併せ持つ都市公園として、昭和53年度から昭和62年度にかけて整備されたものであり、近年施設の老朽化・劣化が進んでいた。また来訪者への多彩な情報提供など新たなニーズへの対応が必要となっていたことから、小笠原ビジターセンターの増築が行われた。

増築部分は、企画展示やイベント等に活用されているほか、手作り展示物を定期更新したり、自然公園内の利用ルールや保護の仕組み等が学習できる場とするなど、住民と来島者の交流拠点としての機能充実が図られている。また、東京都自然ガイドや東京都レンジャーの活動拠点ともなっている。



▲小笠原ビジターセンター

○交流促進のためのプログラムの開発

来島者と島民の交流を通じて今後の観光資源の活用方法やプログラム開発の検討を行うため、自然・歴史文化体験のモデルツアーや交流イベント等の交流連携推進事業を実施しているほか、友好都市である南アルプス市との間で様々な交流事業が実施されている。



▲南洋踊り実演体験教室



▲タコの葉細工実演体験教室



▲外来植物除去プログラム

■これまでの取組の評価

小笠原ビジターセンターの整備により、来訪者への情報提供などの充実が図られるとともに、東京都自然ガイドや東京都レンジャーの活動拠点としても活用されており、小笠原諸島における住民と来島者の交流拠点となっている。

こうした施設整備と併せ、体験型の観光メニューの開発・充実が図られた結果、交流連携推進事業には毎年多くの参加者が得られている。

図表113 交流連携推進事業の実施状況

年度	プログラム名	開催回数(実績)	参加者数(延べ)
平成 16 年度	南洋踊り実演体験教室	7 回	265 名
	タコの葉細工実演体験教室	7 回	296 名
平成 17 年度	船内クジラレクチャー	8 航海	1,400 名
	外来植物除去プログラム	3 回	58 名
平成 18 年度	小笠原歴史・文化探訪プログラム	10 回	195 名

資料:小笠原村

■課題

基盤整備により交流拠点が形成されているが、今後はこうした様々な交流プログラムを事業として継続させていく仕組みづくりの検討とともに、農・漁業など他産業との連携や、世界自然遺産登録を視野に入れた広範な観光客誘致と多彩なプログラムの開発を推進し、観光の活性化と併せて今後の地域づくりを担う人材育成につなげるのが課題となっている。

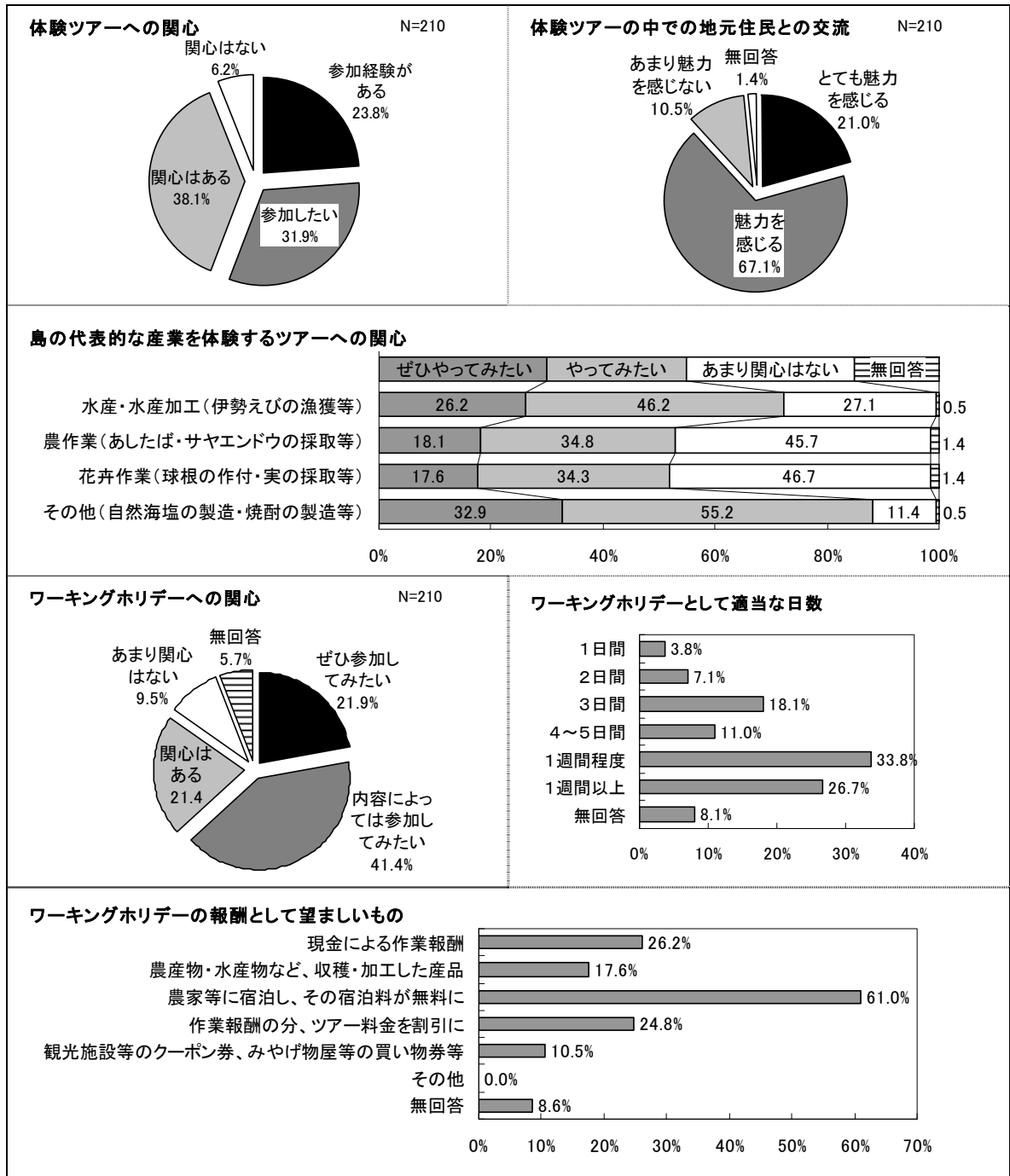
■今後の対策の方向性

今後一層の交流促進を図るためには、他産業との連携や受入態勢の充実等により、多彩な交流プログラムを開発するとともに、自然を活かした施設整備と各種プログラムの連携を一体的に推進するなど、ハードとソフトを一体とした体験型観光の振興を図ることが必要である。

なお、財団法人東京市町村自治調査会が平成17年度に実施した「島しょ地域におけるワーキングホリデー[※]の導入に関する調査」によると、小笠原諸島渡航者の6割以上がワーキングホリデーについて参加意向を示しており、望ましい期間も1週間程度あるいは1週間以上と比較的長期間が望まれている。これらの結果をふまえ、ワーキングホリデーの導入可能性についても検討を進めることも有効である。

※ワーキングホリデー: 外来者が農林水産業等における軽作業の手伝いと観光をしながら、3～4日程度の休暇を過ごす仕組み

図表114 小笠原諸島におけるワーキングホリデー導入の可能性について



※小笠原諸島渡航者に竹芝旅客ターミナルで配布・回収(N=210)、調査実施はH17.9

資料:島しょ地域におけるワーキングホリデー導入に関する調査研究報告書(H18.3 財団法人東京市町村自治調査会)

(10) 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成

計画(概要)での記述	地元の発意と工夫による地域づくりの人材を育成するため、自然ガイドの養成や資質の向上を図るほか、島内の教育機関などの協力による研修等の推進を図る。
評価の視点	振興開発に係る取組の担い手は育成されたか

■具体的な取組

東京都版エコツアーリズムの推進を図るため、エコツアーリズムの担い手である自然ガイドの養成講座が実施されている。認定資格の有効期限は2年と設定されており、更新の際には講習の受講が必要になるほか、ガイドとしてふさわしくない行為が認められた場合等には、ガイド認定を取り消すこともある。

このほか、平成15年度からは、東京都自然ガイドの能力向上を自主的に図ることができる人材の育成を目的として「核となるガイド養成講座」を立ち上げており、ガイドの中でのリーダーとなれる人材を育成している。

また、認定ガイドの資質向上を図るため、年に2回、能力向上講習が開催されている。

図表115 東京都自然ガイド(小笠原)認定講習

受験資格	満18歳以上であり、小笠原村に1年以上住所を有すること
実施主体	東京都
研修期間	講義6日間＋現地実習2日間
カリキュラム内容 (平成19年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・島嶼地域の自然保護 ・島嶼地域の概要 ・エコツアーリズム概論 ・島嶼地域の植物 ・島嶼地域の動物 ・島嶼地域の地質 ・島嶼地域の生態学概論 ・ガイド技術 ・安全管理 ・南島実地講習(安全管理・グループコントロール・南島の自然) ・南島実地講習(ルール)
受講者数	平成19年度までで延べ272名

資料:東京都

図表116 「核となるガイド」養成講座

実施主体	東京都
研修期間	6日間(2日間×3期)
カリキュラム内容	平成15～18年の4カ年で構成され、ワークショップ形式等で実施されている。
受講者数	平成19年度までで延べ63名

資料:東京都、環境省

■これまでの取組の評価

平成14年度以降、東京都自然ガイドの育成に取り組んできた結果、平成19年度までに延べ272名が講座を受講し、さらに63名が「核となるガイド講習」を受講するなど、着実な人材育成が図られている。

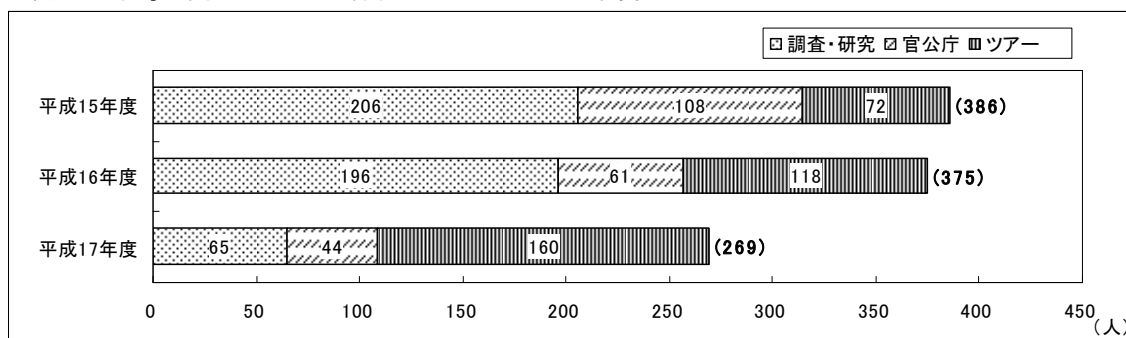
これらのガイドによるエコツアーも年々参加者が増加しており、平成17年度には160名が母島石門地区のエコツアーに参加している。

図表117 東京都自然ガイド(小笠原)の平成14～19年度受講者実績

	会場	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合計
自然ガイド認定講習	父島	128	43	33	20	15	33	272
	母島	21	6	10	1	-	5	43
能力向上講習	父島	52	64	27	93	48	48	332
	母島	13	31	17	26	11	18	116
核となるガイド講習	父島	-	13	19	17	14	-	63
更新講習	父島	-	-	105	25	121	37	288
	母島	-	-	18	5	23	3	49

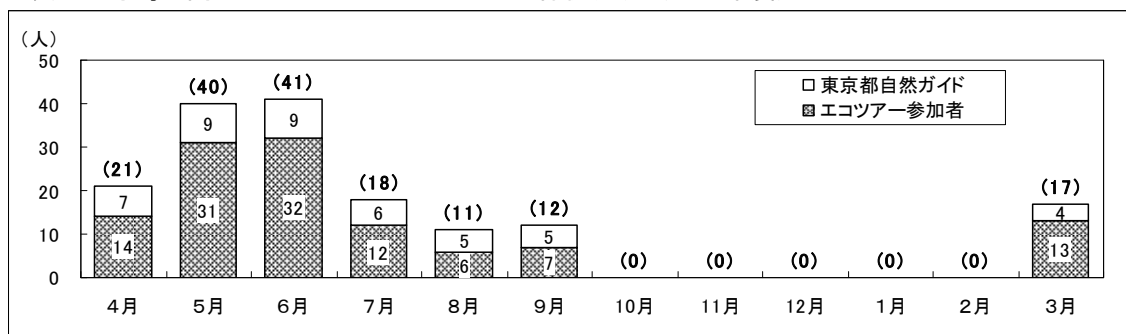
資料:東京都

図表118 母島石門地区への入林状況(平成15～17年度)



※「調査・研究」は国有林課への入林許可を示す。また、「ツアー」はエコツアー参加者と東京都自然ガイドを合わせた人数。
資料:母島石門モニタリング調査結果(平成17年度)

図表119 母島石門地区へのエコツアーによる入林状況(平成17年度)



資料:母島石門モニタリング調査結果(平成17年度)

■今後の対策の方向性

今後も、エコツーリズムの推進のため、自然ガイドの養成や誘客促進プロデューサー派遣事業等により、地元の意識改革を促すとともに、リーダーシップを発揮できる人材の育成が必要である。

(11) 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

計画(概要) での記述	(1)帰島を希望する旧島民の帰島の促進 硫黄島・北硫黄島については、一般住民の定住が困難であることから、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。
	(2)小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項 特別の金融対策を講ずるほか、計画の推進に必要な各種調査を実施する。
評価の視点	旧島民(硫黄島等旧島民を含む)の帰島は進んだか

■具体的な取組

○旧島民の帰島促進

旧島民の帰島促進を図るため旧島民帰島荷物輸送費補助が行われているほか、帰島を希望する硫黄島及び北硫黄島の旧島民の帰島促進のため、フルーツランド海原への農業指導等による支援が図られている。

○小笠原諸島の振興開発に係る各種対策

上記の補助のほか、住民生活の安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため、東京都による小笠原諸島生活再建資金貸付、生活物資輸送費補助、生産物貨物運賃補助等の各種金融対策が行われている。

また、小笠原諸島振興開発計画の推進のため、自然ガイド推進事業モニター調査、小笠原誘客促進調査、誘客促進プロデューサー派遣事業、気象等観測調査等の各種調査が実施されている。

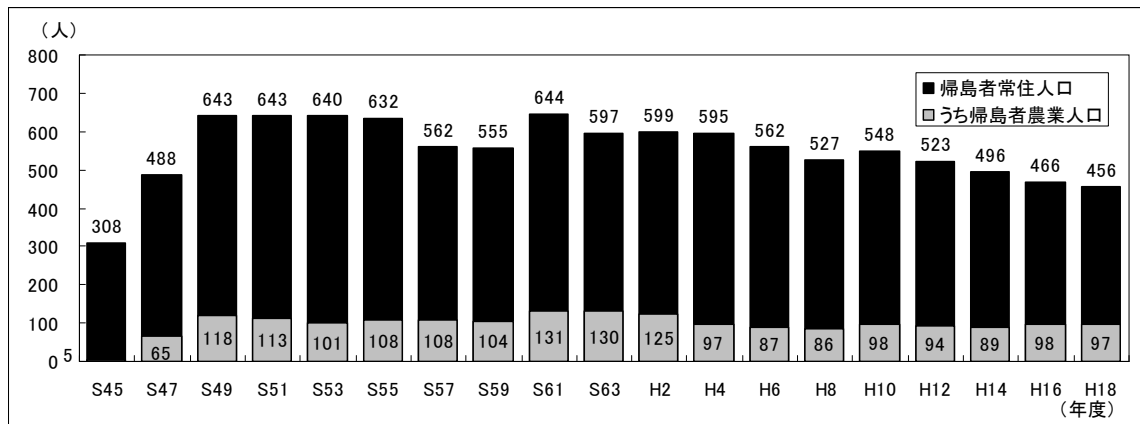
■これまでの取組の評価

○旧島民の帰島促進

一時期に比べれば帰島者は減少しているが、各種帰島促進対策により、平成6年以降も毎年10人前後の新規帰島者があり、平成19年度も11名の旧島民が帰島している。

また、帰島者の就農支援を進めてきた結果、帰島者のうち農業人口は昭和61年の131人をピークに減少しているが、平成4年以降は90人台で維持している。

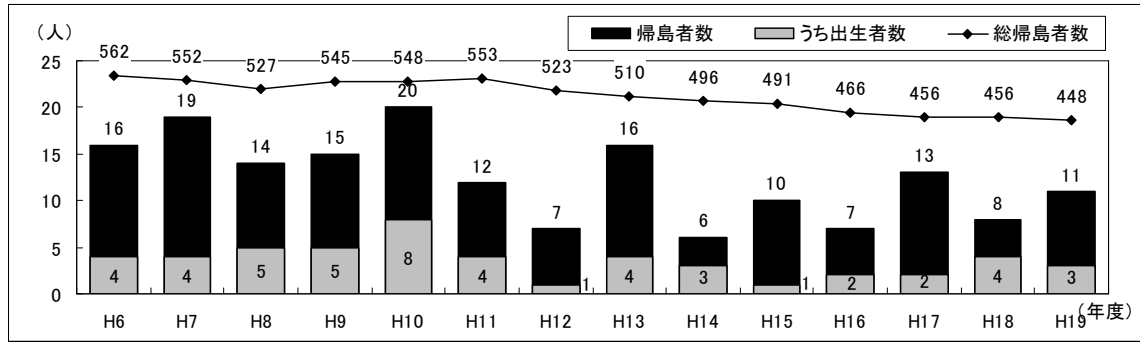
図表120 帰島者(旧島民)常住人口(うち農業人口)の推移



※人口は、各年度末現在

資料:「平成15年度小笠原諸島旧島民に関する調査報告書」(H16.3、国土交通省)及び国土交通省調べ

図表121 近年の小笠原諸島への新規帰島者数の推移



※人口は、各年度末現在

資料:「平成15年度小笠原諸島旧島民に関する調査報告書」(H16.3、国土交通省)及び国土交通省調べ

図表122 旧島民帰島荷物輸送費補助の推移

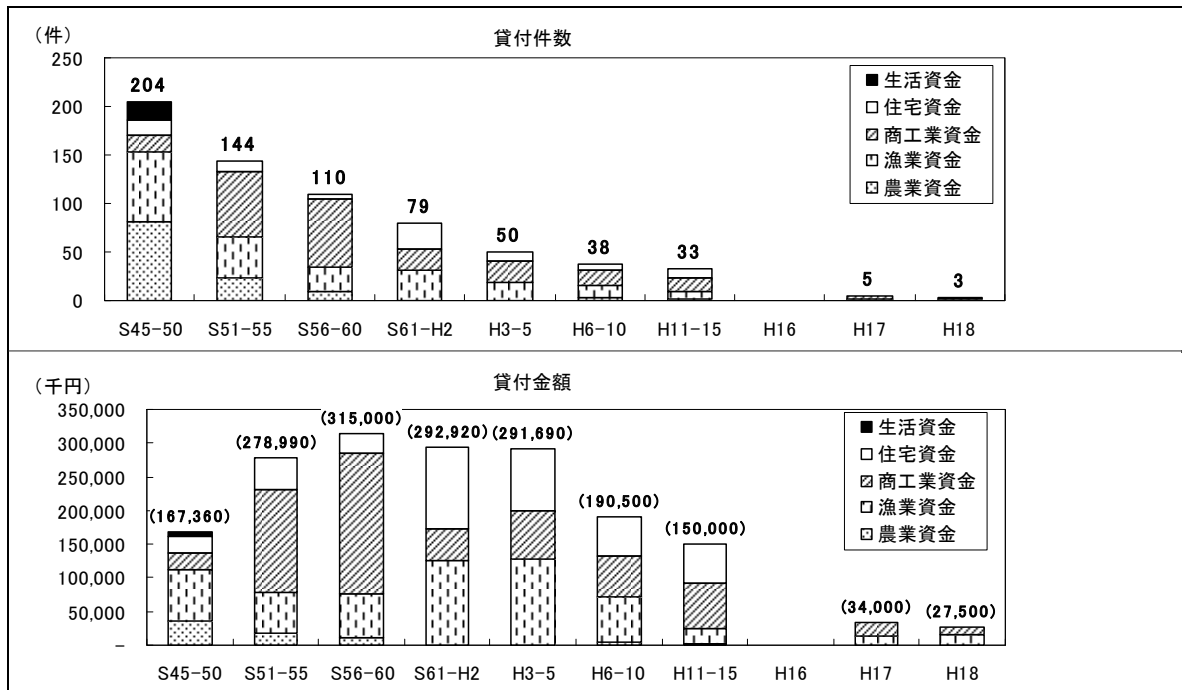
年度	S47-49	S50-52	S53-55	S56-58	S60-63	H1-5	H6-10	H11-15	H16-19
帰島者数(人)	65	21	8	5	5	2	7	2	2
取扱重量(t)	555.70	164.45	96.25	43.96	54.50	17.79	74.58	23.32	12.62
補助額(千円)	3,642	1,222	1,151	680	789	257	1,221	477	228

資料:東京都資料

○小笠原諸島の振興開発に係る各種対策

生活再建資金貸付については、近年では貸付件数・貸付金額ともに減少傾向にあるが、生産物貨物運賃補助については年々取扱重量、補助額ともに増加傾向にあり、島民生活の安定に寄与している。

図表123 生活再建資金貸付状況



資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

図表124 生産物貨物運賃補助の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
取扱重量(t)	1,399	1,415	989	1,153	893	909	1,106
補助額(千円)	9,260	9,463	5,562	8,619	5,270	6,116	10,773

資料:管内概要 平成19年版(東京都小笠原支庁)

■課題

小笠原諸島への帰島者は平成19年度時点で448人と、村総人口の約2割を占めているが、近年では減少傾向にある。旧島民の新たな帰島は毎年一定程度見られるものの、全体としては昭和61年の644人をピークに減少傾向にあり、再び内地に転出するケースも見られている。

しかし一方で、帰島への意向はあるものの様々な要因から帰島が実現しないまま今日に至っている旧島民も未だに多くいるとみられることから、こうした旧島民の帰島に向けての環境を整備することが課題となっている。

■今後の対策の方向性

太平洋戦争の戦局悪化による強制疎開という特殊な歴史的背景をふまえると、今後の新規帰島者は多くはないと予想されるものの、帰島を望む旧島民への支援は引き続き必要である。

第4章 小笠原諸島振興開発の総合的評価

第3章の中で小笠原諸島振興開発基本方針の項目それぞれに対する現状分析、評価、今後の課題に対する評価を行ってきた。本章ではそのまとめとして、総合評価を行う。

現行法が施行された平成16年度以降、小笠原諸島振興開発事業に対して、5年間で国費総額約7億9千万円(事業費総額約136億1千万円)〔予算額ベース^{※1}〕を投資してきた。この予算で道路、港湾などの交通インフラ、医療・福祉施設、水道等の生活関連インフラ、農業・漁業の産業関連インフラなどの整備などが着実に進められてきた。

※1:本文11ページ、図表23参照

小笠原諸島内において、これらの振興開発事業で整備されたインフラを活用し、また、自然環境の保護などが進められてきた結果、例えば村道の舗装率^{※2}や水道普及率、水洗化率^{※3}については全国の離島の平均を上回り、漁業においては漁獲高、漁業収入が増加し^{※4}、観光客は年間30,000人を超えるようになった^{※5}。当然のことながら、これらは、小笠原諸島振興開発事業だけでなく、都や村の単独事業、住民の努力等が相まって昭和43年の日本返還から積み重ねられてきた結果である。こういった小笠原村での振興開発により、返還後40年たった現在でも年間10人程度の帰島者が続いている^{※6}ものと考えられる。

※2:本文23ページ、図表29参照

※3:本文45ページ、図表68参照

※4:本文35ページ、図表52参照

※5:本文66ページ、図表101参照

※6:本文77ページ、図表121参照

上記のような「成果」があった一方で、いくつか成果が十分得られなかったり、施策自体が十分実施されていなかったりしたものがあつた。19ページの図表24に掲げた表で「△」と記載されたものであるが、第3章でそれぞれの評価を詳述している。これらをまとめて見ると、今後の振興開発に関する課題、方向性として、大きく分けて下記3点が考えられる。

1. 継続的課題としてのインフラ整備

現行法の成立以前から課題となっていたものであり、具体的には本土との交通・通信アクセスの改善である。交通アクセスについては、それまでの船舶の所要時間を大幅に短縮すべく、平成17年の春に就航が予定されていたものの、燃料価格の上昇等などにより取りやめになったTSLの代替案として浮上した航空路の開設に関し、東京都と小笠原村でPI(パブリックインボルブメント)協議会を設置し、PIの取り組みが行われている。通信アクセスについては、2011年度の地上デジタル化に際して、東京都区部からデジタル電波が届かない小笠原村については、衛星放送を利用した、いわゆる「セーフティーネット」を暫定利用することで都と村、関係省庁間で調整を行っているが、インターネットのブロードバンド化と併せて通信アクセスの方式の検討を引き続き進める必要がある。

2. 社会環境の変化による新たなインフラ整備の必要性

上記とは別に、時代の経過と共に明らかになった課題もある。例えば、島内住民の高齢化が進み、福祉への需要が高まってきている^{※7}こと、近年の調査・研究により東南海・南海地震による津波の被害予想^{※8}が明らかになり、浄水場などの公共施設の移転等が必要になっていることである。

※7:本文 7 ページ、図表 8 参照

※8:本文 57 ページ、図表 87 参照

3. 民間セクターの育成、及び、これと振興開発事業との連携促進

観光分野において、NPO 等によるエコツーリズム等の活動が盛んになっている^{※9}。また、平成 23 年度に小笠原諸島が世界自然遺産に登録されるよう環境省が NPO 等と連携し、外来種の駆除などを進めている。これらの活動はいずれも振興開発事業以外の取り組みであるが、振興開発事業として、都が主体となり実施している植生回復事業や環境モニタリングとの連携により、小笠原の観光地としての価値を高めている。今後、他分野でも NPO 等の民間セクターの育成・成熟度に合わせ、これらのセクターと本格的な連携を目指し、振興開発を行う必要がある。

※9:平成 20 年 12 月 7 日～9 日の 3 日間、小笠原村の父島と母島において、全国エコツーリズム大会が開催された。現地では『「小笠原のエコツアーの今」を検証・議論し、「小笠原のエコツーリズムの明日」への道しるべを明らかにすることで、小笠原や、各地におけるエコツーリズムの振興を図る。』ため、各種イベントが実施された。

おわりに

本件評価に関する時間の制約のある中で、に小笠原諸島振興開発施策体系や基本方針の内容について評価対象としなかった(注1)が、今後、その他の地域振興法の評価がこれらの点も含めて行われる際には、小笠原諸島振興開発についても同様の方法により、評価を行うことができよう。

一方、小笠原諸島については、

- ① 海洋政策上の位置づけ(注2)がますます重要となっており、そのための支援が必要である。
- ② 島の定住環境や自立的発展の環境の整備のためには、ソフト・ハードの面で現時点においてはさらに支援が必要である。

であることから、本政策レビューにより確認されたこれまでの施策の成果やその他の地域振興施策の状況を踏まえつつ、小笠原諸島振興が、効果的な枠組みの下で進められることが望まれる。

(注1)

小笠原諸島の振興開発のための国の施策は、「小笠原諸島振興開発特別措置法」(以下、「特措法」)に基づいて行われている。平成16年度3月に改訂された特措法では、国は、小笠原諸島振興開発の意義などを述べた「基本方針」を策定し、これを基に東京都が「振興開発計画」を策定する。国(国土交通省)は、同計画に対し同意し、それによって実施される地方公共団体の事業に対して特別の助成を行っている。

このような施策体系では、国の行為としては、①地方公共団体が策定する「振興開発計画」のガイドラインを「基本指針」として示すこととしていること、②具体的に「基本指針」を策定したこと、③地方公共団体が進める特定の事業に特別の助成をしたことである。①について(国がガイドラインを「基本指針」として策定するという施策体系)は、特定の地域を対象とする振興施策体系では、一部の地域に対するものを除き、地域の自主的取組を促進する観点から、一般的となっている。この施策体系の評価については、他の地域に対する評価も併せて検討する必要があり、現時点では、その他の地域への振興施策が継続・実行中であり、その評価についての資料が総合的にまとまっていない。このため、①については今回の評価対象に含めないこととした。また、②について(「基本方針」の内容)は、その他の地域に対する国の「基本指針」を十分参考にしつつ、小笠原諸島の特性を踏まえるとともに、国土交通大臣が、関係大臣などと協議の上策定されている。このため、国土交通省の施策表の評価という観点から、今回の政策評価では評価対象にしないこととした。

(注2)

海洋に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成19年4月に「海洋基本法」が公布され、同年7月に施行された。同法では、海洋に関する国の施策として、「離島の保全」を推進することとされており、我が国の排他的経済水域の3割を確保している小笠原諸島についても、この法の趣旨に鑑み、定住環境を整備することが重要である。

第26条(離島の保全)

国は、離島が我が国の領海及び排他的経済水域等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し、海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発及び利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全、住民の生活基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第78回小笠原諸島振興開発審議会議事録(抜粋) 平成20年1月29日

注:『 』書きは本文で参照している部分を示す

○山口副知事

東京都副知事の山口でございます。石原知事にかわりまして、私から一言ご挨拶させていただきます。

委員の先生方におかれましては、小笠原諸島の振興開発につきまして、ご指導、ご助言をいただきますことを厚くお礼申し上げます。小笠原諸島は、先ほどお話がありましたように、昭和43年の本土返還から、今年で40周年になります。返還以来、特別措置法に基づき、島民が生活するために必要な住宅、水道、道路、港湾などの基幹的な施設整備を重点的に進めてまいりました。また、世界的に貴重な小笠原の自然を保全し、後世に引き継ぐとともに、観光振興に活用するために、東京都版エコツーリズムの推進など、自然の保護と利用の両立を目的とした施策にも力を入れてまいりました。

現在、東京都は、平成18年11月に変更いたしました振興開発計画に基づきまして、航空路開設の検討や世界自然遺産登録への取り組みなど、諸施策を展開しております。航空路の開設につきましては、自然環境との調和に十分配慮し、将来の開設を目指し検討を進めることとしております。後ほど小笠原村長の森下委員からご説明があろうと思っておりますが、昨年12月から本年1月にかけて、村によります航空路の必要性に関する村民アンケートが実施されました。航空路を必要とする村民の意向を受けまして、都と村で協議会を設置するための準備を開始したところでございます。また、都は、自然環境の影響、費用対効果、運航採算性、安全性などの調査、検討を総合的に進めております。

次に、世界自然遺産登録につきましては、国が昨年1月に世界自然遺産登録に向けた暫定リストをユネスコに提出いたしました。都におきましては、昨年6月に南硫黄島で四半世紀ぶりとなる自然環境調査を首都大学東京と連携して行いました。南硫黄島は急峻な地形や自然環境の厳しさから、小笠原諸島の中で人為の影響を唯一受けていない島でございますが、今回の調査で新種と思われる陸産貝類を4種類発見するなど学術的に貴重な成果が得られました。今後詳細な分析を行いまして世界自然遺産登録の準備を進めてまいります。

都といたしましては、今後とも小笠原村と連携してさらなる振興開発に努めてまいり所存でございます。

委員の先生方並びに国土交通省の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

なお、本日の議題であります振興開発計画の成果と課題につきましては、都の中西行政部長から説明させていただきます。ありがとうございました。

○中西部長

東京都行政部長の中西でございます。小笠原諸島振興開発計画の進捗状況につきまして説明をさせていただきます。それでは座って説明させていただきます。

先ほどもご説明がございましたが、小笠原諸島振興開発計画は、小笠原諸島振興開発特別措置法を根拠としておりまして、国のほうで小笠原諸島振興開発基本方針を定め、都がその基本方針に基づきまして小笠原村の作成した計画案の反映に努めながら振興開発計画を定める、こういった仕組

みになってございます。

お手元に資料9-1、「小笠原諸島振興開発計画の成果と課題（概要）」、及び資料9-2、「小笠原諸島振興開発計画の進捗状況」を配付してございます。

資料9-1では、これまでの施策の成果と今後の課題の概要を、資料9-2では、振興開発計画の項目順に各事業の主な施策と進捗状況をまとめております。計画の項目が非常に多く、また細分化しております。本日は資料9-1で説明させていただきます。恐れ入ります、資料9-1をごらんいただきたいと思っております。

資料では、①→『小笠原諸島振興開発特別措置法にうたわれております小笠原諸島の自立的発展と住民生活の安定及び福祉の向上を念頭に、各事業の課題と成果を整理しております。

まず小笠原諸島の自立的発展に関する施策といたしまして、産業の振興開発、自然環境の保全及び観光の開発の3項目でございます。

最初の、産業の振興開発につきましては、農道やかんがい施設などの農業基盤や漁港などの水産業基盤の整備を進めてまいりました。また、栽培・養殖技術などの開発や試験研究によりまして農水産業の振興に貢献しております。一方で、台風の常襲地帯でございます小笠原特有の気候条件や本土との交通アクセスに起因いたします輸送、流通手段等の制約によりまして、安定的な生産、販売が担保できないなど、産業の振興については今後も改善すべき点がございます。

次に、自然環境の保全について、先ほど副知事からも申し上げましたが、東京都版エコツアーの推進によりまして、小笠原諸島の貴重な自然を保護するとともに、観光資源としての利用との両立を図ってまいりました。引き続き世界自然遺産の登録に向けまして保護担保措置や外来種対策等の推進を図る必要がございます。

続きまして、観光の開発についてでございますが、さきに述べましたように、小笠原諸島の独自の自然環境は保護の対象であると同時に観光資源でもございます。これまで自然公園内の遊歩道や都市公園、ビジターセンターなどの施設整備を進めるとともに、自然観察や戦跡を巡るフィールドツアーコースの整備など観光メニューの開発を図ってまいりました。しかしながら、近年は観光客数が2万人台で推移しており、特にオフシーズンの集客対策が課題となっております。今後は世界自然遺産登録による小笠原諸島の知名度向上を視野に入れまして、熟年層や修学旅行など幅広い客層の誘致に向けた取り組みが必要でございます。

以上述べましたように、小笠原諸島の自立的発展には観光を軸とした島内産業の振興が不可欠でございます。世界自然遺産への登録は、貴重な自然を保護するとともに小笠原諸島を世界に発信するまたとない機会であると考えております。今後も小笠原諸島の自立的発展に向けて、これらの施策を互いに連携して推進する必要がございます。

続きまして、生活の安定及び福祉の向上に関する施策として5項目を挙げております。まず交通施設及び通信施設の整備についてでございますが、港湾・道路など島内の交通基盤については既に相当程度整備されております。特に市街地におきましては、小笠原にふさわしい景観を創出するための整備を進めているところでございます。一方で、本土との交通アクセスについては、現在も片道約26時間、週に約1便の航路のみという状態でございます。都は、国の基本方針の変更を受けまして、平成18年11月に振興開発計画を変更いたしました。このときに自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設を目指し検討を進めると明記いたしました。今後は、小笠原村とともにより具体的な検討を進めていく必要がございます。

なお、既存の道路、港湾施設についても、地震による津波対策や道路の拡幅、歩道設置などの安全対策、景観整備など、安全性や利便性の向上に今後も取り組んでいく必要がございます。

また、情報通信基盤としては、村の情報センターが整備されたことによりまして、村内での行政

情報の利活用やIP告知端末による緊急放送の伝達の確実性が向上いたしました。今後は、ブロードバンド化や地上波テレビ放送のデジタル化など、本土との情報格差解消に向けまして、引き続き取り組みが必要だと考えております。

次に、住宅、生活環境施設、集落開発等でございます。住宅対策につきましては、小笠原住宅の建て替えのほか、小笠原村による扇浦地区の宅地分譲が行われているところでございます。今後も土地利用計画など住宅政策を進めていく必要があると考えております。また、小笠原村では、簡易水道やし尿処理施設など、村民生活に不可欠な施設の整備によりまして衛生的な生活環境を維持しております。これらについては、今後も引き続き老朽化した施設の改良が必要でございます。なお、東南海・南海地震による津波浸水予測図により、現在の浄水場が浸水被害の可能性があることが判明したため、移転が計画されております。小笠原諸島では、本土から約1,000キロメートルと隔絶した地理的要因から、地震や津波といった大規模災害の際には、本土からの救援が到着するまでの間、島内で住民の生命、生活を維持しなくてはなりません。中でも飲料水の確保は喫緊の課題となっております。

次に、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の充実でございますが、現在、小笠原村では、住民の高齢化に対応するため、保健・医療・福祉の連携強化を目指して診療所の複合施設化を進めております。複合施設の完成は平成22年度の予定でございますが、今後も着実に施策を推進していく必要がございます。

続きまして、防災及び国土保全に係る施設の整備についてでございますが、これまで都は、砂防・地すべり対策など土砂災害防止に取り組んでまいりました。台風の常襲地帯である小笠原諸島におきまして、これらの対策は今後も継続的に取り組むべき課題でございます。そのほか、情報通信施設の項でも触れましたIP告知端末による情報伝達など緊急時の安全対策を進めておりますが、今後も東南海・南海地震による津波対策など防災対策を実施していく必要がございます。

最後に、教育及び文化の振興でございます。小笠原村では、母島の小中学校の建て替えが行われ、教育施設の整備充実が図られました。また、小笠原村文化財保護条例の制定による文化財の保護・保存体制の充実を図るとともに、戦跡など小笠原独自の歴史と文化を紹介し、観光資源としても活用するフィールドツアーコースも整備しております。今後の課題といたしましては、父島の小中学校の老朽化対策などとなっておりますが、小笠原村では診療所の複合施設化や浄水場の移転など大規模なインフラ整備を控えておりますので、これらの進捗状況との調整を図りながら検討を進める必要がございます。

以上、住民生活の安定及び福祉の向上関連施策について説明をさせていただきました。いずれも住民生活に不可欠な施策でございますが、その中でも、本土との交通アクセスの改善は、住民生活のみならず観光振興や産業振興など小笠原諸島の自立的発展におきましても非常に大きな影響がございますので、今後とも実現に向けて着実に推進していく必要があると考えております。』

以上、大変簡単ではございますが、小笠原諸島振興開発計画の成果と課題について説明をさせていただきました。なお、各事業の詳細につきましては、お手元の資料9-2をごらんいただきたいと思います。

委員の皆様には、現在の小笠原諸島を取り巻く現状と課題をお酌み取りいただきまして議論を進めていただければと存じます。説明は以上でございます。

○岡本会長

ありがとうございました。それでは、これらの資料をベースに議論を進めていきたいと思いますが、まず小笠原村長から、地元としてのご意見を伺いたいと思います。

○森下委員

発言の機会をいただきましてありがとうございます。私自身も審議会の委員ではございますが、地元を代表する立場から発言をさせていただきます。

岡本会長はじめ委員の皆様並びに国土交通省、東京都の皆様におかれましては、小笠原諸島の振興開発につきましてご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、振興開発の基本的な枠組みや離島の位置づけ、また振興開発計画の成果と課題について説明がありましたが、^②→ 『これまでの振興開発事業の成果につきましては、港湾、道路、上下水、そして、現在整備中の医療、福祉の複合施設など、村民生活に必要な基本的な社会整備はおおむね整備され、その振興事業による成果が今日の村民生活の基盤をなしているという事実は村民共通の認識でございます。非常に感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、特別措置法の目的であります自立発展、生活安定及び福祉の向上に照らしてみると、解決されていない諸課題も残されております。返還以来の村民の悲願であり、村の最重要課題である航空路の開設については、お手元の資料にございますように、村内の合意形成を図るアンケートを終え、70%以上の航空路は必要との結果をいただいたところでございます。今後、新たな空港整備計画プロセスに入るべく、事業主体である東京都と調整を図りながら、一日でも早く航空路が開設されるよう邁進したいと考えております。

また、防災対策につきましては、東南海・南海地震が起きた場合、小笠原への津波災害は避けられない状況であり、村民及び来島者のライフラインの確保のため、特に老朽化した浄水場の更新にあわせ、高台への移転を計画しているところでございます。さらに防災避難道路の整備及び電力の確保等を各関係機関に要望しているところでございます。

次に、情報通信基盤整備ですが、平成14年度から振興事業において進めてまいりました島内の基盤整備は終了いたしました。島内でのブロードバンド受け入れ態勢は整いましたが、今後はこの島内環境を十分に発揮するため、引き続き、当村としては本土間との海底光ケーブルの整備を要望していく所存でございます。

説明の中にもありましたように、平成19年7月に海洋基本法が施行され、離島の持つ海域が安全保障上、また経済上非常に重要なものとなっております。その中でも、小笠原諸島は島々の存在により排他的経済水域の約3割という強大な海域を確保しております。その中の父島、母島の村民が生活していることが国益上非常に重要なことであると自負をしております。

今後、特別措置法の大きな目的であります自立発展、生活の安定及び福祉の向上に向け、エコツーリズムを基軸とした観光振興との連携の中で農漁業などの産業振興を図るとともに、医療、福祉、教育が充実した快適な村づくりを行いながら、豊かな自然を保全し、世界自然遺産の候補地としてふさわしい、人と自然が共生した島を目指した振興開発を積極的に進めてまいりたいと考えております。』

つきましては、平成20年度末で期限を迎えます小笠原諸島振興開発特別措置法につきましても、ぜひともその改正及び延長を実現されますよう、委員の皆様並びに関係の皆様をお願いを申し上げ、私の発言とさせていただきます。

発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございました。

○岡本会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの小笠原村の声も踏まえまして、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

ご無礼しました。佐々木さん、村議会議長としてのご意見を賜りたいと思います。恐縮でございます。

○佐々木委員

ありがとうございます。昨年、先生方には小笠原を訪問していただきありがとうございました。また、父母間の「ははじま丸」に乗っていただきまして、短いですが、母島のほうを視察いただきましてありがとうございます。父島、母島というのは小笠原ですが、母島のほうにはなかなか今まで来れないというのが状況だったんですけれども、今回、ひととき一緒に母島を案内させていただきましてほんとうに有意義であったと思います。

村議会といたしましても、今回、振興法延長の中で、航空路の開設ということが一番大きなメインといたしまして決議文を策定しました。その中には、やはり村民が40年間待ち続けた航空路という課題が一番重要な中で、あと10年たつと、約2分の1世紀が通り過ぎるわけでございますけれども、何としても、50年目にはぜひ航空路を、飛行機をぜひ飛ばしていただきたいというのが小笠原村民の願いでございます。ゼロから始まって、今、村長がお話ししたように、またもとに戻ったんですけれども、それもやはりこれから重要な問題でありますので、中には必要がないという方もおられると思うんですけれども、そういう方もよく、候補地の検討とか、植栽の問題について話し合いました、いち早く航空路が実現できるように、このように思っております。高齢化の人も、10年たつと、私も含めていよいよ、乗れるかどうかかわからないというような状況になってきますので、ぜひ先生方も乗れるように、いち早くご尽力願いたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○岡本会長

どうもありがとうございました。失礼しました。

先ほども申し上げましたが、当審議会では、来年度には、平成21年度以降の小笠原諸島の振興開発のあり方について取りまとめたいと考えています。そのためには、現状を的確に検証評価し、議題を抽出することが不可欠です。一部の委員におかれましては、昨年10月に父島、母島について現地視察を行っていただきましたので、ただいまの東京都からの説明に加え、現地視察の成果も踏まえまして、これからの時間で現状と評価と課題について中身の濃い議論をしたいと思います。

先ほど東京都からご説明のありました資料9は、個々の事業と特別措置法の目的が関連づけられています。議論に当たっては、個々の事業へのコメントにとどまらず、全体的な観点からの評価や法目的と関連づけたコメントをいただきたいと思います。

それでは、ご意見、ご質問についてご発言をお願いします。どなたからでも結構でございます。どうぞ。

○青野委員

すみません、ちょっと質問なんですけれども、今の航空路のアンケートなんですけれども、必要でないとお答えになっている方が20%、2割ぐらいいるということなんだろうと思うんですけれども、この裏側にその回答の理由等は書いてありますけれども、これは特に、どういう人たちなのか、何か必要でないと言っている方々の特徴があるのかどうかというのを一つ伺わせていただけないかと思うんですけれども。

○森下委員

昭和43年に小笠原諸島は返還になりまして、昭和47年に定期航路が開設をされました。その段階で、日本におられる方、どなたでも小笠原の居住が可能になったわけでございます。一言で言いますと、素晴らしい自然がよくて小笠原に住みついたような方は、航空路を開設することによって人が大勢来るとか、それから滑走路をつくることによって自然破壊になるのではないかというような観点から、割合内地から居住された方の中で航空路は要らないという意見が多いということでございます。

○森下委員

年齢層的に言いますと割合若い、若年層ということに、統計的にはなろうかと思えます。

○森下委員

世界遺産と航空路ということで、基本的な情報という意味で少しお話をさせていただきたいと思えます。

実は、私どもの、今、小笠原は既に国立公園法が施行されておりまして、世界遺産の基本的な条件は、まず父島、母島で言いますと、その国立公園の中の規制でほぼクリアをしているというところでございます。我々が今、これから登録をされようという世界遺産は、父島、母島を含めました小笠原諸島ということでございまして、かつてちょっと例のないような世界自然遺産の登録ということになると伺っております。その上から、結局、私どもが考えております航空路と申しますのは、1,800メートルとか2,000メートルの滑走路が、必然的にそういう条件からなかなかつくるのが難しいということで、そこに1,000キロという距離も含めまして、航空路の開設の難しさがございます。

今、特に工藤委員がおっしゃった、住民の声もそうなんです、そのところで、自然と調和をした、ほんとうに1,000キロという距離を飛ぶには、いささか小さい飛行機になりますが、そういうもので何とか開設をしたいというところで今動いているところでございます。

また、これから先、この航空路の進め方につきましては、パブリック・インボルブメントを東京都とやっていきますので、この住民アンケートでいただいた皆さんの貴重な意見、少数の方々の意見も含めまして、設置場所等につきましては、情報公開をしながら、皆さんの意見を聞いて進めていくということでございますので、今いただいたご意見を大切にしながら、これから東京都と相談をしながら航空路の開設については進めていきたいと思っております。なかなかマスの、よく言われるんですが、ハワイや沖縄のように大きな飛行機が頻繁に行くというものは難しいと、そういうものではないということは一つご理解をお願いをしたいと思います。

○岡本会長

どうもありがとうございました。修学旅行といいましても、昔のように何百人がだ一っつというようなことでは必ずしもございませぬので、農家なり漁村の家庭に分宿をして、民泊をしてというような、そういうもののほうが今はむしろ重要なところかなと思っております。

○森下委員

お許しをいただければもう一つ。修学旅行のことで。

③→ 『実は、昨年、埼玉の川越西高校が330名ぐらいで来ております。各民宿に分宿をやっていただきました。3年前ぐらいですか、奈良の東大寺学園がやはり270名ぐらい、多い人数では

そのぐらいが来ておまして、あとは40名程度、40名から50名規模の教育旅行という形で来ていただいている学校もございます。私どもとしては、唯一の航路が、「おがさわら丸」の航路ですので、教育旅行の誘致、体験型教育旅行ということで、我々も力を入れさせていただいております。「おがさわら丸」の船内を見ていただいたりとか、宿を見ていただいたりとか、それから、船に乗ったときから小笠原の旅行が始まりますので、その辺から船内でのいろいろな体験メニュー、それから、自然体験だけではなくて、地元の伝統文化の体験メニュー等々もいろいろ考えながら動いているところがございますが、やはりマスで来ていただくということが難しいものですから、その辺では、日にちの問題等々と、はっきり言ってなかなか思惑どおりにはいかないというところがございますけれども、観光の大きな目玉になると、そういうふうには思っております。』

○森下委員

以前申し上げたこともあろうかと思うんですが、実は私ども小笠原村は54年に村政が確立しまして、村づくりの基本方針は、人と自然の共生する村づくりということでございます。私ども、今すべての課題がそこにぶつかってくるんですけども、小笠原の財産は何かと言ったら、そのすばらしい自然だと、この自然を保全して利活用することによって小笠原村が発展をしていくんだという考え方が村の基本方針でございますので、それにのっとった形で、例えば今出ております航空路のことにつきましても、自然と調和した、共生したものという考え方で、どれだけ人と自然がある意味折り合って進んでいけるのか、そういうものを構築していきたいと思っております。村の内部的には、いわゆる環境容量として、大体、人はどのぐらい小笠原村には来ていただくのが年間のキャパとして相応なのかというような、それぞれの数値的な試算もいたしておまして、それを上限として村づくりをしていくと、考えていくと、このように考えているところがございます。

○佐々木委員

先ほど漁業のことでお褒めいただきましてありがとうございます。やはり200海里の中で、先ほど来から基本の中で触れられているんですけども、硫黄島周辺まで島の方が漁業に出るわけですね。最近のカジキ漁というものは、内地から来た船がはえ縄漁で200メートル水深のところを漁をするんですけども、現在はその下の600メートルぐらいのところの魚をとっているわけですね。そういう意味で内地から来た漁業者との競合はまずしないということなんですよ。回遊魚ですから年間通してとれて、年々手法が変わって行って、このところ漁、父島、母島を含めたこの30、全国平均が下がっている中で非常にいいというのは、そういうところだと思うんですね。

それで、農業が非常に残念なのは、これは八丈島が、小さい飛行機が飛んだときに、ロベ栽培ができて急激に伸びましたよね。前に、亡くなられた青島都知事さんと一緒に町の中を、母島の中を歩いたときに、この熱帯植物は町の至るところにあるわけですよ。自分の庭にこの鉢の、そういう熱帯植物を買ったやつがあると、それぐらい町を歩いてもこういう熱帯植物は随分あるわけですね。

そういう意味から、先ほど村長が言われているように、決して大きい飛行機じゃなくても、今考えているのは30人から35人乗りの民生を安定させる飛行機ということでありますので、これから農業の発展については、やはりそういう形でもっていかに早く市場にそういう農産物を出せるか、またそういうロベ栽培といいますか、そういうものを出せるかということが、これはやはり、農業が島の基幹産業ですから、片一方がマイナスではどうしてもうまくないわけですよ。そういう意味で農業の発展にはぜひともそういう航空路というものが、いち早く出荷できるということは非常に

大事になってくると思うんですね。そういう意味から、産業の発展にもこれからつながっていくことなので、先ほどから言われているように観光客を誘致するというのが大目的ではないということとはぜひおわかりいただきたい、このように思います。

○青野委員

漁業はすごくパフォーマンスが高いということですが、それは何か特徴的なことがあるのでしょうか。

○佐々木委員

今ちょっと燃油が上がっているのですが、でも水揚げ高は結構伸びているんですけれども、市場が、東京市場にはほとんど出さないですね。気仙沼の市場に、大体9割方、父島、母島は出しまして、気仙沼から戻ってくるというような状況をとっているんですけれども、白身魚の需要が11月いっぱいまで非常に多いということですね。12月になるとほとんどもうマグロに押されてだめなんですけれども、年明けてまた、大体11カ月ぐらいは白身魚の需要が多いということは、いろんな福祉施設とか、そういうところはかなり供給されているというような情報が入っています。また後で個人的に詳しく説明したいと思います。

○岡本会長

ありがとうございました。話は変わりますけれども、この間お邪魔して非常に強く印象を持ちましたのは、地震が起きたときに、津波が起きたときに、ここは危ないんだというお話がございまして、先ほどの話の続きですが、あそこに安心して住んでいただかなきゃいけないわけで、地震が起きたら、もう津波がやってきたら、ここらは全部さらわれちゃうんだというようなことであると、外から見ても、安心して住めないという感じがしますよね。その辺はどうなんですか、村長。

○森下委員

ご視察いただいたときに、見ていただきましたように、④→『発電所、現在の浄水場、診療所等、現在ある福祉施設等、それから村役場、すべてがほんとうに海岸沿いにございますので、東南海・南海地震が起きたときにはほとんどこれが機能を失くなるという見通しでございます。私どもは、今つくっております複合施設もそのために着工まで1年おくれたんですが、高台のほうに移しました。それから今回事業説明等で出ました浄水場も、現在あるところから、老朽化もしましたし、その防災対策上からも高台のほうに移すということで、今の村役場が持っている機能を、いざというときにきちっと補完できるというところへ、既に開設をしております情報センターというところに防災のときの拠点は設けるつもりでございます。南海・東南海の地震での津波予測が出ましたので、そういうところにもこれからのものはつくるといって、ハードの面につきましては、そこを念頭に入れながらやっていくというところで対策をとっております。また、とにかく唯一小笠原で救いがあるのは、恐らく想定される津波の場合には、津波が来るまでの時間がおおよそ90分ぐらいあるのではないかとこのところから、人命に関しましては、まず避難をさせるとか、そういうところで、まず人命を第一、その次に被害を最小限にする中では、行政的な機能、少なくともインフラの機能をいざというときにきちっと保てるというところに力点を置いて計画をしているところでござい
す。』

(了)

第79回小笠原諸島振興開発審議会議事録(抜粋) 平成20年6月2日

注:『 』書きは本文で参照している部分を示す

○森下委員

座ったまま失礼をさせていただきます。小笠原村村長の森下でございます。冒頭に恐縮ではございますが、地元を代表いたしまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

審議会の委員の皆様方には再び委員にご就任をいただき、まことにありがとうございます。引き続き小笠原諸島の振興開発につきまして貴重なご意見をいただければと思うところでございます。

小笠原諸島の振興開発につきましては、かねてから岡本会長をはじめ、審議会の委員の皆様方、国土交通省、東京都の皆様方には格別のご指導、ご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。ご承知のように、①→『小笠原諸島におきましては、これまでに国の特別措置法のもと、各施策が施され、交通基盤や産業基盤の整備、生活環境改善など基本的な社会基盤の整備は著しく進展をしてきたところでございます。

しかしながら、お手元にお配りをしております要望書にもございますとおり、「自立発展」並びに「生活安定及び福祉の向上」という特別措置法の目的と現状を照らし合わせますと、いまだ解決されていない諸課題も多く残っており、自立的発展に向けた基礎的条件は必ずしも確立されたものとは言いがたい状況でございます。

その解決されていない最大の基盤整備は、航空路の開設でございます。小笠原村の置かれた地理的条件や社会的・経済的状况にかんがみますと、村民生活の安定及び自立発展に向けた産業振興のために、航空路の開設は必要かつ欠くことのできない社会基盤でございます。』航空路の開設につきましては、昨年、村民アンケートを実施し、村民合意を得たところでございますが、その結果を踏まえ、東京都と小笠原村は今年の2月に小笠原航空路協議会を設置し、また、4月には第1回の協議会を地元小笠原村で開催し、今後、関係者間の合意形成を図るためのP Iを実施する段階に至っているところでございます。小笠原空港は返還以来の村民の悲願であり、今後、事業主体であります東京都と調整を図りながら、1日でも早く航空路が開設されるよう邁進したいと考えております。

②→『また、医療・福祉の充実及び総合的な防災対策、情報通信アクセスの整備等、今なお継続中の事業、あるいは今後重点的に実施していかなければならない事業が航空路開設以外にもまだ多く残されております。』

また、一方では小笠原諸島は今年返還40周年を迎える節目の年であり、今後、さまざまな記念事業を実施していく予定でございます。我々村民は一丸となってこの記念事業を成功させようと努力しているところでございます。

これからの振興開発につきましても、村民が主体となり、自立発展に向け努力してまいる所存でございますが、それには国のご支援がまだ必要であると考えております。本日と次回の審議会におきまして、意見具申の取りまとめを行っていただくところでございますが、当村がさきの終戦から本土復帰までの23年間にわたる空白期間を乗り越え、自立発展の道へと進んでいくためには、海洋基本法の理念に基づく小笠原諸島の国家的な重要な役割も踏まえ、今後とも国の特別措置法による支援の必要性をご理解いただき、ご審議くださいますようお願い申し上げます、私の発言とさせていただきます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

○山口副知事

東京都副知事の山口でございます。本日の審議会に先立ちまして、先ほど、会長あてに小笠原諸島の振興開発特別措置法の改正・延長につきまして要望書を提出させていただきましたので、私からその要点を申し述べさせていただきます。

小笠原諸島は昭和43年の本土返還から今年で40周年を迎えます。これまで東京都は特別措置法の理念に基づきまして、住宅、道路、港湾などの基本的な社会基盤の整備を推進してまいりました。また、近年では同諸島の貴重な自然の保護と利用の両立を図るエコツーリズムの推進にも力を入れてまいりました。

しかしながら、本土から隔絶した離島であることから、交通アクセスの改善や情報通信体系の整備、島内産業の振興や防災対策など、依然として解決すべき大きな課題を残しております。また、世界自然遺産の登録に向けた外来種対策の推進を図るとともに、観光をはじめとする産業の活性化など、地域みずからが地域の特性を生かした創意工夫を行うのはもちろんでございますが、東京都といたしましても、引き続き各種の施策を展開してまいりたいと思っております。

当審議会におかれましては、同諸島の課題の解決や自立的発展に向けた小笠原村や東京都の取り組みに対しまして、特段のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

以上のことを踏まえまして、平成20年度末に期限切れとなる小笠原諸島振興開発特別措置法の改正及び5年間の延長を要望いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○中西部長

東京都の行政部長の中西でございます。

それでは、私から本日用意をさせていただきました資料について説明をさせていただきます。お手元に資料3-1及び資料3-2を配付させていただいております。

最初に資料3-1小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長についてご説明をいたします。

まず、資料の左側、今後の課題でございますが、本年1月に開催された当審議会において説明をいたしました成果と課題から、課題の部分を集約してお示ししております。

第一に、島の産業に関する課題といたしまして、島内産業においては、産業間の相互連携や流通体制の検討が必要であること、また、小笠原の貴重な自然環境を保護するとともに、魅力ある地域資源として生かし、観光振興に取り組むことが課題となっております。

第二に、住民生活の安全性・利便性の向上に関する課題でございます。ひとつは、交通アクセスの問題、そして情報通信の本土との格差の問題があります。次に、これまで特別措置法のもとで整備してまいりました施設の老朽化の問題、台風や地震、津波など自然災害への対策、住民の高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実が課題となっております。

これらの課題への取り組み方針と施策例を資料の中央にお示ししてございます。まず、島内産業の振興と観光開発を図ることでございます。施策例として3点お示ししております。まず第一に、生産性向上と安定供給への取り組みや産業間の連携など、地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化を図ること。次に、豊かな自然や独自の歴史、文化など、地域資源を生かした多様な観光メニューを開発するとともに、誘客促進、受け入れ態勢の整備を図ること。3つ目といたしまして、小笠原の最大の魅力でございます豊かな自然を後世に引き継ぐため、固有の動植物や自然景観など、自然環境のさらなる保全を目指すことでございます。

次に、生活環境の改善と安全性の確保として、施策例を5点お示ししてございます。まず始めに、自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設に向けた調査・検討。2つ目といたしまして、通信ネットワークの高度化など、情報格差の是正に向けた調査・検討。3点目といたしまして、道路・

港湾などの改良整備や、老朽化した施設の改修に伴う移転など、総合的な防災対策を図ること。次に、診療所施設の複合化による医療・福祉サービスの充実や、老朽化した生活衛生施設の改良など、生活環境の改善を図ること。最後に、村や都が策定した計画やガイドラインに基づいた小笠原らしい景観の創出とまちづくりを進めることとでございます。

今後はこうした施策の実現にあたり、地域住民の参画と地元の主体的な取り組みによって、課題の解決と自立的発展のための施策の展開を行ってまいりたいと考えております。このためには、引き続き小笠原諸島への特別な措置が不可欠でございます。特別措置法の改正により5年間の延長が必要と考えているところでございます。

以上、大変簡単ではございますが、小笠原諸島振興開発計画の課題に対する今後の対応と、特別措置法の延長の必要性について説明させていただきました。

続きまして、小笠原航空路の開設についてご説明いたします。資料3-2をごらんください。

先ほどの資料でも触れましたが、小笠原諸島と本土との交通アクセスは復帰以来の重要な課題でございます。現状は、片道約26時間、週約1便の航路のみとなっております。航空路の開設は医療や福祉など、島民生活の安定や観光を中心とする島内産業、経済の活性化など、小笠原諸島の振興・発展を図る上で大きなメリットがございます。

次にこれまでの検討状況でございます。航空路の開設につきましては、平成18年11月、小笠原諸島振興開発を変更いたしまして、自然環境との調和に十分配慮した航空路の開設を目指し検討を進めることといたしました。また、この計画には村民合意を前提に、東京都と小笠原村で協議会を設置し、情報公開を行いながら関係者間の円滑な合意の形成を図り、PIを実施することを明記いたしました。これを受けまして、昨年11月に小笠原村が村民を対象に航空路説明会を実施した後、12月に村民アンケートを行いました。この結果、アンケートに回答した村民の7割強から航空路は必要という意思表示をいただいたところでございます。東京都は小笠原村からのPI協議会の設置要請及び村議会からの「小笠原空港開設推進に関する決議」の提出を受けまして、2月に小笠原航空路協議会を村とともに設置いたしました。4月には第1回目の小笠原航空路協議会を父島で開催したところでございます。

このように、小笠原航空路の開設に向けての取り組みは緒についたばかりでございます。今後、航空路の開設に向けた検討を進めていくためにも、特別措置法の延長が必要不可欠でございます。委員の皆様方におかれましては、現在の小笠原諸島を取り巻く課題と、特別措置法の重要性をお酌み取りの上、よろしくご審議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○岡本会長

ありがとうございました。

次に、小笠原村から小笠原村の防災対策について説明願います。

○渋谷小笠原村総務課長

小笠原村の総務課長の渋谷と申します。よろしく願いいたします。

先ほどの国の資料にありました浸水予測図と、それから別途、横に置いてあるかと思いますが、「小笠原村の津波災害対策への取り組み」の資料を突き合わせながら説明させていただきたいと思っております。

小笠原では、自然災害といいますと台風と津波が一番の想定されているものでございます。幸い、小笠原の近くのプレートの関係で、近場での津波を引き起こす大きな地震というのはあまり過去に

もないようなのですが、台風については毎年のように来ているので、それぞれ防災体制は十分にとっているところですが、津波についてはいつ何時起こるかわからない。過去には返還前ではございましたが、チリ津波で大きな被害を受けているという状況がございます。

今回改めて東南海・南海地震に係る地震対策の推進地域に指定されたこと、また、ご記憶にあるかと思いますが、スマトラ沖の地震による津波災害、こういったことが村民の中にも広く知れわたり、津波についての防災対策の必要性が種々出てきているところでございます。

先ほどの浸水予測図の中にあります一番ひどいところは赤ですが、津波の場合は、50センチメートルでも1メートルでも、起きれば相当な力となって人的な被害を及ぼすということで、小笠原の父島・母島の集落地域の多くの部分が浸水の想定地域になっております。もう1枚、別の資料にございますが、海岸沿いに立地する住宅約600戸、また、約1,000人の村民が住居を失う可能性がございます。また、時期によっては1,000人以上の観光客が訪れているという状況もございます。また、父島のほうでは村役場、支庁、総合事務所、海上保安署、海上自衛隊など、主要な公共機関がすべて浸水地域の中に入っております。また、基盤施設としまして、浄水場、し尿処理場、また、1つ下にあります東京電力の発電所、こちらは父島ですが、こういったところもすべて浸水する。また、その後のいろいろな復旧等に必要な燃料として、漁協並びにガソリンスタンド等も浸水地域にある。また、商店等の日常的な生活のために必要な物も、浸水してしまえば不足するということが想定されております。

これらに対する取り組みとしまして、まず、第一優先と書いておりますが、まずは村民並びに観光客等の生命を守るということが必要になってまいります。右側にそれに対する対策としまして、防災訓練等による村民の実践的な能力の涵養ということで、これはもう常日ごろから実施をしていくということで、今後も継続していく事業でございます。また、広報等によるハザードマップの周知や津波防災意識の啓発、教育ということで、こちらの浸水予測図については、防災訓練を行う月の村民だよりも、もうこの数年は毎回掲載をして、記憶の隅に行かないようにしております。これらも引き続き継続していかなければいけないという事業でございます。老朽化した防災無線の高台への更新ということで、小笠原村役場に設置してございました防災無線の本局を昨年度、情報センターという高台の場所に移しまして、また、広く周知できるよう充実を図ったところでございます。また、津波浸水予測区域への避難誘導標識の設置も平成18年度に完了しております。

まずは村民の命を守るということが第一ではございますが、次に被災後の早期の復旧も求められます。ここにあります避難完了後のライフラインの確保、被災後の復興ということで、この中には、今後まだまだ整備していかないといけない事項がたくさんございます。

扇浦の浄水場の高台への移転、こちらについては法延長がかないますれば、老朽化した施設の更新にあわせて高台への移転を考えたいと考えております。また、津波に強い港湾の整備や、防災道路、こちらは父島の清瀬～奥村の間のルートが低いところへのルートしかないということで、奥村地区並びに扇浦方面の地区が孤立してしまうということで、以前から防災道路の整備の必要性を挙げているところでございます。また、避難場所への飲料水・食糧等の災害備蓄品の確保ということで充実を図っているところですが、これについても引き続き実施してまいります。また、被災後の被服等生活必需品の確保ということで、現在、災害備蓄品については水と食糧というのがメインになっておりますが、一般の村民の生活を続けるとなるといろいろな物が必要になってまいります。これらも課題と考えております。また、公共施設等への太陽光発電装置や自家発電装置の設置による緊急時の電力確保ということで、主要な施設については自家発電を所有するようにしておりますが、これらについても今後継続して整備を必要としております。防災拠点となる情報センターを高台に整備ということにつきましては、平成17年度に完了しております。また、清瀬配水池から情

報センターへの配水管の新設ということで、こちらについては情報センターが実際に今、まだ給水をされていない場所にございまして、今後、防災拠点になる場合には、高台からの配水というものも必要になるだろうと考えております。また、小笠原村防災会議等の実施による情報連絡体制の確立ということについても、引き続き継続してまいりたいと思っております。

最後に、二重の枠でくくっておりますが、今回の東南海・南海に限らず、周囲が海に囲まれているということで、どれだけの地震によってどれだけの津波が発生するかということにはわかりませんが、被害が甚大な場合にはこういった生活基盤が多く被害を受けるということで、場合によっては一般島民の一時避難が必要ではないかということも考えております。その際にやはり、おがさわら丸がどのような被害を受けるかによっても、この括弧にあります自衛隊の災害派遣要請等を行う必要があると考えております。

防災面でも種々まだまだ課題が残っております。よろしくお願いたします。

○佐々木委員

ありがとうございます。お礼ということですので、4月中旬に冬柴大臣のほうに小笠原村の訪問をいただきまして、ありがとうございます。また、東京都の航空委員会、国の関係者の法延長に向けた視察について、改めて感謝申し上げる次第でございます。

先ほど、副大臣からお話がありましたように、小笠原も小委員会が設置されまして、改めてまた小笠原の振興に向けたはずみが出るものと期待しております。

村長から先ほどいろいろお話がありましたように、今回、3点についてちょっとお話ししたい。

海洋基本法が設定されまして、離島における重要性を非常に担ってきております。小笠原近海でも既に海洋調査船の大陸棚における海底調査が始まり、小笠原近海の資源エネルギーの調査もいよいよ進んだと聞いております。また、これも国際会議のほうに挙げまして、今後、小笠原近海の開発に向けた取り組みが期待されると思います。小笠原地域でも全面的にこのような開発に向けた調査に協力していきたいと思っております。

2番目でございますけれども、ここにペラ1枚の「小笠原村診療所における他県船・外国船の患者受診状況について」というのがあるんですけども、^③→『小笠原周辺では常に漁船が60せきあたり近海で操業しております。また、ここにありますように、平成15年度から19年度の診療について、小笠原村が69名、50件以上の診療そのほかを行っております。こういうのは、やはり村がそこにあるということで、近海に来られている漁業者、また、この近海を運航する航行船に対して非常に役割があるものと思っております。』私もこれを冬柴大臣に直にお渡ししたんですけども、「ああ、そうか」と言われて、初めてこのような実情に気づかれたと思うんですけども、小笠原村がかなり多くの負担を負っているわけですけども、ぜひとも、今後こういう面でぜひ財政の支援をお願いしたいということで、一応このペラを提出させていただきました。よろしくお願いたします。

3番目でございますけれども、航空路についてちょっと感じたことを述べたいんですけども、先日、横浜でアフリカ開発会議が行われました。私もテレビで何度か伺ったんですけども、その物産展の中で、アフリカでとれた花が明るる日にその物産展に出ているわけですよ。そうすると、「いやー、小笠原は東京都小笠原であって、なぜできないのか」ということを非常に痛感いたしました。前回の審議会の中でもお話ししたんですけども、やはり、産業振興ということで、今回の資料にも漁業だけ載せていただいたんですけども、やはり、振興は農業、漁業という形で伴っていかなければならないと思うんですよ。航空路も、開発、民生の安定ということでなくて、非常に

ショックを受けたわけですが、アフリカのきれいな花が、テレビで言うには、前の日にとれた花が本日の物産展に出ているということで、これは小笠原ではああいう南洋のすばらしい花は幾らでもあるわけですよ。やはり、そういうものが航空路が開設されれば日本の市場に出回り、産業も大きく発展すると思うんですけども、こういう面からも、ぜひとも航空路に向けた取り組みをもう一歩考えていただきまして、ぜひアフリカより近い小笠原にしていっていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○渋谷小笠原村総務課長

小笠原村におきましては、エコツーリズム推進法に基づく地域の取り組みをするべきだというご意見と、まず一步一步という意見と、まだまとまってはいないという状況ではございます。ただ、今年、返還40周年の事業の中で、海津委員にもご協力いただくわけですが、エコツーリズム大会をぜひこの秋に実施して、1つ村の中のまとまりをつけていきたいと、このように考えております。

○佐々木委員

メカジキ漁を始めて五、六年なんですけれども、深海で、大体600メートルぐらいのところを専門に釣るわけですが、結局、先ほど、内地船が60センチぐらいいますと言ったんですけども、結局それははえ縄漁業といって、大体200メートル水深を釣っているわけです。うちの小笠原の漁業は、今までは共存していたんですけど、確かにトラブルはありました。それを解消して、600メートルという漁法が入ったので、そういう内地船とのトラブルがほとんどなくなった。

また最近、値段がすごく高騰しているんです。当時700円ぐらいだった単価が今は大体1,200円から1,300円ぐらいしているということで、自身の需要性がすごく増えているということと、先ほどここでちょっとありましたように、出荷方法を、必要のない頭としっぽは切り落とす。内蔵はもちろん。それで、先ほどエコという話が出ていますけれども、市場で発泡スチロールを使っていたんですけども、それをなるべく使用しないと。受けるほうもそれを廃棄処分するのに非常に困るし。それで補助を受けましてアルミ製の魚箱をつくりまして、それを常に内地と往復して持って帰るということで、発泡スチロールとか木でつくったものは廃棄処分がなくなるわけです。そういう感じで、運賃の負担とか廃棄処分の費用とか、それから、もちろん鮮度もそうです。アルミですから。鮮度性の高いものをつくってやるということで、非常に資源と漁獲が伸びている。

減ったのは、一部ムロアジ漁といって、大量にトン数がとれるムロアジがあるんですけども、それがやはり台湾とか、あちらのほうの入荷が多くて、出荷してもほとんど150円、200円ということで、打ち切ったわけです。それでこういう漁に変わっていたので、その辺のところグラフになってあらわれた。

資源については、毎年今年は大丈夫かと思って心配するんですけども、網でとるのではなくて、一本釣りが1本とか2本とか、最高5本ぐらいなので、それでも四、五百キロ釣れたりするわけです。そういう感じで、資源的には網でごっそりとるという漁法じゃないので、心配して、例えば10月ごろに「今年はだめかな」と思うんですけども、年明けには水温がかわって入ってくる。だから、年間を通して、今のところ漁業のほうはとりあえず順調ということです。

○岡本会長

村長、農業の話ですけど、宮崎のマンゴーが話題になるたびに腹が立つんですけど、小笠原は適地じゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。

○森下委員

小笠原も実はマンゴーをつくっているんですが、委員の皆様にも現地視察をしていただいて、小笠原の悩みも理解を少しはしていただいたと思うんですが、④→『大変評判のいいものでも、大規模という単位ではないんですが、規模的にそれをこなしていくだけの農業者がいないということもありまして、どうしても生産量が限定される。現在は、大変評判のいい、特に収益も高いというパッションフルーツに集中する傾向がございまして、生産する立場で言いますと、マンゴーの話でいえば、つくっていないことはないんですが、また、大変おいしいものができるんですが、今のような悩みがあるということが1つです。

あと、農業全体で言いますと、旧島民の帰島がなかなかままならない中で、不在者地主というものがございまして、農地の流動性がない』ということで、特に、父島のほうは、現在、農業をやっている方の後に続く方がいらっしゃらないということで、後継者不足にも悩んでおります。その後継者を新たな形で農業に携わる方を行政的に支援したり誘導したりということを考えるときに、悩みの種がその土地の流動性ということでございまして、旧島民が帰島されていないところでは土地の権利関係が大変複雑になっているような事情もありまして、思うようにいかないところが悩みの種であります。

○佐々木委員

先ほどちょっとアフリカ会議のお話をしたんですけれども、あの物産展を見て、先ほどお話ししましたけれども、前日のそういう花きが横浜の物産展に並ぶということを小笠原と比較した場合に、どのような感じを受けられるかお聞きしたいんですけれども。私は非常にショックを受けたんです。

○岡本会長

それはもう東京都と村で今、協議会が始まっておりますので、当然やっておられると思いますけれども、いかがでございましょうか。どうぞ。

○松本部長

東京都の島しょ振興担当の松本でございます。

現在、会長がおっしゃったように、航空路の開設につきましては村と東京都で協議会をつくりまして、まず、どういう場所に飛行場をつくるか。それを島民の意見を十分参考にしながら、これから詰めていく。今、その段階に入っております。それから、その場所が決まると、今、園田委員がおっしゃったように、採算性の問題等もございまして、どういう飛行場をつくるか。例えば、ジェット機を飛ばす飛行場なのか、プロペラ機なのか。そういうことも協議会の中で住民の合意をとりながら進めていきたいと考えてございます。費用対効果の問題は当然重要だと思いますが、当然、赤字が出ないように、もしくは赤字が出たとしても最小限にとどめられるように、いろいろな調査を含めまして、これから詰めていきたいと考えております。まだ具体的にどういう飛行場になるかということまで最終的には詰まっております。

○園田委員

こういうものはPFIとか、そういうような方式というものも検討に入るんですか。

○松本部長

今、PFI といって、そういう形も考えられるかもしれませんが、実際には、どういう航空会社がそれに参入できるか。これもどういう飛行場ができるかによって、どの航空会社なのか相談をしていきたいと考えております。まだその辺は当然、地元の自然環境との問題がありますので、地元の皆さんとよく意見を交換しながら、地元の総意をもって意思統一を図ってやっていきたいと思っています。

○森下委員

きょう、各委員の皆様からいろいろなご意見をいただいた中で、2点ばかりちょっとお話をさせていただきます。

1つは、1,000キロという距離のハンデをどう克服するかという中では、航空路の開設に始まる交通アクセスの改善と、先ほど、楓委員からもご指摘を受けました情報アクセスの改善という、この2点はこの1,000キロという距離のハンデをどう克服するかということに大きくかかわっております。現状の中では、今、衛星回線を使いまして情報アクセスについてはやっているんですが、回線数が限られておりますので、速度が遅いということ。現在の観光、農業、漁業もそうですが、特に観光につきましては、村のホームページ、それから観光協会もすべて、ブログもアクセスが大変な数になっております。また、農業で、先ほどマンゴーの話も出ましたが、パッションフルーツ等も特定のところと取引をして、例えば、農協を通さずにやっているとか、そういうこともございます。漁業のほうでもそういう実情があります。まず、ここがやっぱり重要課題として、これは個別ではなくて、やっぱり一緒に両輪のような形で考えていかなければいけないんだと私どもは思っていますし、ぜひともその辺のご支援をお願いしたいということ。

それから、もう1点は、排他的経済水域のことで、今の小笠原の新たな価値が見直されていると思うんですが、以前も申し上げさせていただいたと思うんですが、大陸棚のことが大変大きいと私は思っております。今、大陸棚の調査をずっとやっていただいておりますが、聞くところによりますと、大陸棚の約8割が小笠原海溝のほうでということ。これは調査の結果次第では、ほんとうに先々の資源の問題等に大きくかかわってくると思いますので、私どもは小笠原の存在価値、意義というのは、ここに大きなものを占めるのではないかと。母島はごらんになっていただいたと思うんですが、母島には2つの港がございます。今、バースはありますけど活用されていない東港というのがあるんですが、現在、調査船は我々から見ると内地から調査に行って、乗組員だけ交代しながらやっているんですが、小笠原を先ほどご指摘いただいたような、そういうものの母港にして、そういう研究施設なども最前線基地として小笠原にあるというようなことは、将来、国家的見地からも非常に考えていく値があることだと思っております。

(了)

第80回小笠原諸島振興開発審議会議事録(抜粋) 平成20年7月14日

注:『 』書きは本文で参照している部分を示す

○青野委員

すみません、私、前回欠席してしまったのでということもあるのかもしれませんが、4なんですけれども、航空路の開設の話が出てくるんですけれども、今後、地域レベルで十分検討しつつ合意形成を図ると。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討していくというふうになっていきますけれども、この文脈だと、つまり、この航空路の開設自体というのは前提となっていると、こう読むものなんですか。これはそういうものでいいのかどうかというのがちょっと疑問だったので、確認です。

○松本部長

東京都の島しょ振興担当の松本でございます。今、先生のご質問にありました航空路については、現在、私どもの振興開発計画の中に、航空路の開設を目指して検討を進めるということが入っております。それに基づきまして、今、都と村とで協議会をつくって検討を進めているところでございまして、私どもとしてはぜひ航空路を開設したいという思いがございまして、今後の検討が進んでいく中で考えていくことだとは思いますが、ここの項目については、前提ということよりも、つくっていくことについてご了解をいただきながら関係者間で詰めていきたいというふうに考えて、事務局のほうで入れていただいたんだろうと思っております。

○青野委員

この「事業化に向けた諸課題について」というのは、つまり「合意形成が得られた後に」という文脈というふうに読めばいいということですかね。

○岡本会長

そうですね。もちろん合意形成が得られた後にということですが、今まで、航空路が必要ないと否定するような意見は、私が知る限り一度も出なかったように思いますね。むしろ積極的に必要なんだというご主張が非常に多かったように思います。しかし、そのためには、実現までにはいろいろと検討すべき事項があると、こういう文脈じゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○森下委員

現在、航空路の開設に対する空港整備の制度が以前と変わっておりまして、パブリック・インボルブメント(以下「P I」と表記)をきちっとやるという、いわゆる地元の住民だけではなくて、関係者の意見をきちっと合意形成をしていくという、私どもは新たに航空路を開設するために、その手続に、東京都のほうで今P Iのための協議会というものを設置いたしまして、村の私と佐々木議長も委員になっておりまして、進めているところです。それらの制度にのった手続を順次踏んでいくということで、開設を目指していくということになるかと思えます。

○園田委員

同じところの高速交通アクセスの部分なんですけれども、先日ですか、東京都知事がこのことで、テレビか何かで発言されておられましたよね。そのときになるほどなと思ったのは、やっぱり自然と経済発展、航空路、これが問題、これをどうするかということだなというような、何かそんな発言だったと理解したんですけれども。

それで、ここに書いてございますように、要するに、「東京都と小笠原村が地域レベルで十分検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討」と、こういうふうに書いてあるんですけど、何か世界レベルの話、要するに小笠原が世界自然遺産に登録する云々ということと絡む話でありますと、何か村と東京都と日本だけの、国内での合意形成なんていうことではなく、何か必要なのかなと思って、ちょっとそのとき感じた次第なんですけれども。

もう一言、何というんですかね、世界的に見て納得できるようなというんでしょうかね、そういうものは必要ないものなんでしょうか。これはちょっと、反対にこちらがお聞きしたいなと思っていろいろなんですけれども。国内のどこかの空港をつくるんだったら、これで多分いいと思うんですけれども、どうなんでしょうね。東京都さんかな。

○松本部長

先ほど私が申し上げましたとおり、現在、この航空路の開設につきまして、都と村で協議会をつくってございまして、その手法としてP I、住民参画の手法をとって住民の合意をとっていただくというふうにご考えてございまして、P Iの中で、関係者には、単に小笠原の村民だけではなくて、広くいろんなところに情報を出しながら、提供しながら、ご意見を頂戴しようかなというふうに思っております、広くは日本の国内の方にもいろんなご意見が出るでしょうし、場合によると、海外のいろんな団体からもご意見を頂戴することもあるかなというふうに考えてございます。

ただ、さりとて、基本的には地域の環境の問題に十分絡んできますので、当該村の住民の方の意向というのはかなり尊重はしなければいけないかなというふうには思っておりますが、今、園田先生がおっしゃったように、大きくは地球規模での小笠原という、大変まれに見る外海の離島でございますので、そういう地球規模での環境問題についても十分配慮しながら、意見を聞きながら、P Iの手法で航空路の検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○岡本会長

わかりました。よろしいですか。議事録に残りますので、時期が来れば、運用ということが課題になるというふうにご理解いただけますでしょうかね。

ほかにいかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員

3番なんですけれども、前回、冬柴大臣がご来島された折に資料提供いたしまして、5カ年の小笠原、特に父島に入る緊急措置が要る船のことで、データ的には66件あったんですけれども、お出しして、村がそれに対する医療とか対応が非常に大変なわけですよ。それで、常に60隻ぐらいの船は小笠原近海で、漁船は特に操業しているんですけれども、そういうことで、今回、今までこういう文章がなかったの、私としては非常に喜んでいるんですけれども、そういう医療の寄港地としての問題をここに取り上げたことに対して、今後、村が抱える財政負担があるわけですね。お医者さんの問題とかそういうものを、ぜひ医療と寄港地の役割というんですか、そういうものの

村の負担を何か財政的に少し支えてもらえるような意見を、ぜひ入れてもらいたいと思うんですけど。

漁船は常に、ほんとうに何回も入ってくるんですけども、前回の資料については、やはり海上自衛隊とか海上保安庁に頼んで内地へ搬送したというのが主な状況なんですけれども、数え切れないぐらい、村の診療所が今後もずっとそのような形でもって、お医者さんも含めてやっていかなきゃならないということで、財政的な支援をぜひ入れていただければと思います。よろしくお願ひします。

○岡本会長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

さて、それでは、地元の森下委員、佐々木委員、山口副知事から発言の申し出がありますので、ご発言ください。初めに森下委員、どうぞ。

○森下委員

地元を代表いたしまして、一言発言をさせていただきます。小笠原諸島の振興開発につきましても、かねてから当審議会委員の皆様方には特別のご配慮をいただいております上、本日も熱心な議論の末、引き続き特別措置法を講じていくべきという意見具申を取りまとめていただきました。心から感謝を申し上げます。

今後とも地元といたしましては、委員の皆様方の貴重なご意見を受けとめ、小笠原諸島の特性を生かした主体的な取り組みを積極的に進め、地域の自立発展に向けて、精いっぱい努力してまいりたいと考えております。

また、今月の4日になりますが、小笠原諸島返還40周年の記念式典及び祝賀会を平井国土交通副大臣、石原東京都知事等をはじめ多くのご来賓のご臨席を賜り、盛大に挙行できましたことをここにご報告させていただくとともに、厚く御礼を申し上げます。

私ども、返還40周年という節目を迎えまして、改めて自主自立の決意をいたしたところでございます。しかしながらそのためには、国、東京都をはじめとする多くの皆様のご支援が必要だということを感じた次第でございます。小笠原諸島の今後のさらなる発展のため、特別措置法の延長につきましても全力を尽くしてまいりますので、委員の皆様方、国土交通省及び東京都の皆様方にはなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうぞ今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

○佐々木委員

村長と多少重複することがありますけれども、村議会を代表いたしまして、お礼かたがた一言述べたいと思います。

初めに、滞りなく、返還40周年の式典が無事終了することができました。これもひとえに委員の皆様方のご支援のたまものと、この場をおかりして、改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

さて、前回も申し上げました。今回の式典でも、やはり小笠原の最優先課題の第一は、返還当初から今日までの航空路の開設であります。悲願であり、返還当時から一貫して来ております。これを成就するまでには、ただひたすらこの現地で発言をしていきたいと思ひます。また、今後も、この一歩を踏み出していくために特別措置法の延長は不可欠であります。特別措置法の維持は、本村の生命線であると認識しております。本委員の皆さんにおかれましては、法延長につきましても

ろしくお願いする次第でございます。

次に、前回に触れさせていただきましたが、平成22年から供用開始を予定しております介護サービスを含めた複合医療の拠点、新診療所につきましては、島内での安心安全な暮らしを希求する村民にとって最重要な施設であります。先ほども述べましたけれども、特段の配慮として、人的支援及び継続的な財政支援について、皆様のご理解とご支援をお願いする次第であります。

主だった課題といたしましては、ここに述べられております東南海・南海地震の津波の対応、また、世界遺産への登録、エコツーリズムを基本とした観光対策、排他的経済水域の活用、ITやテレビ地上波データへ対応する等の情報通信化の対策、そしてまた、老朽化した生活環境施設の改善等、生活格差の是正、特に原油の高騰による生活の圧迫、産業振興と山積みしております。

また、先ほども述べられておりますように、海洋基本法の制定の中で、小笠原諸島の位置づけがさらに最重要になってくると思っております。ぜひ小笠原の資源を活用していただきたいと、このように思っています。

最後になりましたけれども、戦後60有余年を過ぎ、まだ半数以上の遺骨が残されております硫黄島も忘れることはできません。改めて皆様に現地をつぶさに視察していただき、小笠原の課題解決に向け、ご理解、ご支援をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○山口副知事

東京都副知事の山口でございます。一言お礼を申し上げたいと思います。

本日は、委員の皆様方から、小笠原諸島の振興開発につきまして熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございます。小笠原諸島振興開発特別措置法の改正・延長につきましては、前回の審議会におきまして、都といたしましても会長あてに要望書を提出させていただきました。本日の審議会では、「地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである」との国土交通大臣あての意見書を取りまとめていただきました。私どもの要望にご理解賜りまして、厚く御礼申し上げます。

小笠原諸島の自立的発展のためには、地域の特性を生かした創意工夫を行うなど、地域自らが主体的に取り組むことが必要であると認識しております。また、東京都といたしましても、国の支援をいただきながら、引き続き同諸島のさらなる振興に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも委員の皆様方並びに国土交通省をはじめとする関係省庁の皆様方に一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

(了)

小笠原諸島振興開発審議会委員現地視察意見交換会議事録(抜粋) 平成19年10月30日

注:『 』書きは本文で参照している部分を示す

○農業関係者

本当は紙に書いてお渡しするつもりだったんですが、口頭でご説明申し上げます。

まず、父・母合わせた小笠原の耕地面積ですが、約3,400アールです。農家数は66戸、総生産額は年間大体1億3,000万ぐらいです。66名の内ですね、実働されている方は約半分ということで、大体1戸当たりの耕地面積が大体100アール、年収が大体320万ぐらいが、農業の現況でございます。

そして、今何が問題になっているかということですが、今日ご視察いただいたかわからないんですが、母島ですね、中ノ平自立支援農園というところ見学されたかと思うんですが、あそこは初め就農される方が6年間技術を習得して、それから自立していくというシステムなんですけど、実際はもう今年で6年経ったんですが、自分で農地を取得することが出来ず6年延長されています。ですから、逆に言うと新しい就農希望が、研修するところがないということですね。就農希望者は結構あるんですけども、6年間そういう施設を使って、例えばパッションとかトマトとかある程度は技術は習得できる見方ですが、本来なら、今年自分で農地を見つけて自立しないといけないんですが、残念ながら自分の力では取得できない。もちろん取得できない理由としては、経済的な問題もありますし、それから農地がないというのが現状であります。

それで1億3,000万の稼ぎの内容はどうかと申しますと、一番はパッションフルーツで大体43%ぐらい、トマトが大体18%、それに続いて青レモンとか、それからマンゴーはここ3・4年ですが、相当な伸びがあります。将来我々としても何とかコーヒーアイランド構想ということで、コーヒーをどんどん入れていきたい。今現在父島では約2,000本のコーヒーが植わっていますが、将来的には50,000本ぐらいにして、乾燥したものを内地出荷していきたいと思っています。①→『小笠原ブランドということで、出せば売れるが、残念ながら生産量が足りない。その一番の原因は耕地面積が少ないということ』で、今日視察されて良くお判りだと思うんですが、平場の土地がほとんどないということで、これは我々農家や農協だけでは解決し得ない問題がたくさんありますので、行政も係わってもらって、できれば農地バンク的なものを作ってもらって、積極的に経済的にもそうだし、それから行政の担保といいますかそういうものを組み入れて、そういうものを導入していけばまだまだ農業としては可能性はあると見ています。ちなみに野菜だけで、内地から約5,000万入ってきているんですよ。そしてそれに対する東京都の運賃の補助は4,200万ぐらいですね。果物入れると大体8,000万のものが入ってきてそのお金はみんな太田市場にいつているというのが現状で、何とかその何パーセントかでも島の農家の方に落とせれば、それだけでかなりの農家の方が自立できるということになっています。概要ですがそのような状況です。

○漁業関係者

②→『漁業組合ですけど正組合員が41名、準組合員が9名、母島も少ないんですけど、父島も小さな漁業組合です。ただ、主に30代の方が半数以上で、特徴といえば全国からこられている方が8割、島の人が2割程度でほとんど外部から受入れている組合です。主な漁業としましては、昨日母島で食べられた海老とか、底物一本釣り、それからカジキがここ3年成績良くて、今年の総水

揚げが3億8,000から4億ぐらいく予定です、この水揚げ当組合始まって以来の金額です。組合員数41名ですから1人当たり1,000万、それ以外に遊魚等やっていますので、かなり商売的にはなっています。組合の経営としましては、本業以外にガソリンスタンド、養殖事業もやっています。これから来年再来年2人独立して船を持つということになっていますので、4億を超えるような規模にはなるとは思いますが、若い世代が多くて後継者の不足ということはない状況で、そういう意味では活気のある組合であります。明日施設見ていただければ分かりますが、国をはじめ東京都、村もそうですが、大変なご支援いただきまして立派な施設が出来て、それを活用してこういう活動が出来ているという状況です。』細かいところはまた明日、ご案内します。よろしく願います。

○観光業関係者 A

観光協会ですが、観光協会は昭和49年に設立されまして今年34周年です。会員は150名、4つの部会に分かれています、宿泊部会・ガイド部会・商事部会・飲食部会この4つに分かれています、150名の会員がいます。仕事としましては大きく分けて4つ、小笠原への誘客活動、来島者への窓口での対応、小笠原の情報発信、ホームページやパンフレット等を作って情報発信する。そして会員様への情報の提供そしてサービスという大きく4つの柱で活動をしております。

今まで34年の中では、いろいろと村の方から、観光活性化事業等々の補助を頂きまして、いろんなことをやってきましたけど、最初の頃は、とにかく小笠原を露出しようというようなことで、ポスターを作ったり、東京都の交通局にお願いして地下鉄にラップ張ってもらって写真を貼ったりして、とにかく小笠原を露出しようとずいぶんやってきたんですが、結果的に露出した結果どれだけのお客様が来ていただいたのかというようなデータ等々が取りにくい面もありまして、昨年度から村の事業を受けまして、皆さんのお手元にあるパンフレット、やはり自分たちで旅行を企画して、自分たちの主催旅行を出来るようにしないと駄目だというような思いから、旅行業を取得するように頑張ってきたんですが、任意団体の壁等ありまして、東京諸島観光連盟の冠をお借りしまして、我々でいろいろなツアーを企画しエージェントをとにかく動かそうじゃないかということからツアーデスクというものを立ち上げて、ここにあるような様々な商品を、今開発し実際に動き出しているところです。

実績としまして、昨年の10月から動き出したんですが、各旅行者に営業、足で歩いて小笠原の魅力等々伝えるために、各地域で説明会等を開いてやってきました。その結果、昨年度18年度の10月から3月で約483名、今年度9月までで392の実質1年半ぐらいで、875名の実績ということで、やはり実際に動いてみて、エージェントさんを活用するということは、誘客能力がありますので、これからのこともありますがやはり、自分たちの足でお客さんたちを呼んでくるというようなことが必要なんだなということを改めて実感しているところです。それと、その影響が大きいんじゃないかと思いますが、今年度のおがさわら丸の乗客人数も、今のところ110%、約1割ちょっと昨年度よりも伸びておりますので、この辺はこれからも積極的に村と一緒に進んでいかないといけないんじゃないかとこのように考えております。それで、それに問題点というのがついて回りますが、どうしても観光協会にいろいろな事業等々委託されまして、マンパワー不足が今一番大きな悩みでございます。こういうツアーデスク作るのにも実際には、じゃこの800人の誘客に対して、どれだけの公費が掛かったのかということと、とっても採算ベースに乗るような話ではなくて、自立してこれやっていこうとすれば、大変なことです、それだけ人材を掛けないとなかなかやりきれないという、島の現状があります。そういうことを考えますと、一にも二にも、航空路の開設ということは、本当に是非お願いしたいというところでございます。以上です。

○観光業関係者B

ホエールウォッチング協会の現状ですが、今から19年ほど前に協会が設立されまして、本会員、一般会員というような会員組織をしております。本会員というのは、島に在島されている方85名、そして島外からの会員の方、愛好会員と申したらいいんですか、266名おります。合わせて350名ほどの方が、会員組織として行っております。

どういうことを行っているかという、私たちは名前そのとおりで、ホエールウォッチングに関する研究、観察。組織の内部に2つの部門がありまして、観光自然科学研究部門、もう一つは、ガイドセンター部門というものがございまして。主に観光自然科学研究部門においては、鯨類を中心とした調査若しくは、内地の方からいらしている研究者との共同研究並びに、共同事業ということで、やらさせていただいております。もう一つのセクションのガイドセンター部門というところは、観光に寄与しつつ人材育成を図っていくということで、小笠原は自然が豊かな場所で、ここを利用して、観光と自然科学とのドッキングの合わせ方でしょうか、人材の育成も含めて観光では、エコツーリズムというものを基軸したような展開を図っております。今までもたくさんの調査や学生等の受入を行っていますが、ここでもってノウハウはひとつ提供、ある程度できるんですが、フィールドにおいて活動しようとする、学生さんとかまた、内地からいらっしゃる研究者の方たちが、しばらく滞在しながら、学習なり研究したいとしたときに、拠点となる場所がありません。もうひとつは学生等の受入を行っていますが、研修をするための宿泊施設も特にございません。現在ある民宿を利用しながら、または知り合いの方に泊めてもらう状況で、たいした受入れ人数ではないんですが、可能であればもう少し、今後ここで、鯨類を中心とした若しくは、ガイド制度を取り入れた勉強をしていこうという学生達の拠点になっていくんじゃないかなと、思うところがございます。毎年、クジラ・イルカなんかを見に観光の方も多くいらっております。特にイルカはここ近年、右肩上がりです。観光のほうも多くなっております。ただし、自然と親しみながらも、やはり野生動物における環境の負荷というのも同時に考えていかないといけないので、それをもう少し例示していきたいと思うと同時に、この場所を通じて、もう一度自然との関わりあいというものを見直していくような、人材の育成というものも考えていきたいと思っております。また、来年においては、小笠原において従前に行っておりますホエールウォッチングと合わせまして、昨年からは聳島列島で行っておりますアホドリの育成。出来ればホエールウォッチングと合わせまして、バードウォッチング、北太平洋ではその3箇所です。しか繁殖地がないというようなことも含めまして、大変貴重な場所です。これを多くの観光客の方に見てもらいながら、小笠原の自然というものを再認識してもうという活動をしていきたいと思っております。以上です。

○社会福祉関係者

小笠原村社会福祉協議会は、返還7年後の昭和50年に結成されまして、昭和60年に社会福祉法人となっております。その中で住民総数の約40%が協議会に加入しております。個人会員の加入率は他の社会福祉協議会と比較しまして、高い水準にあります。普通は戸数で数字を出すところなんですが、私どもは住民総数で加入率を出しておりますので40%と低い率ですが実際は資料のほうにありますように、高い率になっております。しかしながら人口が少ないということで、財政的には大変厳しいところがありまして、会費の収入は、総額の1.3%に過ぎないということで、福祉活動の推進のために大きな課題となっております。また、島内におきましてはこのところの経済活動の冷え込みによりまして、団体会員数や賛助会員の減少が見られるということで、この辺が非常に懸念しているところがございます。

社会福祉協議会の組織と事業の概要と予算のところは資料にもございます。その中で、法人運営事業につきましては、調査研究広報誌の発行を行うとともに島内における福祉ニーズを把握して、都内及び伊豆諸島における他の町村との連携の下に福祉施設の向上を目指しているところです。

地域福祉事業としましては、毎年小笠原諸島戦没者追悼式典、敬老大会を実施して、また春休みと、夏休みの期間は、他のところでは考えられないような、学童保育クラブという運営を行っております。ボランティアセンター事業としましては、島民のボランティア活動の支援を地域福祉センター内において、バザーの常設、高齢者に対する食事サービス、障害者の散歩同行など、ボランティア活動の支援の組織作りを福祉センターを中心にやっております。

次に受託事業としましては、介護予防体操教室や庭の草むしりや清掃など高齢者のほがらかサービス事業を行うとともに、東京都社会福祉協議会の資金による生活福祉資金貸付事業を受託しまして、小笠原村社会福祉協議会の事業であります助け合い貸付事業と連動して行っているところでございます。広域事業の施設管理は指定管理者として村の施設でありまして、父島の奥村運動場の管理、地域福祉センターの管理、母島におきましては村民会館の管理運営を行っております。特に奥村運動場におきましては、高齢者を雇用しまして、受付業務を担当していただいております。また、児童育成のためにちびっ子クラブというものを運営しております。これは本来、村の保育園の入園の基準に満たない方が、保護者の要望もありまして、本来ならば児童福祉事業に区分されるところなのですが、施設基準が満たされていないために、これが非常に残念なことに収益事業とされ、広域事業特別会計に区分されておりますが、課税されているという非常に頭の痛いところでございます。そのほか年間数回の葬儀があるんですが、本来島の方でどこか受託していただけないかということで、頼んでいるところでございますが、回数が少ないということで、その受託事業は、社会福祉協議会がやらなければいけないということになっているところであります。

自立支援事業としまして、軽度の精神障害者に対して、清掃や配達等の仕事を確保しまして、指導員とともに支援事業を行っておりますが、これも障害者福祉事業として、位置づけてはおおところなんです、現在のところ5人という少人数でありまして、小規模であることからこれも設置基準に合致しないことから、障害者自立支援法の枠外となりまして、法的な助成の対象外となっているところでございます。

こういうところからこれからの課題としましては、高齢化に伴う事業のあり方というのがあります。小笠原返還後、生活基盤を築くために社会的に中堅層の方が島に帰ってきました、帰ってこられたときはまだ若いので、福祉関係の問題というのはあまりおこってこなかったんですが、39年という歳月が過ぎて、今日では、新島民や子供の割合も多くなりましたが、旧島民と呼ばれているふるさとへ帰島された島民の多くの方が、高齢化されているということで、その衰えによる生活能力の低下や需要の悪化など日常生活を不便にされて、いく末を不安にさせているところであります。しかしながら介護保険の認定適用には至らない。いわゆる行政サービスの谷間の高齢者が非常に増えてきている現状でございます。次に高齢者に対する就労機会の提供ということで、障害者に対する福祉作業の事業や保育事業などの施設設置については対象人員や、規模が国や都の定めた事業に満たないところでございます。その上支援が受けられないばかりか、先ほど申し上げたとおり、収益事業とみなされ税法上の非課税や減免措置が現在受けられていない、小規模ゆえに非常に残念なところでもあります。先般島しょ社会福祉協議会の大会が八丈島で行われたんですが、八丈島のほうにおいては、ご存知だと思いますがロベの切葉がありますね。これが高齢者の就労の中では、金額を言ってしまうと月に10何万にもなるというような高額な収入になるようで、それと比較しますと、八丈島というところでは、交通アクセスがいいということで、そういう切葉もできて、そういう高齢者の就労の場が確保されているなど、その点につきましては、小笠原父島・母島含めま

して、交通アクセスの改善というのが高齢者の方々に対しましても非常に重要なことではないかという風に思っています。あとは、支える側の人材の確保、能力向上ということで、実際のところは今社会的に問題にもなっておりますが、内地におきましては、ほとんど民間企業が参入してその方面の事業を行っておりますけれども、小笠原におきましては採算上の問題から、民間企業の参入ということがなく、社会福祉協議会がその役割をすべて担っているということになっておりまして、対象者が少ない割には職員のしている仕事の範囲の一つ一つが非常に大きくなり、多くの職員が頑張っているところであります。なお今後、質の高いサービスと高次的な運営を行う為に人材の確保が目標となりますが、私どもはまだ歴史が浅いということもありまして、職員も経験も積んでいないということでありまして、知識を習得するという機会がほしいんですが、なかなか遠い離島ということで機会が得られないということ、これをなるべく、そういう機会をあたえる時間や、事業というものを考えていただきたい。特に離島がゆえに旅費という問題がありますので、職員を派遣して研修を受ける場合、それが非常に大きなネックになっていまして、これが十分に出来ていないということで、人材の確保というソフト面でも補助をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○村議会議員 A

それでは私の方からひとつお願いしたいことがございまして、小笠原は不便である。1週間に1便ぐらいの船便であるということと、主な産業もない。そしてやはり、零細というか、小さい部分がかかなりあるということで村民生活の安定というのが村で考える場合一番大きなネックになるんですが、その中でも今小笠原の課題というのは、航空路も含めまして、いろいろあるわけですが、その中で特に近年一番問題になっているのは、ライフラインの確保なんですね。そしてこの防災計画に関しては、明日浄水場も見ただけのそうですけども、今の浄水場は海岸のすぐそばなんですね。そしてこの本庁舎もそうですけど、小笠原の基本になるような建物がほとんど海岸沿いが多いんですね。そうすると東南海、南海地震が来たときにまず機能しなくなるという想定が一番先にある。その辺が村長も総務課長も頭の痛いところであると思うんですが、特に水ですね。電気はなくてもある意味死なないですけども、水の確保だけは大変なライフラインの中でも一番大事なものであると思いますけれども、これを来年平成20年で振興事業切れるわけですけども、その21年以降の振興事業に、村の担当課の努力によりまして、いい方向にこの浄水場の建替えは進んでいるようですけども、是非これを21年からの5ヵ年計画の振興事業の延長に入れていただいて、一度補助金もらって浄水場を作りますと二度目は地方資本でやるのが通例らしいんですが、これは場所の確保も含めると、大体ざっと考えても20億はかかると思うんですね。そういうお金というのは、この小笠原の厳しい財政状況ではなかなか難しいと。そして、東南海、南海地震は間違いなく何年か以内には来るという中で、一刻でも早くこの整備をする必要があると思いますので、ぜひ先生方にもですね、20年に切れる振興法の延長の中で、21年目からは是非ですねこれを振興事業に入れていただいて、村民が水だけでも何が来ても大丈夫だという部分だけでも確保していくご助力を是非お願いしたいなと思います。それで、ついでに言えば、小笠原の地形というのは津波で分断されますと、何十年か前のチリ地震のときも分断されたんですが、ここの集落と隣の集落まで距離は近いんですが、海岸に道路1本しかないんですね。昔は避難道路ということで、東京都の方で考えていただいて着工寸前までいったんですけども、いろいろな問題がありまして挫折したんですね。これは是非ともそういう行き来の部分でも食料も何も行かなくなる部分も出てきますので、ライフラインのことにしまして是非先生方のご助力を振興法延長の中に生かしていただいて、是非ともこのライフラインの確保をよろしくお願いしたいと思っております。

○園田委員

高度経済成長でバブルになって、その後緊縮財政ということで絞ってきているんですが、たぶん国のほうもそういつてくると思うんですが、地方は地方で、島は島ということもあるかもしれませんが、相当高度経済成長でいろんな資金も入って、相当な施設もできて相当広がっていると思うんですね。私はこれからは、日本社会もそうですが、この島もそうだと思いますが、やはり余分なものは切り捨てながら、強い筋肉を付けていくという、スポーツ選手というのは、どのように体を鍛えろといたら、やはりシーズンオフに膨らますだけ膨らせて、あと絞り込んでいく。これがプロなんですよね。絞り込んで筋肉を作っていく。だからバブルが悪いことではないと思っているので。たぶん小笠原でもかなり膨れている部分があると思うんですが、そこを絞り込んでいくというようなことも今やっておられるのかと思ひまして、そこのところはどうかと思ひまして。要望はたくさんあると思うんですが、ここはこう絞りながら、ここはこう強くしていくというようなことはあるのでしょうか。

○森下村長

おそらく委員のご期待に応えるような絞り方はしていないと思ひますね。

○園田委員

なかなか難しいんですがね。本当はそれがプロ中のプロの仕事なんですが。

○森下村長

何事もその場的にやっているとは思ひていないんですが。

○佐々木議長

要するに振興事業の枠内でやっているのて、限られた予算の中でやっているのて膨らまないですよ。

○森下村長

膨らまないですね。ただ、いわゆる意図と意思を持って絞っているかといへば、そういうことではないですね。全体的な枠の中で相対的にやっています。

○佐々木議長

最小限必要なものを、予算の枠内でやらせていただいている状況で、なかなか膨らませるところまでは行っていない。

○森下村長

最盛期の国費ベースで半分ぐらいになっている。

○村職員

そうですね。ここのところ絞られていて、数年前まで20億あったものが今年が15億程になっています。

先ほどのライフラインの話で、次期法延長が叶って、浄水場という話がありましたが、43年返

還の際には一番基盤になる、浄水場や診療所もそうですが、学校こういったまず生活に必要な基盤が整備されたんですが、ちょうど40年近く経っているんなものが更新時期になっていまして、当時は復興ということで一気にいろんなものを作ってもらったんですが、そのほとんどが村事業で、今診療所の建替え、その前が母島の小中学校やし尿処理場。次は浄水場をやりたい。順番をつけないと国費をいただいても残りをどうやって賄うかというところが頭の痛いところでございます。

○村議会議員A

小笠原は更地が少ないんですよ。返還当初どうしてもライフラインを作るのに、どうしても更地があるところ、海岸沿いが昔ここ集落ありましたので、そのころ何もなかったんですよ。ですから建てやすいということもあったんで、海岸線に作ったんですが、今はそれが更新の時期も重なってこれからどんどんどんどん、大事な施設に関しては、高台のほうに移って行かざるをえないと思うんですね。それとまた、返還当初、極端に言えば国の財政も潤沢だったんですよ、東京都も潤沢だったんですね。ですからそういう部分で今、園田委員が言われたとおり、広がりすぎたように見えた部分があるかもしれないんですが、今は議長が言われたとおり、限られた予算の中でどれを優先するか、その中で優先するのはわかるんですが、予算がついていかない部分はあるので、やはり振興事業に入れていかないと出来ない事業はあるんですよ。その中の一つが一番大きな空港であり、この浄水場関係もそうですね。ですからやはり村民生活の安定を優先に考えれば、航空路も命の大切さを守るには、航空路は是非必要だという部分から始まっているところもありますので、是非ともその部分を先生方のお力で振興事業に今後とも取り組んでいただいて、是非小笠原村がですね、強い村づくりになるように、お手伝いいただきたいと思います。

○村議会議員B

小笠原の場合には、復興から振興特別振興法が名前を変えて、5年ごとに延長延長できたんですが、やっぱり特別振興法というのは、今後も続いていかないと小笠原の場合にはやっていけなくなると思うんですが先生方どういう風に考えておられますか。

○森下村長

今現状いただいている特別措置法というのは、通常の離島で言いますと離島振興法。それとは別にいただいてまして、窓口が国交省。

○岡本会長

感じとしては私はね、だんだん厳しくなっていると思うんですよ。それで、今度延長するときに単なる延長ではなくて、その理念といいますか、目指すものは何の為にやるのかという議論が必要だと思うので、そこをどういう風に考えるかが必要だと思うんですよ。これだけの外海の離島で、絶対距離もあるわけですから、それプラスまた新しい世界遺産の議論もあるし、いろいろな領土的な考え方もあるでしょうから。その辺がどういう風に整理されるというか、当事者としてどういうところを訴えていくかというような議論が必要になってくるんじゃないでしょうか。また、東南海地震の特別措置法の対象地域ではあるんですか。対象地域で、その対象事業になってくれればね。

○村議会議員B

今日母島で見ていただいたと思うんですが、港湾のかさ上げ、それからテトラポットの増設、今

年度事業で若干やっただけなんですけれども、ああいうのも防災に向けての、防災地域に指定されたんでそういう事業が始まっています。たださっき議員Aから言われたライフライン、父島の場合は特に海岸沿いに施設がありますので、復興当時から海岸沿いがやりやすいというか、海岸沿いをきちっとしていかなければならないということで始まったわけですけど、これからは津波を考えて、ある程度施設は高台にしていかなければいけない。それからまず、返還されて島民が帰る場所を作るということで、事業が始まって必要な事業しかやっていないんですよ。予算も少ない中で、特別措置法という枠の中でやってこられたから、ここまで小笠原は出来たのかなと思いますけれども、今後も特別法を延長していただかないと、やっていかれないんじゃないのかなと、その辺はよろしくお願い致します。

○森下村長

今の延長のときに、大変厳しいお話を頂き、といいますのは今議員Bからもありましたが、返還になって復興ということで、旧島民の帰島促進というのが、いまだに非常に大きな柱になっているんですね。法の精神の中にそれで、35年経っていまだにそうなのかと実態は違うんじゃないかというお話が出ますと確かに帰島促進のために復興、いろんなインフラの整備をし、そういうことを計画してきたわけなんですけど、現実はどうかというのと、旧島民の帰島促進よりも、今新しい方が増えつつありまして、帰島促進のために都営住宅を建てたけどそこには入居の優先順位とかそういうことも入ってきました、それももう時代が違うんじゃないかということで、前回の延長の時には、私どもとしては、いま小笠原村が存在するために、いわゆる排他的経済水域の3分の1ぐらいの大きさ、伊豆諸島を含めると4割程度の排他的経済水域を確保していると、それから漁業資源が全世界的に確保するのが難しくなっている中で、これだけの海域を持っているということの存在意義、それから大陸棚調査も行っていますけど、この大陸棚になりますと日本の8割といわれているんですね。国家的な見地で言うと、その存在意義をなんとか振興法の新しいわれわれの考え方の柱として、小笠原村が存在するがゆえにこれだけのことが国に対して寄与できるんだと、可能性があるんだということを、以前審議会の席でもお話しさせていただいたんですけれども。そういう観点から今後の延長について、切り口というか私どもの小笠原村の存在意義みたいなもの、ゆえに特別措置法を延長していただきたいというようなことを私共としては考えているんですが、今の場合には、帰島促進というのが柱にこの法律なっておりますので、それはやはり40年も経ってどうだろうという議論が出てくるのは当然のことだと思っております、しかしながら、我々小笠原村があるという存在意義は国家的には高いものであると、自負をしておりますので、そのところを柱の一つにしてもらえないかなと思いはありますし、強く主張していきたいと思っております。

○岡本会長

今日あれですよ、非常に大きなテーマの問題と、小さい小規模だけど非常に重要なお話を伺ったと思うんですね。今ご指摘なされた点は、ちょっと別にしてですね、ライフラインの問題というのは大問題ですよ。これはそれこそ5年後どうこうという話かどうか分かりませんし、今回初めてきちっと伺ったので、もう少しきちっと勉強したいなと、どういう地震があったときに、どういう結果になるんだというプレゼンテーションを振興法のときは海岸線に作ったのでこれでは具合が悪いんだというだけじゃなくて、どういう事態が予想されて、こういう被害が出て、そういうリスクマネジメントの論拠、データベースみたいなものがほしいような感じがします。そういうものが明解に説得力が形形で表現されているようなデータがほしいなと思います。あと、社会福祉の面である程度規模がないと、収益事業の扱いになってどうも機能しないというのは、一つ一つは小さいで

しょうけど、村民の生活にはこれからの高齢化社会において非常に重要なことだと思うんですけども、そこについても、少し第三者が見てわかりやすいようなプレゼンテーションがあればいいような気がします。ケースというか事例というか、それだけを取り上げて、説明していただけるようなことがあればいいのかなと、こういう全体のプレゼンテーションの中では、そういう問題が含まれますと、隠れて伝わりませんよね。ですが非常に大事な問題だと思いますよね。

○川嶋委員

昨日からいろいろお話をうかがって、ライフラインの話もうかがってきたんですけども。高潮対策という目で、ご覧になったときに移設をした方がいいのか、高潮対策として周辺を整備していけば出来るのかの比較検討が必要です。あるいは空港の話もそうですけれども、実際にどこに作るかということ、またどういった高速輸送体系に載せるかという代替案があるのかなのか、もちろんT S Lでご苦労なされたことは十分理解していますけれども、いくつかの案があると思うんですね。おっしゃっている浄水場の移設についてもそういう中で、今の時点で一番いいのかということはどうも少し検討していただくのがいいのかなと思います。私共も国や都のしかるべき機関の中でも検討してもらえるように、お願いをしていくべきかなと思います。

○村議会議員 A

川嶋先生の今のお話ですが、明日浄水場現地で村職員が説明しますので、是非移設が可能かどうかそれも含めて是非お聞きいただきたいと思います。小笠原は観光立島ですので、自然災害に対しては大変敏感なんですね。それともう一つ観光立島で一番問題になっているのは原油高なんですよ。先生方知らないかもしれませんが、小笠原で今、ガソリン10いくらすると思いますか。私も最近買ったことないから分かりませんが、たぶん250円前後するんですよ。そうするとやはり沖縄並に減税ではないですけども、この島狭いですが、バスも1時間1本ですからどうしても車になってしまうんですね。その中で信号ないので時間かかりませんが実際走ると結構距離はあるんですよ。だから燃料も結構掛かりますし、まして観光でお客を乗せて観光船やっていると相当燃料掛かるんですね。ですからそういう意味でも村民生活圧迫されているわけですよね。さらにライフラインでも圧迫されると、小笠原がこの国境の島で住むためにがんばっている中で、だんだんだんだん頑張りもきかなくなってくると思うんですよ。ですから目に見えない細かい部分でも、石油、ガソリン税にしても、例えば小笠原は減免にしてほしいとか、やはり250円ということは、今内地は150円ですから100円分余分に払っているわけです。それは同じ日本国民、東京都民としておかしいでしょうということなんです。そういう部分で表に出ている航空路とかそういうものを別にしても、いろんな部分があるんですね。ですから、そのところもご理解いただいて、最高の振興法延長になるように是非よろしくお願ひしたいと思います。

○岡本会長

いろいろ問題があるということは良く分かりますね。みかけは道路なんか良くなって、良さそうに見えますが、ここにも非常に危険があるんだとか。そういうこともいろいろ勉強させていただかないといけませんね。さっきの村長、審議官がおっしゃった点というのは、我々普段小笠原とは関係ない1人の日本人として、市民として暮らしてますと説得力を持ちうると思いますね。1,000キロ離れた小笠原でですね、日本の経済水域なりを大陸棚のそれらの支援を守っていただいている。また、人が住んでおられるからこそと、非常に明解に伝わってくる。

○佐々木議長

今日母島のほうに行っていたいで、やはり小笠原村は、父・母をかかえているということで、非常に難しい問題があるんですね。今度22年にこの村に複合施設が出来るんです。それでいろいろ母島の、先ほど園田先生の方から膨らんでいるという話があったんですが、じゃ今度は母島に作らないといけない、それも順を追って計画の中に入るんですよ。なかなか順位がまわってこないんですよ。母島には福祉施設は何にもないんですよ。今民家を10万で借り受けて、そこにコンクリ打って中に1人2人入るという状況なんです。だから島内においても格差はすごいんですよ。島内においても父・母の格差。ですからそういう問題も含めて小笠原というより、父島・母島という観点から今度見て母島と同じような形で進んでいかないと、小笠原の先ほど税のこと出ましたけど格差がひどい格差だと思うんですよ。母島から父島にくるということになる大変なことで、例えば父島の高校にくるなら、内地の高校にやるのとそんなに変わらない。ですから今後5年間の中でそういう部分も含めて、父・母の格差是正特の問題、特に福祉の問題で出てくると思いますね。一つ観光の件で、雨天時対策というのがあるんですね。雨が降ったときになかなか行くところがないんですね小笠原の場合は。前から海を利用した、和歌山にもあるんですが、海中展望台のようなちよっと1メートルもあればそこに魚が群がって見えるんですね。そういうものも今後雨天時対策として、振興事業の中で考えていかないといけないんじゃないかと思えますね。お客さんが、雨が降ったときに軒先に隠れなくてもそこにいくとか水族館の問題。一つまた重要な問題で、小笠原の太平洋戦争ですね、そういう悲惨な記録を残した資料館みたいなものも作っていかないといけない。この5年間にテーマがあるわけですよ。そういうものも含めて今後村としてもいろいろ大きな提案として出していきますので、是非先生方もご理解を頂いて今後5年間、言い出すときがないですけど是非お願いしたいということで。

○村会議議員C

やはり振興法で目指すものは、今なお小笠原に必要なことというのは、自立の為の延長であってほしいなと思っています。もちろん先ほど海洋基本法に載せたような形での振興法の延長というのにも必要かとは思いますが。まだまだ自立という意味でも達成できていないのではないかと考えています。自立するための要素として私は、二つあると思っています。一つは航空路の開設。これは、民生の安定という意味での航空路の開設は必要んじゃないかと考えています。もう一つ大きなテーマに観光振興だと考えています。この観光というのは、もちろん漁業、農業その他の商工業も含めた形での観光振興という意味でやっていければと考えています。実は観光振興で今年に入ってからですね観光客が非常に増えています。数字で言うと約20パーセント増ぐらいの勢いで今急激に増えているんですが、ではその要素は何かといいますと、いろんな観光の研究している人たちに聞いてもですね、みんな共通しているのはメディアに最近いっぱいのっている、これの影響が非常に大きいだろうということなんです。じゃメディアは何を小笠原をテーマにして取り上げているのかというと、大体決まっているんですね。それは、クジラ・イルカ・固有種・移入種対策の事業、だいたいこの4つの視点でメディアは今小笠原を取り上げています。総括した形で世界遺産の候補地ということもその要素のひとつになっています。昨日もわくわく動物ランドで移入種対策と固有種という中で、特集の番組が組まれて、小笠原が紹介されています。これはもう番組独自の予算でやってくれていて、小笠原を広報宣伝してくれているわけですね。じゃなんで、クジラ・イルカ・固有種・移入種対策が取り上げているかということ、そこに魅力があるからですよ。じゃその魅力はどうやって、作られるのかということ、おおもとになってくるのは、調査・研究なんですよ。調査・研究を研究者がこの小笠原でいっぱいやっていて、その成果が魅力となってメディアに

取り上げられて、それを見た観光客が小笠原を訪れてくる。こういう仕組みが今あるわけです。実は観光振興をもっと小笠原を発展させていこうという時に、もう4年ぐらい前になるんですけど、離島におけるエコツーリズム振興に関する調査研究というのがあります。これ国交省の外郭団体だと思んですけど、海事産業研究所という所が出してまして、小笠原でこういうことをやれば離島の観光地活性化につながるんじゃないかということをお笠原の事例でやっているものなんですけれども。実はこの調査研究の座長は岡本先生なんですけれども。ここの中で言われていることもですね、小笠原にはガラパゴスのようなダーウィン研究所みたいなシンボリックな調査研究所が必要であるということをお、この調査報告の中でお謳っております。この報告書の提言に基づいて私が前に勤めていた小笠原ホエールウォッチング協会の中で、そういう調査研究部門を実際に作りました。クジラ・イルカという狭い範囲の中で、こういう調査研究部門を設けて、調査研究やってメディアにうたてて、それで観光客を呼んでという仕組みづくりを実際にやっています。私が求めたいのは、それを全村的な形でやればということをお考えています。この報告書にもあるような、小笠原観光自然科学研究所このような観光振興のための箱物であったりソフト面であったりということをお振興法の中で是非やっていただきたいというふうにお考えています。以上です。

○岡本会長

基本的なことですね。産業を発展させようというときに、農業だつてまず農事試験場作つてつぎ人材育成で農業高校作つて農業大学作つていう。海の場合も同様ですよ。水産試験場作つていろんな養殖の研究なんかをやつて人材育成。例えばそういう機関作つて、観光の場合だつて全く一緒ですよ。是非頑張つていただきたい。

○鈴木会長代理

私も復帰直後のころにちょっと携わつたことがあつて、こちらにお邪魔したことがあるんですが、47年頃ですかね。そのとき議論したのはやはり、開発と保全ですよ。守るべきところを守つて、開発するところをするということが、この地域でうまく出来るかなと。それが将来を決めるんじゃないかなという議論をしていました。国立公園法の関係できてますが、これからまた新しい議論で、これまでの研究や科学的な知見に裏付けながら、観光振興していく場合に、本来の守るべきものと、それから産業、人の生活をどう風調和させていくか、早めに開発規制していくなら、景観も含めて、皆さんで議論をして、守るべきところとの線引きすることが大事です。そのためには議論は必要かもしれませんね。そのための研究も必要かもしれませんね。

○村議会議員D

高齢者の問題で私もかなり高齢になつて、やはり小笠原は医療・福祉が皆さんから要望があつて。医療については、航空路も必要だけど、やっぱり医療を何とか早くということで、おかげさまで複合施設が3年先にできることになつて、今工事に取つかかっているんですが、これをうまく機能して、お年寄りが最後までここで過ごせるようにということで、今は八丈島に5人小笠原の枠があつて、皆さんそこへ行つて最後迎える方が結構いらつしゃつたり、内地へ行かれて、子供さんに面倒見てもらうということで、行かれてる方もいらつしゃいまして、みんなつらい思いをしておりますが、医療福祉が充実するということをお、非常に皆さん望んでおりまして、今すぐ飛行艇が飛んできて、広尾病院へ連れて行かれるということがよくあります。そこでつい最近も親しい方がなくなりましたがそういう悲しいこともあるんですが、私たちもここで何とかみんなでお助け合いながら、最後を楽しく迎えたいと思つておりますので、先ほど母島のほうの話も出しましたが、父島にそうい

うものが出来て、母島の方にも利用していただきながら、母島にもちゃんとした施設が出来るようにみんなで頑張っていけないといけないなど、思っております。年寄りが少ない少ないということで、福祉施設も延び延びになってきましたが、その中身とえば、八丈へ送られたり東京へ行ってしまうということで、年寄りが少なくなったというのが事実でありますので、そういう意味では是非こういう遠いところで、日本の海域を守っている小笠原に住んでいる私共が国にも貢献しているという自負もございます。そういう中でみんなが、助け合いながら頑張って、自然を守りながら過ごしていきたいと、本当に全国から、小笠原というところは注目されていると私も思っております。この自然を大事にしながら、生きていけないといけないなど思っております。是非その辺をご理解いただいて、小笠原振興について、考えていただけたらと思っております。よろしくお願い致します。

○岡本会長

ちょっと話は戻りますが、観光の本質というのは生活文化観光なんですね。まずそこによそから来て、国の光を見る。観光というのは国の光を見るといいますけど、国の光というのは、その地域の生活文化なんです。だから生活が光り輝いてないと具合悪いわけですけど、農業もなかなか難しいんですけど、ちょっとさっきの話で農地バンクというのがちょっと面白かったんですが、農地バンクというのはどういうあれですかね。

○農業関係者

農家さんというのは一回土地を取得するとなかなか他に貸したりとか、やりにくいもんなんですよ。そういうような中で、仲介役とってはおかしいんですが、農業委員会ですとか村とか東京都なりがですね、積極的に介入していただいて、とにかく耕地面積を広げて、もちろんそれには買い取るとしてもある程度の資金が必要ですよ。ですからある程度行政で、土地を買っていただいて何年か分割で買い取るとか。先ほども申しましたように、中ノ平の自立支援センター、これは就農希望者がはじめて入ってそこで6年間いろんな方から母島でいくと営農センターとかまたは、農家の先輩から本当に基礎から教えてもらって、だいたい6年ぐらいで修得するだろうということで、本来なら今年そこから出てなくちゃいけないんです。ところが自立するための農地が確保されないために、もう1期延長していただくという形になっています。

○岡本会長

農地バンクの先行事例というのはありますか。

○農業関係者

現在はありませんけども、現に先ほど村議会議員Dがおっしゃったように、高齢化して農業が維持できないために引き上げたいという方がいらっしゃいましたが、その方が何とか村で買ってもらえないか、あるいは農協を通して仲介してくれないかという事例はあります。

○岡本会長

村長その辺はどうなんですか。

○森下村長

今日職員が説明しましたように、不在者地主が多いということで、土地の流動性がないんです。

中ノ平の場合は、何人かの方が手放されるということがありまして、村で取得してああいう形にしたんですが。イメージとして、土地の流動性がないので、村で買い上げられるような出物がないというような状況で手が付けられない。

○岡本会長

不在者地主のところに行って、説得するとかそういうことはないんですか。

○森下村長

今日出なかった話で、もう少し複雑なのはですね、不在地主の土地が分岐されて子ども達が大勢に、一体誰と交渉していいのか、実際そういう具体的な悩みもありまして。だから、愛着があって手放したくないというところは、それはそれでなんです。ですから民有地の場合には、思いと具体的にたてををしていくときにハードルが高いということがありまして。例えば父島で高齢でやっている方がいらっしゃるって、後継者もいらっしゃらない。そういう場合に、誰かに貸すということが可能なのか、買い上げてくれという話になるのか。今のところ全く具体的な事例もありませんので。

○村議会議員B

小笠原の場合はですね、戦前農地だったところを、返還当時昭和46年から東京都と国が開墾申請された方については、開墾していただいた経緯があります。先ほど言いましたように、振興法の頭の中に旧島民対策事業として、旧島民が農地を開墾申請されたときには、開墾していただいたんです。実際に農業は入って、旧島民ですから50代の若い人ではなくて、私なんかはその当時はまだ30代で若い方でしたが、当時はもう50代以上の方が入植したわけです。ですが10年ぐらいすると、内地でサラリーマンやっていた方が入植してきて、高齢化してきて、農業できなくなって手放すことはしなくて、内地に引き上げたままで、1年するとジャングル化する。そういう農地と戦前は農地だったけども誰も帰ってこない農地これ2つあります。そして今農業運営委員会が目指している農地バンクはそういうところ両方を、拾い出して貸すなり売ってくれるところをリストアップしようとしているんですが、今村長が言ったように戦前からのもので、誰が土地を持っているのか、誰が地主さんかは登記簿見ればわかるんですが、実際にその人はいないわけですね。そうすると孫の代ひ孫の代になっていて権利はあるけれども、どこに住んでいるかというのは分からなくてなかなか、村としても農地の帳面を作れないというところ。実際に、返還後開墾された方が離農して、一度開墾したけども利用されていない土地が実際に利用される方向に行くかという、なかなか自分の代で土地を手放したくないというジレンマとかそういうことがありまして、なかなか土地が流動化しないという二つあります。ただ、小笠原で農業したいという方はかなりおります。母島の場合には、若い人が育って今中堅で生産をしています。

○岡本会長

漁協の場合は新規参入があるんですよ。修行すれば漁業者になれるんですよ。

○漁業関係者

そうですね。大体10年位でなれますね。全国から受入れています。

○園田委員

今その土地はどうなっているんですか。何も使っていないんですか。

○森下村長

そうですね。不在者地主と今までやってきたけれどもこれから出来なくなる方もいるわけですが、けれども。

○園田委員

現認主義なんですがね。実際に耕している人に権利があると法律的に枠があるんですがね。

○村議会議員B

母島の場合には1回広くやられた方が亡くなって、その家族の方が、農協さんが全部責任をおってくればということで、6人の方がそこへ入って耕作して、権利は主張しないという約束の元で、やはり農業委員会が中に入ってますから、6年で更新して。それと、就農したいけれどもなかなか住宅がないために、農地は確保したけど住宅がないので、定職出来ないということもあります。都営住宅はありますが、都営住宅はいくら住む人がいても作らないということになっておりますので、民間のアパートが今土地も高い、建築コストも高いのでなかなか自分では立てられない、それだったら都営住宅を空くのを待って民間のアパートへ入って待つ。その民間のアパートも母島にはありませんので。

○園田委員

農業をやってみたいとか。何でしょう全国では困り果てているんですが。他の地区では後継者がいないと。

○村議会議員B

小笠原のいろんな情報を得て小笠原で農業やってみようと、今日見ていただいた村の農業団地に入っている若い方も、そういう目的でやってきて、農家の空いている土地を借りてやって、実績を上げた人があそこに入る。ある程度農業者として認められないとあそこへも入れない条件が村の中にありますから。

○園田委員

最近の若い方は、夢を持って入ってくるんだけど、目的を持っていないというのか。だからなかなか夢が先に来て、目的を持っていないわけだからつじつまが合わなくなってくる。

○農業関係者

1ヶ月に3・4件ありますね。

○園田委員

日本全国で見たら、土地は余っているし、就農者はいないし。

○農業関係者

小笠原の場合、変な話観光しながらとか。パラダイスじゃないですけど、あると思いますよ。

○園田委員

私も団塊の世代の一番下の世代なんです。それで我々はどちらかというと、連帯主義者なところがありまして、どこかアバウトな所がありまして、すぐに言葉の最初に我々とは使いますでしょ。我々これはアバウトなんです。でもこれからは、物事を要求するときには、アバウトではなく、はっきりと、具体的に科学的根拠をつけて、しっかりと要求していかないと、なかなか動かない。そこをするのはここですから、ここがその根拠を持って押していくのは必要であると思います。

(了)